令 和 ８ 年

七 ヶ 浜 町 議 会 会 議 録

３月会議　　３ 月 ２ 日　開　会
　　３ 月１６日　閉　会

七 ヶ 浜 町 議 会

令和８年３月２日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録

（第１日目）

令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録第１号

令和８年３月２日（月曜日）

出席議員（１３名）

１番	鈴木洋市君	２番	鈴木篤君
３番	佐藤信輝君	５番	鈴木博君
６番	鈴木惠子君	７番	佐藤直美君
８番	熊谷明美君	９番	佐藤壮一君
１０番	遠藤喜二君	１１番	岡﨑正憲君
１２番	歌川渡君	１３番	仁田秀和君
１４番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長		寺澤薫	君
副町長		平山良一	君
総務課長兼デジタル推進室長		藤井孝典	君
防災対策室長		石井直紀	君
企画財政課長		青木ゆかり	君
税務課長		遠藤衛	君
町民生活課長		宮下尚久	君
まちづくり振興課長		鈴木昭史	君
建設課長兼復興推進室長		阿部豊則	君
国際村事務局長		我妻幸弘	君
子ども未来課長		菅井明子	君
健康福祉課長		関本英児	君
長寿社会課長		沼倉隆弘	君

会計管理者	鈴木　正実　君
上下水道事業所長	後藤　謙一　君
教育長	大槻　泰弘　君
教育総務課長	稲妻　和久　君
生涯学習課長	遠藤　弘次　君
監査委員事務局長	佐々木　祐一　君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木　祐一　君
同書記	鈴木　一叶　君

議事日程　第１号

令和８年３月２日（月曜日）　　午前１０時００分　　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会議日程の決定

日程第　３　施政方針及び提案理由の説明

日程第　４　一般質問

日程第　５　議案第１０号　七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例について

日程第　６　議案第１１号　七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第１２号　七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第１３号　七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第１４号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）

日程第１０　議案第１５号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第１１　議案第１６号　令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１２　議案第１７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１３　議案第１８号　令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１４　議案第１９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第１５　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第１６　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第１７　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第１８　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第１９　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第２０　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第２１　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

日程第２２　報告第　１号　専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和７年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事）」

日程第２３　報告第　２号　専決処分の報告について「令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）」

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会議日程の決定

日程第　３　施政方針及び提案理由の説明

日程第　４　一般質問

午前１０時００分　開会

○議長（安倍敏彦君）　おはようございます。

本日３月２日は休会の日ですが、議事の都合により令和８年七ヶ浜町議会定例会を再開し、３月会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において７番佐藤直美議員、８番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第２　会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君）　日程第２、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議の日程は、本日から16日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、３月会議の日程は本日から16日までの15日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君）　ここで、諸般の報告をいたします。

前回の１月第２会議から今回の３月会議の開始までにおける諸般の報告については、お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君）　次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長　平山良一君　登壇〕

○副町長（平山良一君）　おはようございます。

それでは、令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議の開会に当たり、令和７年定例会12月会議以後における行政報告を申し上げます。

初めに、今月11日で東日本大震災発生から15年を迎えようとしております。改めまして、震災により犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族や震災で被害を受けられた皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

10月１日発令の高齢者叙勲にて元七ヶ浜町議会議員阿部慶也氏が旭日単光章を受章されたことに対し、祝意を申し上げたいと思います。

阿部慶也元議員は、地域住民より推されて、平成７年４月に七ヶ浜町議会議員に当選以来、平成27年９月までの５期、20年５か月の長きにわたり町議会議員を務められました。その間、総務常任委員会委員長をはじめ教育民生常任委員会委員長、議会広報調査特別委員会委員、議会運営委員会委員など議会の要職を歴任されました。平成19年５月からは七ヶ浜町議会議長として、平成23年９月までの４年５か月の間、町勢の発展と地方自治の発展に貢献をされました。氏の歩みは、住民の代表機関である議会のあるべき姿を自覚し、常に公平公正を胸に努め、町勢発展に尽くされたことは、町民の誰しもが認める功績であります。このたびの叙勲に対し心より敬意と祝意を申し上げたいと思います。

令和７年12月25日、七ヶ浜町交通死亡事故ゼロ４年間達成に伴う宮城県知事褒状並びに交通死亡事故ゼロ1,500日達成による宮城県警察本部長褒状の伝達式が行われました。本町の交通死亡事故ゼロは、令和７年11月16日には４年、伝達式当日には1,500日を迎えました。これは、関係団体の皆様による継続的な交通安全活動と町民一人一人の高い安全意識のたまものであり、今後も交通死亡事故ゼロの日数を着実に積み重ねてまいりたいと考えております。

新年の幕開けとなる１月１日には、七ヶ浜町観光協会主催「新春初日の出ｉｎ菖蒲田浜2026」が菖蒲田海水浴場で開催されました。当日は、町内外から5,000人を超える人々が訪れ、水平線から昇る美しい初日の出を望むことができました。恒例の紅白の餅まきにも来訪者が多数集まり、寒さを忘れるほどのにぎわいとなりました。

１月２日、町屋内運動場において七ヶ浜町消防団出初め式が行われ、氏家消防団長をはじめ各分団員、女性団員、消防職員の約120名が参集しました。地域住民の生命・財産を守るため、火災の対応のみならず各種災害への対応に日々尽力いただいており、引き続き使命感を持って安全・安心なまちづくりに御協力いただけるものと思っております。

１月６日には、第78回奉献乾海苔品評会審査会が鹽竈神社大講堂で行われました。記録的な猛暑や海水温上昇の影響により色落ちや生育不良が懸念されましたが、生産者の工夫により昨年同様に質の高い乾海苔が生産され、本町からは43点が出品されました。審査の結果、３年連続での優勝受賞には至りませんでしたが、上位入賞を含む31点が入賞し、生産者の技術力と不断の努力が実を結ぶ結果となりました。

１月11日、七ヶ浜国際村において成人式が開催され、新成人153名の出席がありました。人生の節目となる日を迎えられた皆さんの晴れやかな姿は、実に頼もしく感じられ、成長した姿を家族や恩師に披露するよい機会となりました。これからも挑戦を恐れず、一歩踏み出す勇気を持って、自らの選択を信じて歩んでいただきたいと願っております。

１月17日、七ヶ浜町健康づくり講演会が七ヶ浜国際村を会場に開催され、214名の方に御参加いただきました。落語家の桂三四郎氏から「笑いと健康～人と人とのつながりが人生を豊かにする～」と題した講演をいただきました。笑いと健康、そして人と人とのつながりは、本町が何よりも大切にしているものです。講師のすばらしい話術と心温まる落語で、今年の初笑いとなりました。

２月８日、第51回衆議院議員総選挙が行われました。投票率は56.38％で、前回、６年を2.88ポイント上回る結果となりました。

２月14日、七ヶ浜国際村において第３回地区対抗ダーツ大会が行われ、14地区から６歳から85歳までの136名の皆さんにエントリーをいただきました。豪華賞品を狙って繰り広げられる熱戦を制したのは、汐見台地区Ｂチームとなりました。

２月15日、ながすか多目的広場において七ヶ浜町観光協会主催による「七ヶ浜の恵みフェア第４回～新海苔だよ！全員集合！！～」が開催され、２月としてはまれに見る暖かさとなり、１万3,000人の来場者でにぎわいました。今年は宮城県内のみならず、震災復興に御支援いただいた鎌倉市七里ガ浜の関係団体などからの出店もあり、県内外から26店舗が出店し、創作ノリ料理の提供や生ノリの試食、ノリのみが当たるビンゴ大会など七ヶ浜のノリを広くＰＲするよい機会となりました。

２月19日、中央公民館において七ヶ浜町生活支援体制整備事業「お宝発表会」が開催されたところ、215名の関係者が集まりました。宮城県地域支え合い生活支援推進連絡協議会会員の真壁さおり氏による互近助のゆるやかな支え合いに関する講話に続き、七ヶ浜町老人クラブ連合会及び七ヶ浜町地域見守り隊から日頃の活動を地域のお宝として発表をいただきました。地域の支え合いは、地域住民にとってかけがえのない財産であり、今後も助け合いの輪が広がる

ことが望まれます。

２月25日と２月26日、ピアニスト高見秀太朗氏と七ヶ浜出身のサクソフォン奏者伊藤洋夢氏による「ＭＥＣＰ音楽アウトリーチ」が行われました。震災後から続く小学校芸術鑑賞事業「仲道郁代音楽アウトリーチ」の前段階として、町内３小学校の５年生を対象にした体や視覚を使った音楽を体験してもらいました。このことは、６年生での「仲道郁代音楽アウトリーチ」につながり、音楽を通じて豊かな想像力を育む一歩となります。

２月28日及び３月１日には、第30回七ヶ浜町生涯学習フェスティバルが開催されました。特別出演として、オープニングにはビッグバンド「スイングポートオーケストラ」によるジャズ演奏で始まり、２日目には、吉田浜獅子舞保存会による演舞が披露されるなど節目となる30回に花を添えていただきました。文化や芸術は、健康・福祉・教育・地域づくりを横断的に支える重要な要素であります。この２日間を通じ、多様な文化・芸術に触れる機会を提供し、子供から高齢者まで幅広い世代の皆様に学びのきっかけを楽しんでいただくことができました。

次に、３月11日の東日本大震災追悼行事について申し上げます。

東日本大震災から間もなく15年を迎えます。本町では、東日本大震災七ヶ浜町追悼式を七ヶ浜国際村において執り行う予定です。あわせて、公園墓地蓮沼苑内の慰霊碑前及び七ヶ浜国際村エントランス広場の２か所に献花台を設置いたします。式では、地震発生時刻の14時46分にサイレンとともに黙禱を行い、震災で犠牲となられた方々に哀悼の誠をささげます。

引き続き、町民の皆様が安全・安心で心豊かに生き生きと暮らせる「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。

ありがとうございました。

〔副町長　平山良一君　降壇〕

日程第３　施政方針及び提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君）　日程第３、施政方針及び提案理由の説明について、寺澤　薫町長へ説明を求めます。寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　おはようございます。

それでは、これより令和８年度の施政方針と令和８年七ヶ浜町定例会３月会議に提出いたしました議案等の提案理由について説明を申し上げます。

あの東日本大震災から15年という歳月が経過いたしました。

今も世界情勢は、対立や分断、強国の領土拡大といった不安定な国際情勢となっており、混沌としております。国内に目を転じれば、物価高騰や円安、株価の上昇など先の読めない、先の見えない経済状況となっております。

一方で、全国各地では、気候変動による豪雨被害や地震、大規模な林野火災が相次ぎ、特に、昨年気象庁から発表された後発地震に注意を促す北海道・三陸沖後発地震注意報は、私たちに備えの重要性を改めて強く認識させるものとなりました。

加えて、熊被害対策も含めて、住民の安全確保が地域の大きな課題となっております。

本町におきましても、住民の安全・安心を最優先に、より一層の防災・減災対策に取り組んでまいる所存であります。

今、市町村を取り巻く社会状況は、物価高騰をはじめ人口減少や少子化、超高齢化、人手不足、公共施設の老朽化、さらにデジタル化の急速な進展など多くの課題を抱えております。

そのような中、政府は昨年12月、地方創生に関する総合戦略を閣議決定し、強い経済、豊かな生活環境、選ばれる地方といった目標の実現に向けた各府省庁の具体的な取組が体系化されました。さらに本年夏頃には、強い経済の実現に力点を置いた地域未来戦略が取りまとめられる予定であり、地方の持続可能な発展に向けた取組が進められております。

本町におきましても、生成ＡＩが台頭する社会の大きな変革期と捉え、政府が打ち出す政策や施策等を踏まえ、本町のまちづくりに合致する制度や施策に取り組んでまいる所存であります。

本年度は、住民サービスの質の向上と窓口での負担軽減を図るため、やさしい窓口を目指し、書かない窓口の運用開始や決済サービスの拡充など、ＤＸいわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進を進めてまいります。

あわせて、政府が打ち出すこどもまんなか社会の実現に向け、第１期こども計画の策定を進めるとともに、全ての子供が安心して通園できるこども誰でも通園制度の環境を整えてまいります。

さらに、町が策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の普及啓発を進めるとともに、磯焼け対策として、松ヶ浜地先での藻場造成事業を推進し、ブルーカーボン生態系の再生と海洋資源の回復を図ってまいります。

また、町民のライフスタイルの変化や利用しやすい公共施設を目指し、町中央公民館に民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入いたします。

加えて、大規模改修した武道館につきましては、リニューアルオープンを契機に利便性の向上に努めてまいります。

さらに、これまで取り組んできた６つの政策の柱である「心かよう健幸のまちづくり」に継続して取り組んでまいります。

まず、政策軸の１つ目は、安全で安心な暮らしを守りたい。復興と防災であります。

防災・減災対策として、継続して東北大学との災害科学研究拠点連携事業を通じ、シンポジウム開催など地域全体の防災力の向上に取り組んでまいります。東日本大震災の伝承事業につきましては、他団体との連携も含めて、次世代への教訓の継承を進めてまいります。

また、町民の安全・安心対策につきましては、カメラつきＬＥＤ防犯灯の設置や自転車用ヘルメット購入補助を推進するとともに、津波ハザードマップの改訂並びに避難計画の見直しに向け準備を進めてまいります。令和４年度より取り組んできた個別避難計画の策定については、令和７年度をもって全地区の策定が完了し、次の運用フェーズへ進めてまいります。本年度は、地域での効果的な活用に向けモデル地区を選定し、避難誘導体制の構築や現地に即した誘導方法の検討を進めてまいります。住民が安全に避難できる体制構築を図り、防災力の強化に取り組んでまいります。

２つ目は、可能性を伸ばしたい。人材育成であります。

七ヶ浜・グローカルＰＲＯＪＥＣＴは、本年度より七ヶ浜・グローカルＰＲＯＪＥＣＴセカンドステージへと移行します。これまでの英語コミュニケーション能力向上への取組を継続しつつ、新たに導入するＡＩドリルの活用や県指導主事による学校現場への参画により、基礎学力の定着と効果的なＩＣＴ教育の推進に取り組んでまいります。

また、不登校傾向にある児童・生徒への支援については、学校教育センターの職員増員に加え、中学校内に校内教育支援センターを新設します。これにより、教室復帰に向けたサポート体制の強化に取り組みます。あわせて、家庭での適切なＩＴ利用を促し、デジタルコントロールの啓発活動を町教育委員会が中心となり展開してまいります。

一方、中学校における休日の部活動につきましては、地域全体で子供たちの活動を支える地域展開に向けた準備を進めてまいります。

国際交流につきましては、本年度は米国プリマス町への訪問事業を実施いたします。姉妹都市交流36年目を迎え、さらに友好関係を深め、子供たちの異文化や国際感覚を育む交流体験につなげてまいります。

さらに、学校給食につきましては、小学校の給食費支援及び食材高騰分への後期支援を実施

し、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

３つ目は、誰もが健康であってほしい。攻めの福祉であります。

本町の健康課題である高血圧症、運動習慣の不足を踏まえ、東北大学と連携した高血圧ゼロのまちづくりプロジェクトを推進し、減塩の啓発や筋肉量の見える化など生活習慣の改善に向けた環境づくりを進めてまいります。あわせて、65歳以上の男性を対象としたフレイル予防事業を実施し、筋力の維持向上や転倒事故の防止など健康寿命延伸のための取組を行ってまいります。さらに、検診につきましては、がんの早期発見に向けて、胃がん検診に内視鏡検査を追加し、受診体制の拡充を図ってまいります。加えて、骨髄バンクドナー登録者が提供時に負担する入院費用の助成を創設いたします。

子育て支援につきましては、こども未来戦略に基づき、こども誰でも通園制度を遠山保育所内に開設し、子供の成育環境やライフスタイルに応じた相談支援に取り組んでまいります。

また、出生直後からの切れ目のない支援強化では、１か月児健康診査の公費助成を開始するとともに、子供の発育、発達状況の把握、就学前の適切な支援につなげるため、５歳児健康診査の実施に向けた事前準備を関係機関と連携を図り、進めてまいります。

少子化対策としては、不妊検査費、不妊治療費の助成を継続し、若い世代が将来のライフプランを描くきっかけとなるプレコンセプションケアの普及をはじめ、小学生には命の事業として、実技を交えながら命の大切さを伝える取組を行ってまいります。

放課後児童クラブについては、令和７年度同様５か所での運営体制を維持し、待機児童ゼロを継続してまいります。

健康、福祉、子育て支援の新たな拠点施設として整備を予定している（仮称）七ヶ浜町保健福祉センターについては、基本構想に基づき、概略設計等の具体化に取り組んでまいります。

震災以降継続してきた訪問活動事業等につきましては、支援が必要なケースの早期発見や孤立防止のため、地域高齢者等見守り支援事業として再編いたします。本年度においては、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画、第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画、さらには、第１期こども計画の策定を進めてまいります。

４つ目は、地域をもっと元気にしたい。地域力の構築であります。

地域の皆さんの協力の下で取り組んできた小学校・地区民合同大運動会につきましては、本年度も開催し、地域の結束力や地域力のさらなる向上を図ることで、町全体の元気につなげてまいります。

また、ダーツの町七ヶ浜として展開する七ヶ浜アロープログラムにつきましては、多世代交

流や健康増進地域とのつながりを深めるものとして、ダーツ大会の継続開催に加え、ダーツを活用した幸福度調査を行うなど健康のまちづくりに取り組んでまいります。

５つ目は、地域の足を強くしたい。地域交通対策であります。

地域交通対策につきましては、バス路線の維持を最優先として、乗降調査や利用者アンケートの分析を通じ、利用状況や新規利用者に係る課題の把握に努め、町民の利便性向上と移動手段の確保に取り組んでまいります。

６つ目は、町を生き生きさせたい。地場産業への新たな挑戦であります。

フィッシャーマンズ・チャレンジ事業により新たな地場産品として研究を進めているトリガイにつきましては、七ヶ浜ブランドとして種苗生産技術の確立と安定した飼育環境に向けて調査・研究を継続し、生産量の確保に取り組んでまいります。

最後に、６つの政策軸とともに逍遥のまちづくりにつきましては、事業者によるサウンディング調査の結果を踏まえ、今後の可能性の具現化に向けた取組を進めてまいります。

次に、一般会計予算案について説明いたします。

令和８年度の歳入歳出予算額は79億1,500万円で、前年度と比較すると、8,400万円の減となります。

歳入については、主要な自主財源である町税が20億7,794万9,000円で、前年度と比較すると、4,534万3,000円の増となります。主な要因は、個人町民税の所得割の増額が見込まれることによるものです。

地方交付税は、地方負担の増に対する国の対策の動向や前年度の決算見込額を踏まえ、普通交付税は21億3,000万円。特別交付税は、前年度同額の１億円を計上しております。

なお、震災復興特別交付税は、復興に係る職員派遣の終了等により交付が見込まれないため予算計上はございません。

国庫支出金は、児童手当負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、災害公営住宅家賃対策補助金等の減により、前年度比6.4％減の11億4,196万6,000円となります。

県支出金は、公立学校情報機器整備事業費補助金、参議院議員選挙及び宮城県知事選挙執行経費の財源である選挙費委託金等の減により、対前年度比3.8％減の６億2,673万5,000円となります。

繰入金は、子供の医療費対策事業の財源として、地域福祉基金繰入金を前年度同額の1,800万円。フィッシャーマンズ・チャレンジ事業等の財源として、産業振興基金繰入金を1,000万円。東日本大震災復興基金繰入金を1,498万円のほか、歳入不足を補うために財政調整基金繰

入金３億9,000万円等を計上しております。

町債は、松ヶ浜地先への藻場造成事業の財源として、水産環境整備事業債1,700万円。急傾斜地崩壊対策事業の財源として、急傾斜地崩壊対策事業債1,000万円。小中学校校舎等照明設備更新事業の財源として、公共施設等照明改修事業債２億650万円。七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業の財源として、七ヶ浜健康スポーツセンター改修事業債4,670万円等の借入れを予定しております。

歳出については、人件費が13億7,386万7,000円。公債費が４億9,921万6,000円となるほか、扶助費が15億5,780万4,000円となります。人件費、公債費及び扶助費による義務的経費は、34億3,088万7,000円となり、予算全体の43.3％を占めています。

普通建設事業費は、町道整備事業、小中学校体育館施設照明改修事業、七ヶ浜町武道館耐震化及び大規模改修事業等で減になった一方、松ヶ浜地先への藻場造成事業や小中学校校舎等照明設備更新工事等の増で５億573万8,000円となり、予算全体の6.4％を占めております。

物件費は、参議院議員選挙、宮城県知事選挙執行経費、標準準拠システム移行、書かない窓口等に係る電算関連費等の減で、16億3,989万1,000円となり、予算全体の20.7％を占めております。

補助費等は、物価高騰対策事業として実施する上水道基本料金減免に係る水道事業会計補助金、下水道事業会計補助金、一部事務組合負担金等により10億8,074万1,000円となり、予算全体の13.7％を占めております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金が１億4,079万4,000円。後期高齢者医療特別会計への繰出金が３億2,726万5,000円。介護保険特別会計への繰出金が３億4,132万5,000円で、繰出金総額が８億1,022万5,000円となり、予算全体の10.2％を占めております。

次に、国民健康保険事業特別会計予算案について説明をいたします。

令和８年度の歳入歳出予算額は19億5,100万円で、前年度より１億1,400万円の減となります。

歳入については、国民健康保険税が３億9,057万3,000円と、税率改定に伴い、前年度より4,188万円の増で計上しております。

また、歳出の保険給付費分として交付される保険給付費等交付金が大半を占める県支出金については、歳出の保険給付費に合わせて13億6,367万8,000円と、前年度より１億449万5,000円の減で計上しております。

歳出については、保険給付費を前年度からの推計値により13億4,933万6,000円と、前年度より１億791万8,000円の減で計上しております。

また、国民健康保険事業費納付金を県の算出額に基づき５億831万6,000円と、前年度より1,094万4,000円の減で計上しております。

保健事業については、国民健康保険事業実施計画に基づき実施することとしております。特定保健指導については業務委託とし、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施するとともに、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業を進めてまいります。

昨年７月31日には、従来の保険証の更新がなくなり、マイナ保険証または資格確認書を活用する仕組みへと移行しました。さらには、高額療養費制度の見直しの検討が進められているほか、令和８年度からの子ども・子育て支援金制度の開始、保険税水準の都道府県単位での統一が国の主導で推進され、宮城県においても令和12年度を目標に定めるなど、国による制度等の大幅な改正が進められております。

今後も制度の周知を図るとともに、貴重な財源である国民健康保険税についての御理解をいただきながら、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。

次に、公園墓地事業特別会計予算案について説明いたします。

令和８年度の歳入歳出予算額は1,736万6,000円で、前年度より109万8,000円の減となります。

歳入については、使用料及び手数料が前年度同額の1,058万円となり、公園墓地使用料に係る墓地の区画数は18区画分を計上しております。

繰入金については102万5,000円の減となり、歳出の一般管理費に係る経費分を繰入れするものとなります。

繰越金については、40万円を計上しております。

歳出については、総務費が818万6,000円となります。このうち公園墓地管理基金への積立ては、前年度同額の180万円となります。

諸支出金は一般会計への繰出金で、878万円となります。

今後も本事業の周知を図るとともに、公園墓地運営につきまして万全を期してまいります。

次に、介護保険特別会計予算案について説明をさせていただきます。

保険事業勘定の歳入歳出予算額は21億800万円で、前年度より１億3,000万円の増となります。

歳入については、基本的に給付費の23％を65歳以上の第１号被保険者、27％を40歳から60歳までの第２号被保険者が負担し、残りの50％を国、県、町が負担する仕組みになっております。

公費負担分のうち、原則として居宅給付費については国が25％、県が12.5％、残りの12.5％を町が負担し、また、施設等給付費については国が20％、県が17.5％、残りの12.5％を町が負担することになっています。

歳出については、保険給付費19億4,548万7,000円。地域支援事業費8,151万1,000円。その他の諸費8,100万2,000円となります。訪問型、通所型サービスの利用者の増により居宅給付費が大幅に増加しており、前年度より保険給付費が１億1,014万7,000円の増、地域支援事業費が773万8,000円の増となっております。

サービス事業勘定の歳入歳出予算額は704万7,000円で、前年度より15万9,000円の増となります。

歳入については、介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成収入で、歳出についても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成委託料が主なものとなっております。

令和８年度は、第９期介護保険事業計画の最終年となることと、新たな第10期介護保険事業計画の策定年度となります。引き続き、地域包括支援センターを中心に現状把握や情報提供に努め、地域と関係機関との連携体制を強化し、攻めの福祉を推進するとともに、今後も介護保険事業の健全な財政運営を図り、介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある活動ができるよう「健康で　生きがいのある　支え合うまち　七ヶ浜」の実現に向け取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療の給付等を行っており、市町村において申請や相談等の窓口業務や保険料の徴収を行っております。特別会計では、これら市町村事務に関する所要の予算を措置するものとしております。

令和８年度の歳入歳出予算額は３億1,654万2,000円で、前年度より4,285万3,000円の増となっております。

歳入については、２年に１度の保険料改定と、令和８年度から新たに加わる子ども・子育て支援金、保険料分の増により、後期高齢者医療保険料が２億4,373万7,000円と、前年度より3,249万9,000円の増を見込んでおります。

低所得者等の保険料軽減分として国、県、市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金を6,522万3,000円と、前年度より913万5,000円の増で計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金３億896万1,000円と、前年度より4,163万4,000円の増を計上。そのほかは、主に事務費となる総務費に662万6,000円を計上しております。

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の増加、２年に１度の診療報酬改定等高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ負担し合うことが、制度を安定的に持続させることとして重要であります。町として、引き続き後期高齢者医療制度全体の周知説明に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算案について説明いたします。

本町の水需要は、人口減少や節水型社会へ移行したことに伴い、今後も減少傾向が見込まれますが、ノリ養殖業の状況によっては、減少幅が抑制されるものと考えられます。

施設面では、昨年に引き続き、水道ビジョン及び施設更新計画に基づく施設整備を行う予定です。

令和８年度の収益的収入は４億8,436万3,000円で、前年度と比較すると794万7,000円の減となります。主な要因は、水需要の減少により水量、料金を減額したことによるものです。

収益的支出は４億6,670万8,000円で、前年度と比較すると1,207万3,000円の増となります。主な要因は、減価償却費及び資産減耗費、消費税の予定納付額の増額によるものです。

資本的収入は、前年度と同額の33万円。

資本的支出は１億1,288万6,000円で、前年度と比較すると408万9,000円の増となります。主な要因は、建設改良に伴う工事費は減少したものの委託料及び量水器購入費が増加したため増額したことによるものです。

資本的収支における不足額の１億1,255万6,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたします。

今後も「小さなまちに大きな安心を　くらしを支える水道」を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算案について説明いたします。

令和８年度の収益的収入は５億6,149万5,000円で、前年度と比較すると1,259万2,000円の減となります。主な要因は、人口減少や節水型機器の普及等により下水道使用料及び一般会計補助金、長期前受金戻入益が減額したことによるものです。

収益的支出は５億5,806万円で、前年度と比較すると793万8,000円の減となります。主な要因は、ウォーターＰＰＰ、いわゆる官民連携方式の導入により委託料は増加したものの、減価償却費が減少したため減額したことによるものです。

資本的収入は２億2,258万4,000円で、前年度と比較すると１億687万2,000円の減となります。主な要因は、建設改良工事等の減少により企業債及び社会資本整備総合交付金等の国庫補助金

が減額したことによるものです。

資本的支出は３億8,792万8,000円で、前年度と比較すると7,994万9,000円の減となります。主な要因は、平成７年度借入れ分等が完済したことによる企業債の償還及び建設改良工事等の減少により工事請負費等が減額したことによるものです。

資本的収支における不足額の１億6,534万4,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補塡いたします。

雨水処理負担金等として一般会計から受ける繰入金は２億1,000万円で、前年度と比較すると1,461万4,000円の増となります。

今後も、社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう施設の計画的な維持管理と効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、施政方針を述べましたが、本年度も時代の変化や新たな課題に対し、職員一丸となって柔軟かつ適切に取り組み、６つの政策軸を推進し、「心かよう健幸のまちづくり」に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、御理解と御協力を賜り、お願い申し上げます。（「続けて」の声あり）

次に、提案理由を申し上げます。

まず、一般会計をはじめ各種会計の令和８年度予算案の具体的内容につきましては、設置が予定されております予算審査特別委員会におきまして、担当課長等から詳細に説明申し上げますので、私からは省略させていただき、各種会計の当初予算以外の議案等について説明を申し上げます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第10号から議案第26号までの17議案と報告が２件であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をいたします。

初めに、議案第10号七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例については、七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事の完成に伴い、条例を廃止するものであります。

次に、議案第11号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例については、課税区域の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一

部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号は令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）であります。

補正の額は1,975万5,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ86億5,438万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、障害者介護給付事業費、訓練等給付費、認定こども園・幼稚園施設型給付費などの扶助費への追加、七ヶ浜健康スポーツセンター設備機器更新等工事のほか産業振興基金、公共施設管理基金など各種基金積立金への追加、標準準拠システム移行支援業務委託の減額、児童手当の減額など歳入歳出の決算見込みや事業費の確定による予算の整理であります。

また、繰越明許費補正を９件、債務負担行為補正を１件、地方債補正を８件計上しております。

次に、議案第15号は令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）であります。

補正の額は8,488万5,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ21億5,700万9,000円とするものであります。主な内容としましては、国民健康保険税や保険給付費、保健事業等の予算の整理であります。

次に、議案第16号は令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）であります。

補正の額は518万2,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,378万2,000円とするものであります。主な内容としましては、公園墓地使用料の減額や施設管理費の減額など予算の整理であります。

次に、議案第17号は令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）であります。

保険事業勘定における補正の額は5,453万3,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ21億4,475万8,000円とするものであります。主な内容としましては、保険給付費や地域支援事業費などの予算の整理であります。

次に、議案第18号は令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）であります。

補正の額は822万円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ２億9,111万9,000円とするものであります。主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加などでありま

す。

次に、議案第19号は令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）であります。

４条予算、資本的収入の企業債に2,390万円を追加するものであります。補正の内容は、企業債限度額の整理であります。

次に、報告第１号令和７年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事の工事請負変更契約の締結については、施工の中で確認された部分的な腐食箇所の追加改修工事や交通誘導員や発生材処分費の整理等の変更契約について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第２号令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）につきましては、令和８年１月23日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、当該選挙の執行に必要な予算について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

以上、提案いたしました議案等のうち令和８年度七ヶ浜町一般会計当初予算案及び各種会計当初予算案以外の議案等について説明をいたしました。

御提案いたしました議案等につきましては、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時より再開いたします。

午前１０時５５分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

日程第４　一般質問

○議長（安倍敏彦君）　日程第４、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、８番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。熊谷議員。

〔８番　熊谷明美君　登壇〕

○８番（熊谷明美君）　８番熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、命を守る防災・減災の取組をと、ポイ活の利用促進はの２問について一般質問をさせていただきます。

１問目、命を守る防災・減災の取組をについてでございます。

東日本大震災から今年15年となります。改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この15年間、2016年４月の熊本地震や24年１月の能登半島地震、記憶に新しい昨年12月の青森県東方沖地震などマグニチュード７以上の地震が発生し、甚大な被害が出ております。また、15年９月の関東・東北豪雨や19年の台風19号東日本台風のときも洪水、大雨、土砂災害、川の氾濫など大きな被害がありました。昨年２月には大船渡市山林火災が発生し、４月７日の鎮火宣言まで約１か月以上の時間を要しました。

昨今は、特に地球温暖化の影響による線状降水帯発生での局地的な豪雨災害や猛暑・酷暑日が続くなど自然災害が私たちの生活に危機感を与えております。さらに、新型コロナウイルスなど様々な感染症が蔓延するなどまさに災害大国日本であります。

震災の被災地である本町は、3.11の大震災から15年の節目のこのときに、いま一度防災・減災について考え、伝承し、対策を強化する必要があると考え、以下の４点を伺います。

１点目、政府は、国の事前防災や災害対応の司令塔を担う防災庁の今秋発足に向け準備を進めています。早期の復旧とよりよい復興に向け、あらかじめ復興の基本目標や手順を検討しておく事前復興の取組を推進することが盛り込まれております。

本町では、これまでも避難訓練の実施や避難所運営の点はされておりますが、今後の町独自のアプリ活用を含めた避難訓練やスフィア基準を盛り込んだ避難所運営の考えを伺いたいと思います。

２点目、東日本大震災から15年がたち、現中学３年生以下の児童・生徒は生まれておりません。今後起こり得る災害から命を守るために、伝承を含め学校現場の防災教育が重要であります。各学校での緊急地震速報受信機の設置や、それを活用した避難訓練、災害の教訓を語り継ぐための伝承の取組は実施しているのか。また、今後の実施の考えをお伺いいたします。

３点目、大きな揺れを感知した際に自動的にブレーカーを落とし、住宅全体の電気を止める防災機器で、通電火災を防ぐ感震ブレーカーや耐震シェルター、耐震ベッドの購入の助成を考えないか。また、各避難所に自動ラップ式トイレの導入の考えはないか伺います。

４点目、水害時に避難の目安と行動を具体的に書き出しておく自分用の避難計画であるマ

イ・タイムライン作成の推進と、中小企業が自然災害や感染症などの緊急事態において人命を保護しつつ事業資産の損害を最小限にとどめ、早期に事業を再開するための事前計画である事業継続力強化計画の普及・啓発の取組を実施しているのか伺います。

２問目、ポイ活の利用促進はについてでございます。

令和４年４月１日から宮城県は、マイナンバーカードを活用したデジタル身分証アプリ、ポケットサインによるサービスの提供を開始しております。

今、多くの自治体や企業でもポイント活用事業を積極的に進めております。今後もアプリケーションによるサービス事業が推進されると予想されることから、以下の２点を伺います。

１点目、多賀城市や仙台市、大崎市、富谷市、丸森町など物価高騰対応支援やイベント参加でポイントを付与する給付事業やキャンペーン事業を行っております。

本町でも各種イベント参加や健康ポイント事業を実施する考えはないかお伺いいたします。

２点目、スマホは持っていますが、アプリの取得方法やポイント獲得の手順など不得意な人を対象に、インストールや活用方法を希望者に教える講座の開催や窓口でのサービスを考えないか伺います。

以上、町長、教育長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、命を守る防災・減災の取組についての１点目及び３点目、４点目について、第２問、ポイ活の利用促進をについて回答を求めます。

寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　それでは、８番熊谷明美議員御質問の１問目、命を守る防災・減災の取組についての１点目の御質問、今後、アプリの活用を含めた避難訓練やスフィア基準を盛り込んだ避難所運営の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、アプリの活用を含めた避難訓練についてお答えをさせていただきます。

現在、避難訓練などで活用しておりますアプリは、宮城県が提供しているデジタル身分証アプリ、いわゆるポケットサイン上で稼働するミニアプリの自然災害避難支援アプリ、みやぎ防災でございます。

昨年の11月３日に亦楽小学校を主会場とした８地区合同総合防災訓練の避難所受付時には、みやぎ防災を用いた避難所受付も実施したところであります。しかしながら、このデジタル身分証アプリを用いるには、マイナンバーカードを取得していることと、スマートフォンでアプリをインストールし、マイナンバーカードを用いて登録する必要がございますので、まずは宮

城県とともにみやぎ防災の普及率向上を図っているところでございます。

次に、スフィア基準を盛り込んだ避難所運営についてお答えをさせていただきます。

スフィア基準とは、紛争や災害被災者が尊厳ある生活を送るための人道支援の国際的な最低基準であります。

国ではスフィア基準を踏まえ、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を改定しております。国が示すスフィア基準を踏まえた指針の主なところでは、トイレの確保については、初期は50人に１基、中期段階には20人に１基で、女性用と男性用の割合が３対１。生活空間については、１人当たり3.5平米の居住スペース。入浴施設になりますと50人に１つと示されております。

本町といたしましては、簡易トイレやパーティション段ボールベッドの備蓄による確保や協定により仮設トイレの調達などで避難所運営を考えておりますが、入浴施設については、今後どのような形で確保できるかなど避難生活における良好な生活環境の確保に向け、検討しているところでございます。

これ２点目は教育長さんということで、３点目の回答をさせていただきます。

次に３点目の御質問、大きな揺れを検知した際に、自動的にブレーカーを落とし、通電火災を防ぐ感電ブレーカーや耐震シェルター、耐震ベッドの購入助成を考えないか。また、各避難所に自動ラップ式トイレの導入の考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

感電ブレーカーについては、町としても以前より認識しておりましたが、現在、塩釜地区消防事務組合消防本部で、その有効性の周知をするなど啓発活動を行っているところでございます。まずは、感電ブレーカーの必要性を広く認知いただき、購入費助成制度が必要であるとなった際には、塩釜地区二市三町で足並みをそろえられるように動向を注視していきたいと考えております。

また、耐震シェルター、耐震ベッドの購入助成につきまして、県外で導入しております自治体においては、木造住宅耐震改修工事助成事業と同様に、自治体で行っている耐震診断事業により耐震性が一定の基準を下回る住宅において、対象となる耐震シェルターや耐震ベッドを設置する場合に、その後、耐震改修工事の助成が受けられなくなるなどの条件を付して助成する制度となっております。

現在宮城県においては、木造住宅耐震改修工事を推奨していることから、町としても、まずは耐震化が必要とされる木造住宅の耐震改修工事を推進しながら、今後、国や宮城県の動向を注視し、耐震化事業に取り組んでまいります。

また、自動ラップ式トイレの導入につきましては、今年度、宮城県からの貸与で10セット導入しております。全ての避難所への導入にはなりませんが、まずは拠点避難所からの導入としているところでございます。

次に、４点目の御質問、水害時に避難の目安と行動を具体的に書き出しておくマイ・タイムラインの作成推進と中小企業が自然災害や感染症などの緊急事態において、人命を保護しつつ事業資産の損害を最小限にとどめ、早期に事業を再開するための事業計画である事業継続力強化計画の普及・啓発の取組を実施しているのかについてお答えをさせていただきます。

本町では、令和４年度に津波ハザードマップの改訂等内水ハザードマップの作成を行っております。津波ハザードマップの地図面には、津波警報、注意報発表時の取るべき行動が掲載されており、内水ハザードマップの裏面には、大雨水害時の避難の目安や行動を書き出しておく欄が、畳んだ状態の裏面で、警戒レベルごとの避難行動として設けております。２つのハザードマップは全戸配布しており、配布時には広報等で周知はしておりますが、今後改めて、災害発生時の避難行動を確認いただくよう啓発に取り組んでまいります。

次に、中小企業における事業継続力強化計画の普及・啓発につきましては、熊谷議員御質問のとおり、自然災害や感染症などの緊急時において従業員の生命を守り、事業資産の損害を最小限に抑え、早期の事業再開につなげるために重要な役割を果たすものであります。この計画を策定することで、事業者等は平時からリスクを整理し、必要な対応を明確にできるほか計画の認定を受けた事業者は、取引先からの信頼性向上や国の認定制度における各種金融支援や補助金の加点措置など、企業経営上のメリットも期待されます。

本町におきましては、これまで多賀城・七ヶ浜商工会さんと連携し、商工会事務所において策定に係る事業者向けセミナーの開催や個別相談会を追加開催するなど、計画策定の普及促進に取り組んできたところであり、引き続き多賀城・七ヶ浜商工会さんからの専門的アドバイスをいただきながら、より多くの事業者に計画策定の意義を知っていただけるよう普及・啓発に取り組み、災害対策を強化してまいりますので、御理解をお願い申し上げ、回答とさせていただきます。

次に、２問目の御質問、ポイ活の利用促進をについてお答えをさせていただきます。

１点目の御質問、多賀城市や仙台市、富谷市、丸森町等物価高騰対応支援やイベント参加でポイントを付与する給付事業やキャンペーンを行っていると。本町でもイベント参加や健康ポイント事業等を実施する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

本町においても、このたびの物価高騰対策における支援事業の検討に際し、デジタルポイン

トの活用についても選択肢の一つとして検討させていただきました。しかしながら、誰一人取り残さない支援という観点から、スマートフォン等を利用されていない方や操作に不慣れな高齢者などを含め、全ての町民の皆様が円滑に支援を受けられるようデジタルポイントではなく、あえて紙ベースの商品券配布による給付を選択した経緯がございます。

一方で、議員御指摘のとおり、社会全体のデジタル化の潮流やマイナンバーカードの普及に伴う利便性の向上は、今後の住民ニーズの推移を注視すべき重要な要素の一つであると認識しております。

ポイント制度の活用は、住民の動機づけや地域内での消費喚起を促すなど一定の効果が期待される一方で、システム構築や維持管理に係る継続的な財政負担に加え、個人情報の保護やセキュリティーの確保といった慎重な対応を要する課題も残されております。

そのためまずは、他自治体の事例を通じ、実効性を詳細に検証していく必要があると考えております。その上で、デジタル化によって新たな格差が生じないかといった点も含め、本町の地域特性や住民ニーズに適したポイントの活用を検討してまいります。

次に、２点目のスマートフォンの操作やアプリ活用に不安のある方への支援についてでございます。

御質問にありますデジタル身分証アプリ、いわゆるポケットサインにおけるデジタルディバイド対策につきましては、宮城県が広域的に展開している支援体制を最大限に活用してまいりたいと考えます。

現在宮城県では、携帯電話事業者と連携したみやぎスマホ講習会や専用のコールセンターを設置するなど、ポケットサイン導入に向けた手厚いサポートを行っております。本町といたしましても、これらの県の既存事業に町民が、その窓口等に簡単にアクセスできるための周知や町が例年行っている出張講座のメニューへの追加、ＳＮＳ、広報紙等を通じて相談窓口の周知を徹底してまいります。

まずは、県のサポート体制を十分に活用し、そのサポートにつなぐための効率的な支援体制を構築してまいりたいと考えます。

以上、熊谷議員の回答とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　次に、第１問、命を守る防災・減災の取組についての２点目について回答を求めます。

大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長　大槻泰弘君　登壇〕

○教育長（大槻泰弘君）　それでは、私のほうから熊谷議員さんからの質問、命を守る防災・減災の取組についての第１問の中の２点目の御質問、各学校への緊急地震速報受信機の設置やそれを活用した避難訓練、震災の教訓を語り継ぐ伝承の取組はしているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

初めに、各学校への緊急地震速報受信機の設置状況についてでございますけれども、職員室や校長室に防災行政無線の戸別受信機を設置することにより対応してございます。

次に、避難訓練についてでございますけれども、緊急地震速報から発せられる報知音と同様の音を流すなど発災を想定した訓練を実施している状況でございます。

震災の教訓を語り継ぐ伝承の取組については、総合的な学習の時間に、当時の校長先生や卒業生の講話などから震災当時の状況や教訓を得る機会を設けるなど取組を進めてきてございます。

以上、２点目の回答とさせていただきます。

〔教育長　大槻泰弘君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　では、１問目１点目から再質問をさせていただきます。

まず、避難訓練のことでございますけれども、総合防災訓練や地区ごとの自主防での訓練内容は、実施地区により若干異なると思いますけれども、個別避難計画に基づいてそれぞれされているというふうに認識しております。もちろんどれも重要な訓練でございます。今後、アプリを活用した避難訓練も必要だというふうに考えております。

ただいま町長の御回答のほうから、この間の11月に行われた亦小を会場とした避難訓練でも用いられたということでございますけれども、問題点は、それを活用する側が、先ほど町長がおっしゃったように、なかなかアプリを活用することが苦手な方が多くて、それがなかなか反映できないというのが事実のようでございます。

ただ、この間ニュースにもありましたけれども、女川町で原子力発電所の事故を想定した避難訓練のときも、この県のポケットサイン防災アプリを活用し、避難所の受付や避難経路の周知を迅速化するデジタル化を進めている中で、やはりやってみたんだけれども、参加者、実際に活用する方が少なかったという、こういう現状がございます。

これは、やはり今後ですね、やっぱり住民の方々がしっかりとそういうところも認識しながら、活用できる方法を支援していくべきだというふうに考えております。

これ後からアプリの活用方法の中でのものにも出てきますけれども、ぜひその辺をですね、避難訓練のときなどでも、今後アプリを活用した避難訓練を進めていきますということを、総合防災訓練の時だけではなく、各避難所で行われる自主防のときも、ぜひ勧めるような形での取り入れをしていただきたいというふうに思っております。

また、あと仙台市では、聴覚障害の方や外国からのお越しの方、これは多言語なんですけれども、高齢者などが音声で防災情報を聴くことができる「耳で聴くハザードマップ」を無料アプリで導入しております。こちらもやはり無料アプリになっておりますので、それぞれ避難する側、住民も、そういうものがある、それからアプリも活用できる、そのような環境づくりをすべきだというふうに思っておりますが、今後町としては、そのアプリ導入のことに関して何か取り入れて、実行していく考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　それでは、ポケットサインのほうのアプリに特化して、ちょっと回答を差し上げます。

まず、宮城県さんのほうでもなんですけれども、本当にまだ周知が不足しているというところは認識しているところでございます。ですので、まず宮城県さんとタイアップいたしまして、まずそちらのほうを周知するということから始めなければいけないというのもありますけれども、まず、操作の方法も分からないというのは、やはり高齢者の方が多いと思います。そちらのほうの研修とかも、宮城県さんと相談しながら考えていければなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　そうすると、県といろいろ検討するということでございますけれども、今後、それぞれの防災訓練の中にこのメニューを取り入れていく可能性はあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まず、町のほうではそういうふうにはしたいんですけれども、各地区の考え方もございますので、各地区の皆さんとお話合いをさせていただいて、決めていきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　それでは、避難所運営に関してお伺いいたします。

本町は、各避難所のほかに福祉避難所や旅館と提携した避難所などがあります。

災害備蓄品も段ボールベッドやパーティション、簡易トイレ、水、サニタリーなどの備蓄品もそろっていると思います。企業等との支援事業の提携も行われております。

まず、さて、避難所運営についてでございますけれども、避難所での１人当たりの居住空間。これは、町長も述べましたけれども、それぞれ、例えばその区画１人当たりですね、3.5平方メートル、約２畳分の空間が必要だと。それから、１人１日15リットル以上の水が必要だ。それからトイレ、それからお風呂、テント村など被災者がプライバシーと安全確保による尊厳ある生活をするために、国際的な最低基準であるのが、このスフィア基準なんですね。今まで、例えば先ほど申しましたように、熊本県だったり能登半島の地震のときも被災された方が避難所生活を送った中で、いろんな問題点が出てきているというふうに思います。

ですから、この最低基準、だから避難所運営が達成できるというのではなくて、これがまず最低基準だということをしっかりと避難所で運営していく各避難所の中心になる方々が、分かっているのかどうか。その辺も何かの講習だったりというのをしながら、確認作業といいますか、そういうこともできているのかどうかお伺いしたいと思います。

例えば避難所だったらば、今の行政区長さんだったり公民分館長さんだったり、それから、あと自主防災会の方々だったり。そういう方々が、この最低基準というのがあって、運営していけるというふうなところが認識されているのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まだ地区の皆様も御存じないかと思います。ですので、８年度になりますか、９年度になりますか分かりませんけれども、皆様のほうに、こういう基準がありますよというお知らせはしたいなと思っております。

もし大々的にやりたいんであれば、町の広報のほうで載せてもいいかなとは私は思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　避難所は、老若男女いろいろな方が避難生活を送る場となっております。

女性の目線で避難所の運営を考えたときに見えてくるものもございます。例えば、着替えをするスペース、例えば更衣室ですね。それから洗濯物を干すスペースの設置。それから授乳、搾乳室、生理への対応。それから性犯罪防止等々が、女性の目線から見ると見えてきます。

女性専用スペースの確保や意思決定過程への女性参画は、これは考えているのかどうか。ま

た、女性視点での避難所運営や１人当たりのスペース確保の仕方など、避難訓練等で今後取り入れる考えはないかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まず、女性の避難所運営の参画につきましては、町の地域防災計画のほうで載せています。

まず、今回８地区の合同でやったときに、亦楽小学校の体育館を使わせていただきました。そのときに女性のスペースというのを設けたんですけれども、そこがちょっと環境がよろしくないというのが女性目線だと分かりましたので、そういう実際に行った例もございます。

そちらのほうを我々も感じておりますので、女性目線でどの程度の避難所運営ができるのか。女性目線だとこうやったらいいよというアドバイスをもらいながら、今後、運営の方法を考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　そうですね。やはりどうしても、女性だからこそ分かることだったり、それから不便さだったりというのがどんどん出てくると思います。

それで、実際にそういう訓練をしてみたり、今までも避難所に何か災害があったときに、避難された方々もいらっしゃり、今まで過去にありますので、そういう方々の女性の意見等も聞く機会は必要だというふうに思いますけれども、その辺は今後、取組として入れていかれるかどうかお伺いしたいと思います。

避難された方々の意見の聴取といいますか、そういうこともお伺いできる機会を設けるかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　訓練と実際というのはちょっとかけ離れていると思うので、意見が食い違うとは思うんですけれども、訓練のときに女性の方々が感じられたことを素直に意見聴取できるかどうかというのは、今後やってみないと分かりませんけれども、前向きに検討したいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　イタリアでは、災害関連死ゼロを目指し、人権と尊厳を守るためにテントやコンテナ型シェルター、温かい食事を提供するキッチンカー、温水シャワーなど48時間以

内に設置するようになっているようです。

日本でも被災地の劣悪な環境により災害関連死を防ぐ観点から、避難所への災害対応車両を派遣しやすくするために、災害対応車両の登録制度を創設しております。この制度は、車両を所有する個人や法人を国のデータベースが登録し、災害自治体はそれを検索し、ニーズに合った車両を派遣してもらうシステムでございます。一昨年の能登半島地震の経験が、この制度の創設につながっております。

本町においても、このシステムは多分御存じだというふうに思いますが、今後活用していく、実際に被災した場合に活用していく考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　今議員さんおっしゃったシステムですけれども、こちらのほうにもテストということで、国のほうから、パソコン上ですけれども、そちらのほうでテストのほうを行ってございますので、活用する機会が今後出てくるかと感じております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　このシステムは、その前までは、例えばそういうふうに応援したいなというふうに思っているところが、どこに声をかけて、どこに支援に行ったらいいか分からない。それから、支援してほしいこちら側も、どこにお願いしたらいいのか分からないというその辺の整理ができていないというところで、円滑にできるように、国でデータベースを登録して使っていただくというふうな形になっておりますので、ぜひ緊急のときには、これがスムーズに派遣してもらえるように、本町といたしましても取組をすべきだというふうに思っておりますし、時間が今48時間という、イタリアは48時間ということになっておりますが、やはり早く被災地に派遣していただいて、来ていただいて支援していただくということは大事なことでございますので、その辺のルールづくりなんかもすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まず、最初に考えなきゃいけないのが48時間ということですけれども、まず道路の啓開を早めなければいけないというところが一番最初に来ると思います。それでなければ、車両が町の中に入ってくることができないということになりますので、まず、その道路の啓開のほうを最初にやりたいというのが防災の考えでございます。

その間に、その派遣のほうの手続を進めていくという感じになると思いますので、そちらの

ほうは、今後、マニュアルとかできればいいなとはこちらでは思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　それでは、２点目に移ります。

学校での緊急地震速報。これは地震計、すみません。緊急地震速報は、テレビやラジオ、スマホなどで強い揺れが予想される場合に警戒を呼びかけるものでございます。

子供たちが学校内にいるときは、今職員室と校長室に緊急地震速報の機械があるということでございますけれども、なかなか子供たちはそれを知るすべがないということでございますので、ぜひ学校には、その緊急地震速報が設置してあって、それで、それが鳴ったときには、どういうふうな避難をすべきなのか。その辺もきちんと訓練の中ですべきだと思いますけれども、その辺は今までの学校での防災訓練の中では、この緊急地震速報を活用した防災訓練というのはされているというふうに認識してよろしいのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの御質問でございます。

そのものですね、緊急地震速報受信機そのものを活用してというようなことなんですが、そのことにつきましては、そこからそれは、緊急地震速報があったときに出るものでありますけれども、先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、その本当の音と、校内放送で知らせることによって、子供たちにそれを感じてもらうというようなところは、学校ではやっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　すみません、再度、じゃあお伺いします。

そうしますと、その似た音を出して、学校ではやっているということでございますけれども、この緊急地震速報が鳴ったらばこういうふうにするんだよということを、きちんとその訓練としてやっているというふうに認識してよろしいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　そういうことで訓練は行っていると認識して大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　先日、石巻の渡波小学校で、先月ですね、生徒には事前に知らせないで、緊急地震速報受信機を活用した避難訓練が行われました。

子供たちは事前に知らせられなかったので、その音鳴ったときに、例えば机の下に隠れるとか、それから落下物がないところに避難するとか、そういうことが行われたということでございますけれども、何回も聞きますが、そういうふうな具体的な、実際に事前に知らせないで、本町でも子供たちがどういう行動をするのか。そこまできちんと避難訓練はされているというふうに認識してよろしいのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの御質問でございます。

各学校では、事前に周知してやる場合と、あとそうやって周知しないでやる場合と、そういういろいろなパターンを想定して訓練のほうは行ってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　では、次に教職員への伝承に向けてでございます。

愛知県豊橋市では、教員向けに防災講座を開催しております。先日は、石巻大川伝承の会の方がオンラインで講演をしております。御存じのとおり、石巻市立大川小学校は、84人の児童・生徒と教職員が犠牲になっております。

あの3.11から15年になる今年ですね、さらなる教職員の防災への意識の向上と伝承が必要だというふうに思いますが、本町の学校はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　教職員へのその伝承だったり震災のことでございますが、県のほうの研修を通じて、実際にそちらに行ってお話を聞いてきたり、そういったことは研修の中でやってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　では、全体的な伝承についてでございますが、今年１月、石巻市の主催で、石巻防災・震災伝承の集いが開催されました。防災や伝承の活動を続ける約30団体が参加して、体験コーナーとか、それからあと防災かるた等などを活用しながら、防災について勉強したようでございます。

本町においても毎年１回、東北大学のほうに来ていただいてのいろいろ災害に対するものも

ございますけれども、この伝承に関しまして、本町といたしまして、今後新しい何か取組を考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　学校でいい。（「町全体、学校でいいですか」の声あり）教育総務課長。

○８番（熊谷明美君）　議長、すみません。じゃあ学校と、それから町全体と両方お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　まず伝承の取組ということで、まず学校のお話でございます。

学校では、例えば生徒が、震災遺構を見学して学んでくるなど、あと防災の講話を通じて伝承をしているというようなことと、あとはホームページ等でも当時の様子というようなところを学校でも発信してございまして、先生も児童・生徒もそういったところをしっかり忘れないようにというようなところで、いろいろ機会を通じて行ってございますので、今後も引き続き、そのような体制で行っていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○８番（熊谷明美君）　議長、すみません。今後新しい取組が考えられているのかどうかをちょっとお伺いしたいというふうに思っておりました。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　新しい取組というのは、現時点ではそのようなことは考えてございませんし、学校のほうからもちょっとその部分は聞いてございません。

今までのとおりにまずやりながら、あとは必要に応じて話しかけを、問いかけをしながら、毎年毎年こうブラッシュアップと申しますか、そういった機会を変えて、いろいろお話しできればなあというふうなことは、学校のほうには伝えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　町全体での伝承活動の取組としましては、これまでは生涯学習課のほうで、みんなの家を活用して一定期間開放して、ワークショップとかやっておりましたが、今年からほかの団体とちょっと連携をして取り組んでいくというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　では３点目の、まずは感震ブレーカーでございます。

感震ブレーカーは、震度５以上の揺れを感知する電流が遮断される仕組みで、地震に伴う通電火災を防ぐものです。

仙台市では、住宅密集地など条件付で購入費用を支援しております。愛媛県の複数の自治体では、購入費用と設置費用の４分の３、上限１万5,000円でございますが、これを助成しているということでございます。

本町では、今後、この設置費用に関しまして、条件付にはなると思いますけれども、前向きに考えていけるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　先ほど町長の答弁にもございましたが、管轄が塩釜地区消防事務組合でございます。こちら火災予防条例にのっとって行うものでございまして、そちらのほうが主としてやってございます。

消防事務組合さんのほうにお話を聞いたところ、やっぱり認知度がないと。まずそこから始めたいんだということでお答えをいただいてございます。

国のほうでも補助金を交付するというので期待したんですけれども、全国で15地区というすごい狭い範囲の補助金でございましたので、ちょっと町のほうでは、まだ導入のほうに踏み切るのは、まだ時期尚早かなという感じでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　それでは現在の、すみません。これは、そのまま読みます。

現在の家屋の耐震基準は、1978年の宮城県沖地震が大きな転機となり、震度５強で倒壊しない旧基準から震度６から７でも崩壊しない強さを求める新基準へと見直されました。本町では、1981年５月31日以前に建てられた木造戸建て住宅の耐震診断、設計、修繕工事に対し費用の一部を補助する木造住宅耐震改修助成事業を行っております。しかし、対象住宅は、費用の面などの理由から修繕工事はなかなか進まない状況でございます。

この耐震シェルターは、アルミ軽量鉄骨で約25トンから50トンの耐荷重圧縮潰れの耐久力と強度があり、木造住宅の２階が倒壊しても押し潰されないとされております。地震が発生した際に簡単に逃げ込め、上からの落下物や建物の倒壊から身を守ることができるものでございます。耐震ベッドも同様で、価格は約25万円くらいからのようでございます。

埼玉県蕨市では、一定の基準を満たした古い木造住宅を対象に、設置費用の補助を上限10万円として実施しております。

なかなか耐震補強工事が進まないこの対象住宅に対して、この耐震シェルター、耐震ベッドというのは、自助の面でも有効ではないかなというふうに思いますけれども、今後、購入助成の考えはあるかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　耐震シェルターと耐震ベッドにつきましては、まだデメリットのほうもあるようでございます。

住宅の耐震改修のほうを優先させている意味合いと申しますか、シェルターとベッドのほうに移行しない理由が、崩れたとき。頑丈ですので、そこはいいんですけれども、火災が起きたときはどうするんだろうとか、そういったデメリットがまだまだあると思いますので、もう少し国のほうの状況、県のほうの状況を見極めながら補助制度のほうは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　では、次にトイレに行きたいと思います。

自動ラップ式トイレは、使用後に附属のリモコンを操作すると、排せつ物が入った特殊フィルムを約90秒で密閉し、水を使わず簡単に処理できるものです。臭いや細菌を遮断して、感染予防にもつながります。このようなポータブルでございます。災害時は断水になる可能性があり、また、避難所は密集したり、衛生面で感染症が心配される環境に陥りやすいものです。

香川県三豊市では、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、このトイレを95台導入することが決まったそうです。

本町でも避難所のトイレは準備されておりますけれども、各避難所のトイレは大変少なく、人数的にたくさんの方々が避難されたときに、なかなかトイレが順番待ちというふうなこともありますので、衛生面も考えたときに、このラップ式トイレは有効ではないかなというふうに思いますが、今後、導入の考えはないかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まず、導入するというか、ラップ式のトイレを使うということは、かなりの被害があるということだと思います。そうすると、水道だけではなく電気も止まるとなった場合、ラップ式トイレは電気が必要でございます。そうなると、ラップ式トイレと同じ時期に発電機も購入しなければいけないということになるかと思われます。ですので、もう少し、10台、県から今日入ったんですけれども、今日10台入りました。それをまず見てみて、

どのような活用方法があるのか、電気がどのぐらい必要なのかと、ちょっとまだ調べていませんので、その辺もちょっと調べながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　先ほど町長もそのように10台ということでございますけれども、ぜひ各避難所で一回使ってみてというのも大事じゃないかなというふうに思いますので、貴重な10台を有効に使っていただければというふうに思います。

続きまして、４点目でございます。

最近、台風だけでなくて、線状降水帯による大雨や集中豪雨が発生し、水害や土砂災害が心配される事例が多くなっております。時間的な制約が厳しい洪水発生時は、ちゅうちょなく避難行動することが大事だというふうに思います。

住民一人一人がマイ・タイムラインを作成し、避難判断のサポートをするツールとして、逃げ遅れゼロの効果があるというふうに思います。ただ、このタイムラインですけれども、個々人に作ってみてというふうに言われても、なかなか、どういうふうに作ったらいいのか。また、考え方がどういうふうな考え方なのかというところも分かりづらいというところがあります。国交省では、マイ・タイムラインはどういうものか。作り方、使い方など逃げキッドで分かりやすく動画配信しております。

このような配信を紹介したり、講習会や講演会、防災訓練のときに、皆で作ってみる時間などを持つ。このような工夫をして、マイ・タイムラインを作る。その推進をすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　先ほど町長の答弁にもございましたけれども、マイ・タイムライン、このようにあります。こちらのほうが、まだどういうふうにしたらいいか分からないというのは確かにあると思いますので、今後、こちらのほうをどういうふうに活用するのかという講習会等をやっていきたいなと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　中小企業に対しての支援でございますけれども、先ほど御答弁にあったように、商工会さんのほうでしっかりやっていただけるということでございますので、引き続き、周知、啓発をしていただきたいというふうに思います。

続いて、２問目に移りたいと思います。ポイ活のほうでございます。

県では、昨年デジタル身分証アプリ、ポケットサインを普及する目的で、みやぎ防災アプリの登録で3,000円分のポイントをプレゼントする「みやぎポイントキャンペーン」を実施いたしました。これは先月で終了しております。その中に、イベントに参加して1,500ポイント獲得できるものや、「パパ・ママ応援ポイント」新企画も準備したようでございます。

また亘理町では、このポイ活に関して、アンケートを回答したときには1,000ポイントを付与します。また、東京都では、物価対策として、東京アプリ生活応援事業を活用して、15歳以上の方に１万1,000円相当のポイントを付与しております。奈良県の大和郡山市では、健康ポイントを実施しております。

本町においても、商工会さんとか観光協会さんとか各企業さんからなどの御協力をいただきながら、例えば、この間開催された「新海苔だよ！全員集合！！」だったり、毎年11月に行われる「しちがはま肉フェスティバル」だったり、そういう催物に参加したときに、ポイントを付与してその場で使ってもらったり、七ヶ浜町内の商店だったり、例えばガソリンスタンド、そういうところで使えるような、皆さんがこういうポイントをね、獲得して使えるような、それが生活応援につながるんではないかなというふうに思いますけれども、今後そのような考えは、考えられるのかどうか。また実施の方向に向けて、できるかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　先ほど町長の答弁にもありましたとおり、こちらポイントの部分につきましては、住民のニーズを今後見ていかなければいけないというふうに考えております。

また、ポイント制度の導入に当たっては、まだ課題もございますことから、ほかの自治体の実施状況等も含めて、今後推移を見ながら研究していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　最大の課題は、この２点目のことだというふうに思います。

スマートフォンを持っていても、なかなかそのアプリの取得方法が分からない。それからアプリの使い方が分からない。そのようなところで断念されている方がたくさんいるというふうに思います。

私もある町民の方々から、その方はすごい高齢の方ではないんです。私と同じぐらいの方だったんですが、さきに述べた、県のみやポ3,000円分のポイントを取得しようとしまして、二次元コードから入って手順どおりやってみましたけれども、うまくいかないで、結局諦めて、

3,000円は諦めましたというようなお話がありました。そのときに御本人から、広報紙に取得するまでの手順というのは確かに載っているんですけれども、そうじゃなくて、それももちろん必要ですけれども、役場で、この手順分からないんだったら、分からないところを教えてくれる窓口があったらいいのになあとか。それから、マンツーマンで指導してもらえる機会があったらいいのになあというようなお声がございました。

これはうちの町内だけではなくて、ほかにもそういう声があったのではないかなというふうに思いますけれども、すみません、そうですね。この間、泉区では、大学生の協力で、ポイントを取得するまでマンツーマンで手順を教える機会を設け、大変好評だったようでございます。

本町においても、その県のほうの3,000円のほうはもう終わっちゃいましたけれども、やはり今後ですね、ポイントを取得するための方法というのは、これはいろいろこれから出てくるというふうに思いますし、先ほど述べましたように、避難のときの受付だったり、アプリで受付をするというようなことを活用することが今後いろいろ増えてくると思いますけれども、この操作方法だったり、取得の方法だったり、丁寧に教える場を設けるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　それでは、私のほうから回答させていただきます。

こちら今、熊谷議員さんがおっしゃられたところがもうほとんど全てのことだと思います。

やはりこのデジタル機器に不慣れな人にとって、最も有効なデジタルディバイド対策は、人間の手によって、対面で、マンツーマンで教えると。これが最適解に、多分高齢者の方にはなると思います。

この最適解に関しまして、今回宮城県のポケットサインでは、実は回答案を既に用意してありまして、キャリアショップですね、大手三社のキャリアショップでこれ全てやってくれと。高齢者の方は、恐らくスマホ、携帯買うときは、ほぼキャリアショップで買われているかと思うのですが、キャリアショップに持ち込んでいただくと、この手続を全てそのキャリアショップの店員の方が代行してくれて、教えてくれるというところなんですが、残念ながらここら辺の周知がまだうまく伝わっていないがために、どこだとできるのかな。自分で頑張ってみたけれどもできなかった。あとサポートの電話を分かって聞いたんだけれども、電話だけではどうしてもたどり着かなかったというところの事態が発生していると思います。

ですので、町長回答にもありましたように、この県のサポート。せっかくキャリアショップ

と提携してやってもらっているので、ここにつなげるための最大限の周知活動、こちらを徹底したいなと。

我々も、職員が仮にサポートしたとしても、最終的には、この行き着くところがキャリアショップでの案内というところになりますので、ここのところを最大限、周知のほうを徹底したいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　私もこのキャリアショップと県が提携しているというのは、ちょっと初めて聞いたので、これはすばらしいなというふうに思いました。

そのサポート体制として考えてきましたので、考えてから一つちょっと調査して、これいいなというふうに思ったのは、岡山県奈義町では、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、無料のスマホ講座以外に、いつでもスマホ相談ができる「スマホよろず相談所」を常設しております。町民のニーズに応えているようでございます。

本町においても、今どっちからという今の御回答だと、もうキャリアショップが一番だというふうには思いますけれども、本町においても、このような交付金を使ってやっているというところも認識していただきながら、住民サービスにしっかりと応えていただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　こちらは、１点目の質問に関連してくるかと思いますが、町独自でこのポケットサイン等のサービスとかデジタル機器を使ったサービス。こちらを展開していく段になりましたら、もちろんそのような町独自でのスマホ対策であったりデジタルディバイド対策。こちらは、積極的に展開していく必要があるのかなと今感じております。

現段階では、宮城県のポケットサインが今そのプラットフォームを、基本的なところの普及というところにとどまっておりますので、今後の課題として、ちょっと認識させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時10分、再開いたします。

午後２時００分　休憩

午後２時１０分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。遠藤議員。

〔10番　遠藤喜二君　登壇〕

○10番（遠藤喜二君）　議長より一般質問通告書の発言に許可が出ましたので、これより一般質問させていただきます。

第１問、君ヶ岡公園の展望見晴らし台の見直し等を含む公園内の利活用についてであります。

由緒ある我が七ヶ浜の君ヶ岡公園。七ヶ浜町史によれば君ヶ岡の呼び名は定かではないとは言われながら、竹之水門と呼ばれた現在の湊浜に上陸した日本武尊の家来であった吉備武彦が、その現在の君ヶ岡に登ったときから吉備ヶ丘、君じゃなくて吉備ヶ丘となった説があったということでもあります。

また、後嵯峨天皇が、この地に御幸遊ばれたときに、当時の天子が訪れたことで、ここを君ヶ丘と呼ぶようになったという説と、また、藩主封内の巡覧の恒例として、松ヶ浦島、一本木亭、眺望崎などの藩主来遊の記録もあり、藩侯にちなんだ改名と推測されたものが、一番妥当性が高いとはされています。

さらにまた大正14年、1925年になりますが、宮城県下で陸軍特別大演習が行われた際、これに行啓されたこの景観に、昭和天皇に御用地献納申し上げたいと、宮城県議会でも満場一致されたことがあり、時の政府の財政等の諸問題で、献納は出されなかったと。大正天皇が皇太子時代に来られることになっていたんですが、病気のため来られなかったと。そのとき君ヶ岡となったという話もあります。

それに先立ち、大正３年ですね。1914年に県立自然公園に指定された君ヶ岡公園の見直しと再構築を目指し、次の９項目を質問するものであります。

まず１問、まずは君ヶ岡山頂に設置されている展望見晴らし台の階段が急過ぎ、上るには手すりを使い、上り切ることはできるが、下りるとき急過ぎて怖い。目が回りそう。怖くて上まで上がれないなどの町民の方々や町外からおいでになった方々の意見も出ており、現段階の階段の造りに関し、町長と担当所管の見解を伺うものであります。

②高齢者も安心して上り下りできる階段の造り、二辺または三辺を使ったもっと幼児や高齢者が安心して、緩い勾配金折角度や緩い回り階段等にする気は、当時なかったのかを伺うもの

であります。

③展望見晴らし台の高さをもう一段高くすれば太平洋一望とも思うが、当時の寄附金、指定寄附金になるのかどうか分かりませんが、1,000万の寄附金に足してですね、一段高くすることはできたと思うが、なぜにあの高さで止めたのかを伺うものであります。

４番目、駐車場から上り下りする階段。年輪の擬木に模したドット柄で目が回りそう。上の段は広いが、下の段が狭くて、下りるときにドット柄を見て下りようとすると目が回りそうになることもあると。単なる擬木柄ということで年輪に模し錯覚されるなぜドット柄にしたのかを伺うものであります。

５番目、今の４番目に続いてですが、階段は考えるに下は広く、上が狭いのが通常とも感じますが、なぜにあのような、ドット柄と同じような錯覚するような、下が狭く、上が広い階段を造ったのかを伺うものであります。

次６番目、桜に関してです。桜の名所としても県内では有名とは言われ、春にはソメイヨシノが、当時は多いときで400本余り、今は大分少なくなりましたけれども、植えられているとされ、老木となりつつ桜の伐採等は年々行われ、植樹も行われていますが、ここ数年の新たな植樹、育樹、伐採等は行われているのか伺うものであります。

７番、奥の広場の有効の利活用の是非を伺うものであります。

８番、これは君ヶ岡公園の照明関係であります。ソーラー発電による照明や公園内詳細案内板、樹木等訪れる方が安心して遊歩散策等ができるよう、取りあえず小型の太陽光パネル活用での要所要所への照明を設置し、明るい、安全で安心できる健康的な公園を散策できるような考えはあるのかどうかを伺うものであります。

９番目、近所の80代の方々が若いときに、ノリの洗浄用に利用していた水道の発祥地でもある君ヶ岡公園の、これは町の貯水地側の、町道側の貯水池、一段低くなっていますけれども、井戸を使って、比較はできないが、川崎のみちのくの杜の湖畔公園とは全然比較はできませんが、遊べる遊水公園として再構築の考えはないかを伺うものであります。

次２番目、七ヶ浜憲章の配布についてであります。

実に内容的には、精神的にも、道徳的にも、健康的にも、七ヶ浜に限らず、家庭から日本人が大切にする道徳感が満載された標語でもあります。

そこで、１問のみ伺うものであります。

現在、多くの家庭が大家族ではなく核家族家庭に移行しつつ、昔は祖父母からの教えや近所のみんなが、しつけや幼児教育・児童教育における道徳観念の希薄さを自宅で問答できる七ヶ

浜憲章の家庭配布の考えはあるかを伺うものであります。

以上２問、よろしく検討お願いします。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、君ヶ岡公園の展望見晴らし台見直し等を含む公園内の利活用について。第２問、七ヶ浜町町民憲章配布について回答を求めます。

寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　それでは、10番遠藤議員の御質問、君ヶ岡公園の展望見晴らし台見直し等を含む公園内の利活用についてお答えをさせていただきます。

まず、御質問の１点目、まずは君ヶ岡、山の上に設置されている展望見晴らし台の階段が急過ぎ、上るのは、手すりを使い上り切ることはできるが、下りるとき急過ぎて怖い。目が回りそう。怖くて上まで上がれないなどの町民の方々や町外からおいでになった方々の意見も出ていますが、階段の造りに関し町の見解を伺うについてお答えをさせていただきます。

現在の展望見晴らし台は、設置当時の法令や設計基準に基づき建設されたものと認識しています。見晴らし台を設置するに当たり、限られた敷地面積と必要な展望高さを確保するため、現在の階段を採用したと、あくまでも思われます。

次に、御質問の２点目、高齢者も安心して上り下りできる階段の造り、二辺または三辺を使ったもっと幼児や高齢者も安心して、緩い勾配金折角度や緩い回り階段等にする気はなかったのか伺うについてお答えをさせていただきます。

御提案のありました緩やかな勾配や回り階段など安全性を高める構造は、利用者の安心につながるため本来は望ましいと考えられますが、当時、展望台は設置箇所に合致した既製品といいますか、パッケージ品といいますか、それを採用したため、階段の造りも限られていたと思われます。

次に御質問の３点目、展望見晴らし台の高さをもう一段高くすれば太平洋一望とも思うが、寄附金に足して一段高くすることはできたと思うが、なぜにあの高さで止めたのか伺うについてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、高さを上げれば、より広範囲の太平洋を一望できる可能性があります。しかし、君ヶ岡公園は、特別名勝松島の保護地区に指定されております。建物の高さの基準が、原則として地盤面から10メートル以下と定められていることから、現在の高さに決定されたものと考えられます。

御質問の４点目、駐車場から上り下りする階段が、年輪の擬木を模したドット柄で目が回り

そう。上の段は広いが、下の段が狭くて、下りるときにドット柄で目が回りそうとのことで、単なる擬木柄ということで、年輪に模し、錯覚視されるドット柄にしたのか伺うについてお答えをさせていただきます。

当該の階段は、特別名勝松島における都市公園内にあるため、無機質なコンクリート製ではなく、デザイン性を考慮して、木材をイメージした擬木を使用したためと思われます。

御質問の５点目、階段は考えるに、下が広く上が狭いのが通常とも感じるが、なぜにあのようなドット柄と同じように錯覚する下が狭く、上が広い階段を造ったのかを伺うについてお答えをさせていただきます。

藤棚展望台の階段について、上の段が広いのは、建設した当時の展望台のデザインを加味して設計されたものだと、推測ですけれども思われます。

御質問の６点目、桜の名所としても県内では有名で、春にはソメイヨシノが400本余り植えられているとされ、老木となりつつある桜の伐採等は行われているが、ここ数年、新たな育樹や植樹等は行われているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

桜の名所として価値を将来にわたって維持するため、老木化したソメイヨシノの伐採と同時に、後継樹の植樹、適切な施肥などの育樹活動を実施しております。令和７年度には、宮城県緑化推進委員会の緑環境促進事業によってソメイヨシノを15本植樹しており、樹木施肥については140本について行っております。

御質問の７点目になります。

奥の広場の有効利用を伺うについてお答えをさせていただきます。

町の活用方針としては、豊かな自然環境と景観を最大限に生かし、良好な環境を維持していくことを基本としており、公園の奥に位置する広場は、主に自由なレクリエーションや小規模なイベントなど、地域住民の交流の場としての利用を想定したスペースだと認識しております。

御質問の８点目、ソーラー発電による照明や公園内詳細案内板・樹木等、訪れる方が安心して遊歩道を散策等できるよう、取りあえず小型の太陽光パネル活用での要所要所への照明灯を設置し、明るい健康的な公園にする考えはあるのか伺うについてお答えをさせていただきます。

夜間の公園利用の在り方については、周辺の防犯上の観点からも慎重な検討が必要だと思われます。現在のところ、照明増設や案内板の刷新の計画はありませんが、既存の案内標示が見えにくくなっている箇所については、清掃や補修などの日常管理の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問の９点目、近所の80歳代の方々が若いときに、ノリの洗浄等にも利用していた

水道発祥地である君ヶ岡公園の町道貯水池側の井戸を使って、比較はできないが、みちのく杜の湖畔公園にある遊べる遊水地公園としての再構築の考えはないかを伺うについてお答えをさせていただきます。

水辺の施設を整備、維持するためには、水質の衛生管理や循環システムの保守、さらには、お子様の利用に伴う安全監視など運営コストと人的資源が必要となります。みちのく杜の湖畔公園のような水遊び場については、維持管理面などを考えますと、整備する考えは今のところ持っておりません。

以上、１問目の回答にさせていただきます。

次に、２問目の御質問、七ヶ浜町町民憲章配布についてお答えいたします。

御質問の町民憲章につきましては、昭和53年町制施行20周年に当たり、郷土愛を育み、平和と安らぎのあるまちづくりの道しるべとして制定されたものであります。

議員御指摘のとおり、町民憲章については、住民の健康増進、家族間の絆や愛情、郷土愛の大切さ、豊かな人間性を育むことなどがうたわれており、道徳感や倫理感に富んだ憲章となっております。

御提案ありました家庭配布につきましては、広報しちがはまにおいて、町にはこのような理念があるということを、町民の皆様に再認識していただく記事掲載を設けたいと思います。

以上、一般質問の回答にさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　では、軽く第２質問とさせていただきます。

１番目の回答として、一応建築基準に基づいてということでありましたが、これは特別工作物としての、その申請とかそういうのを当時しなかったんでしょうか。今の担当課の人に聞いても無理だとは思いますが、調べたとか何かで分かる範囲でいいので教えていただけないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　展望台については、台帳のほうに建築基準法施行令138条による工作物というのが載っていまして、こちらのほうで工作物として、物見塔用階段なので、その特殊の用途に専用する階段には適用しないというのも載っていまして、これ何のことかなと思って調べたところ、建築基準法の施行令23条に定めている、蹴上げとか踏面は関係ないということだったので、階段の高さもちょっと違うということになっていました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　多分23条言われるんじゃないかなとは思っていたんですけれども、ただ、その建築基準関係ないとしてもですね、町民の方が安全に上れる高さ、角度、そういうのは常識的に考えられなかったのかなと。当時もね。私だったらもう、例えば子供さんとか高齢者の方をやっぱり重んじて、やっぱりこの角度だったら、この高さだったら、階段の踏面もね、例えば低ければ上りやすいとかそういうのはあると思うんですけれども、当時の方はそこまでは考えなかったのか。既製品だということもあったんで、ただ既製品だって、内部の特別造作ができたはずなんですよ。だから、既製品そのものを使ったのが一番の誤りかなとは思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　当時のことなのでなかなか申し上げづらいんですけれども、先ほど議員さん言ったとおり、既製品ですか。パッケージとして購入したというか造られたものなので、その当時、ちょっとそこまでは考えていなかったのかなというふうに思われます。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　パッケージには、何でもオプションあるんですよ。オプションというのは、追加で。そのとき、だから当時の担当者さんが、そこまでオプションはないのかあるのか、探しあぐねたのか、知らなかったのか分かりませんが、今だったらどうなんでしょう。今の担当課さんだったらどうしますかね。そこのところちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　今であれば、もう少し皆さんの意見を聞いて考えていったかなというような、らせん状とかで、もう少し造れた可能性はあるのかなとか、ほかにももっと、既製品で緩やかなものを探して入れたのかなというふうな思いはあります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　では、現状であのような階段。皆さんここにいらっしゃる課長さんたち、上られたことある方、ちょっともしよかったら手挙げてもらいたいんですけれども。

１人、２人、３人、４人、５人、６人、７人、まだ８人くらいですね。

一回やっぱりこう、親御さんとかお子さんを連れて、やっぱり上られると一層分かると思い

ますので、そこのところ後ほどでもいいですから、時間のあるときぜひ上まで上ってみてください。

次、行きます。

先ほど既製品を使ったということだったんですけれども、もう一段高くということで、先ほど町長から、地盤面から10メートル。たしか12メートルだと思うんですけれども、10メートルですかね。ただこれは、海岸線から50メートルということだったと思うんですけれども、特別景勝松島のあれは。そこのところ、君ヶ岡50メートル離れていないのかなと。そこのところどうなんでしょうか、建設課さん。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　この地区は、特別名勝松島の地区のエリア内ということで調べておりまして、そのようになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　この県のずるさが出てくるんですね、こういうところね。わざわざ君ヶ岡公園まで入れると。

それであれば、特別景勝松島なんていうのは、花渕の、要は陸側というか航路側を除いて菖蒲田辺りまでは普通は入れなくてもいいはずなんですよ。面からすれば。松島に面したところですから。ましてや松島からは、一銭も七ヶ浜は何も公財としてもらっていないんです。本来だったらもらうべきですよ。松島の名前に寄与しているわけですから。

ちょっと話それましたけれども、そこのところいかがでしょうか。その特別景勝松島に関してのその君ヶ岡の位置づけというのは。幾らあの公園に入っているとしても、ちょっと私とすれば、おかしいんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（安倍敏彦君）　大変申し訳ない。議題のほうに戻っていただいて、質問してください。

○10番（遠藤喜二君）　だから、君ヶ岡公園の位置づけですよ、さらなる。

○議長（安倍敏彦君）　大丈夫ですか。じゃあ、はい。（「昔のこと知っているのは私なので」の声あり）副町長。

○副町長（平山良一君）　私のほうから。当時のですね、展望台を設置するに当たって、私しか恐らくその当時のことを知っている職員というのはいないんじゃないかなと思って、私のほうからちょっと回答申し上げたいと思いますけれども。

当時ですね、たしか寄附金か何かを基にして、展望台を造れないかというようなことで検討

した経緯があったと思います。

そのときに、この松島湾の特別名勝というようなところで、こういった人工工作物ができるかどうかというようなことを申出したときに、最初は人工物は駄目ですよというふうな話になりました。ただ、何とかできないかというようなことで粘ったところ、松から、松というか緑から見えないように、見えない建物だったら、海から見て、人工物が見えない程度の建物であれば許可しようかなというふうな話になって、じゃあ何とか検討しようというふうなことで、こういった木製のというふうなことで検討させていただきました。

ですから、この高さの問題とかそういったものについては、現在の建物だから許されたというようなことがあって、今は、そのときには、かなり厳しい審査官がおったようでございます。ただ、今も同じように駄目かというようなことになりますと、今の審査する方が、どういった考え方を持っているかというようなことで、かなり違ってきたりすることがありますので、これはまた改修とかなんかする場合には、もう一度、申入れをしないと許してもらえるかどうかというようなことが分かりません。今の段階で、今の状況で許されているというふうに御理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　それであれですね、高さというか、要は展望台上ると南側の松が高いと。あれが邪魔しているんですよね。それで太平洋が見えないんですよ。だから松を切っちゃえば太平洋一望なんですけれども、当時は松より下ということで造ったんでしょうから、それは致し方ないと。

ただ、時代が流れてですね。ただもう一段高くしたいと。そういう要望とかそういうのはできないんでしょうか。そうすれば、あれには立つことはできるはずなんで、そうすれば大体８割、９割くらいの七ヶ浜が見えるんですね。

ドローンで見ていただければ分かると思うんですけれども、あの一段だけでもやっぱり３メートル高くなって、1,504.5メートル、1,500というのは目線ですけれども、4.5メートル高くなれば大分見えるとは思うんですけれども、そこのところは、例えば県のほうに挑戦するとか。予算を取って、もう少し七ヶ浜を町内外から見直してもらうように、人を集めるために、もう一段高くしてみようという挑戦意欲というのはあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　確かに遠藤議員さんおっしゃるとおり、あれ以上の高さということなんですが、実は震災以降、漁協の建物、さらにはＳＨＩＣＨＩ　ＮＯ　ＲＥＳＯＲＴのホテルの

建物、かなり厳格でして、10メートル以内でなければ建築許可は下りないというかなりシビアなもので、あれは厳格に守られて、本来であれば、恐らく漁協なんかももっともう一階くらい高くしてもいいくらいの思いはあったと思うんですけれども、それでアッパーが抑えられて、全然できませんでした。

埋蔵文化財法による特別名勝松島という法律というか、かなり強いんですね。強いといいますか、法律がなかなか厳しいもんですから、なかなか厳格な法律で、それを突破するというのは、なかなか至難の業だと思っています。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　震災後の漁協やＳＨＩＣＨＩ　ＮＯ　ＨＯＴＥＬなんかは、ちょうど景観条例に入っているので。そして、あくまでも原状復帰からプラスアルファだったので、無理なんですね、行政というかトップの考え方は。これ以上は復元させないと。復元で手いっぱいですから。さらなる例えば復元からですね、もう少し広げた目で見れば、もっとやっぱり予算をかけたとしてもいいものができたはずなんですよ。原状復帰だから駄目なんですね。そこのところちょっと、やっぱり行政の長として、もう少し上のほうにもう少しやっぱり上申なりなんなりしていただきたいとは思いますけれども。

次、先ほど老木とかですね、もとい、その前に藤棚の件ありましたね。ドット柄の階段。これ藤棚の展望のデザインを重視したということなんですけれども、誰が見ても階段分が踊り場から見て、下のほうが狭くて上が広いと。ちょっとおかしい感じなんですよね。下なんかもっと広げることできるわけですから。そこのところどうなんでしょうか。

今後、例えば町内外から来る方が、もう少し安心して上り下りできるような階段の広さ。あとは、例えばドット柄を年輪柄にするとか。そういうふうにすれば、ある程度安全だと思うんですけれども、そこのところいかがでしょうか。広さと柄ですね、まずは。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　今のところ改修する予定はないんです。というのも、そのときのデザインなので、見方によって違うということがあると思いますので、年輪柄で白いんですけれども、それが見やすいというふうに思う方もいるかもしれませんし、また、下が狭いといっても、今までちょっと苦情が建設課に来たことがないものですから、ちょっとその辺はやっぱり考え方で違うのかなというのがありますので、その辺を御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　ちょっと今引っかかったのは、苦情が来たことがない、そこですね。

やっぱり検証した、検証する。それをなかったんじゃないですかね、内部で。例えば、この状態だったら町民の方がこう思うんじゃないか、考えるんじゃないかと。苦情が来なかったから何もしなかったとしか私は取れないんですけれども、そこのところ再度伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　自分、この質問が来てから何回も君ヶ岡公園に本当に行きまして、実際昨日も行ったんですけれども、それほど多くの方が来ている。駐車場に車が５台ぐらいいて、あと犬の散歩とかで来ている人たちはいたんですけれども、そんなに大勢の方が押し寄せてくるというのが、花見のときだったら分かるんですけれども。なので、その下の階段が狭いということに対して、それほど違和感がなかったというのが、申し訳ないですけれども、自分の解釈。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　ちょっと行かれる時期が悪かったと思いますね。

これは、花見の時期とか夏場なんかは、あそこの駐車場両方ともいっぱいというときありますから。ただ、バスそのものが両方に置いていると。だからバスはバスで、例えば片方に寄せるとかすれば、もう少し車は入ると思うんですよ。駐車場、例えばバスそのものが、ぐるりんこそのものが、トイレ側に２台入っていて、あと東側に１台入っていたり、ちょっと場所塞ぎというと失礼なんですけれども、そういう状況があるので。

ただ、昨日のようにまだ風が強い日だとあんまり来ませんよ。表浜にだって、昨日午前中というか、午前中２組しか来なかったんですから。多いときだと30組、50組来ますから。やっぱり時期が悪かったんですね。今度もう少し暖かくなったら行ってください。

じゃあ、次、続けます。

先ほど、老木と樹木の件ですけれども。

令和５年に枯れ木とかの伐採72本されて、その後同時に、当時20本、令和６年に25本、令和７年に15本ですね。あとは樹木関係が140本。これは令和７年ですから、その前も多分植樹されていると思いますけれども、これ切り株なんですけれども、カットしたなんか後見たことありますかね、担当の方。この間、マロニエ通りカットしましたよね。あそこの切り方きれいですね。きちんと芽を取って、わざわざ。ところが、君ヶ岡のカット見ましたか。途中までやって無理に倒して、切り株そのものが立っていて、そういう状態ですよ。高さもいろいろ。ある

程度一定の高さで切ればきれいには見えると思うんですよ。あの切り方だったら素人でもできる。そこのところいかがでしょうか。

昨日行かれて、松の木とか、その伐採したところ見なかったと思うんですけれども、そこのところいかがですか。道路からは見えるんですよ。２か所ほど。そこのところどう思いますか。

マロニエ通りと私、比べてしまっちゃうんですよ。舗装、あそこの見たことありますか、マロニエ通りの切り株。それを見た方は、君ヶ岡の伐採の跡見ると、全然雲泥の差なんです。そこのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　確かにマロニエ通りのほうは歩道の脇で、どうしても足蹴に引っかからないようにとかそういった感じで、町のほうから指導でそういうふうにしたんですけれども、実際君ヶ岡のほうは、まだちょっと状況ちゃんと見ていないんですけれども、地面から高いというのは、多分斜面とかになって、ちゃんと切り方が難しかったからじゃないか、この技術的なもので、そういうふうにせざるを得なかったのかなというふうに自分の感想では思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　すみません。技術的なものとか斜面的なものじゃなくて、やっぱり技能的なものだと思うんですよね。腕。腕のある方が、きちんと適正な予算の中できちんと仕事をしたかどうか。それだと思うんですけれども、さらにもう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　今後は、そのような指導をして、きちんと下までマロニエ線のような形で対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　マロニエ通りみたいに、あんなふうにはすることはないと思います。ただやっぱりせめて、高さとやっぱり切り口だけは、やっぱりきれいにそろえてもらいたいと思いますね。それで樹木を、例えば腐らす樹液とか薬とか流すんだったらまた別ですけれども、マロニエ通りみたいにね。ただせめてやっぱり切り口だけは平らか、五分配とか。ある程度傾斜つけないと、水たまって腐りが早くなると思うんで、そこのところどういうふうなやり方か分かりませんが、やっぱりきちんと、やっぱり作業後に担当課がやっぱり見ることだと思いま

すよ。そして目を養うことだと思いますね。それがないから、やっぱり現場対応ができないと、我々素人から文句言われるふうになると思うんですよ。そこのところいかがでしょうか。しつこいですけれども。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　今議員さんがおっしゃったことを真摯に受け止めまして、今後はそのような対応でしていきたいと思います。

失礼します。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　奥の広場に関して、自由なレクリエーションの場ということなんですけれども、光というか照明関係をきちんとつけ、案内板をつければ、このようにちょっと通りなんか、あるわけですよ。

ただ、階段分がちょっと傷んでいたりなんだりはしますけれども、これ歩道の分なんですよ、色付けした分。あとはちょっとまだ私が行っていない分、歩いていない分は、ちょっと色付けはしていませんけれども、こういうふうな感じで一応君ヶ岡はなっているんですよね。そして、この水色に塗った分。あと北側。北側にはもう一つ何か遊水地があったみたいなんですね昔。２か所から水を取って、ノリの洗浄に使っていたということだったもんですから。ただ、先ほど経費、維持費がかかり過ぎると。川崎の湖畔公園とはいきませんが、循環式でできるはずなんですね、ソーラー使えば。あんまりそんなコストはかからないと思うんですけれども。ましてやあそこから昔の水が出た。あそこが水道の発祥地ですから。もう少しやっぱり掘り下げて、七ヶ浜の歴史をもう一つでも増やせればいいとは思うんですけれども、再度そこのところ、遊水地活用。歩ける川というとおかしいですけれども、子供たちがはだしで遊べる場所。そういうのを考えるあれはないでしょうか。

あと奥の広場に関して。もったいないと思うんですよ、あれだけ、ただやっておくのは。ましてや周りの木があり過ぎて、夜はちょっと安全に欠けると。そういうのもありますから、もう少しやっぱり見晴らしよく、例えば、ドイツとかイギリスの公園みたいにもう何メートル置きに樹木を植える。その間はもうきれいに芝生を植えると。そんな感じで、中で例えばいろんな遊びとかですね。例えば、ピクニックコース、ジョギングコース、あといろんなコースとしてできると思うんですね。ドッグランにしてもできると思うし、あの広さであれば。あそこは7万8,000くらいあったんでしたっけ、広さは。7万8,910、19平米ですね。そのぐらいあるわけですから、もう少し活用すれば、ながすか多目的広場よりももう少し面白いものができると思

うんですよね。木製のアスレチック造ったりですね。そういうのあれば、子供たちが安全にやっぱり楽しく、家族連れで遊べることができると思うんですけれども、そこのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　水辺の施設については、皆さんからもよく、こういうふうにしたほういいというような話とかもあるんですけれども、なかなか水質の衛生管理とかそういったことが、ただ循環させるだけじゃなくて、やっぱり水をきれいに保つというのが非常に難しくて、実際にはお子様の利用とかもありますし、そのときに口に入ってしまったりとかといったときに、そういう感じのことについても責められる可能性があるということと、あと、先ほど言った夜間の利用につきましても、やはり明るくするのはいいんですけれども、夜間を利用を推奨することによって防犯的なものというか、ちょっと夜の遊び場については、かなり慎重に考えなければいけないなというふうに思っております。

それとあと、先ほどドッグランという話が少し出たんですけれども、ドッグランについては、奥の公園について、都市公園の占用でお貸ししていることもあるので、今年とあと去年もドッグランのイベントのためにということでお貸ししているということで、そういう何かしたいということがあれば、建設課のほうに来ていただいて、協議しながら、できることであれば使っていただいているという。あと、グラウンド・ゴルフで使ったり、そういったこともしていますので、ただ単に使わせたいとか、歴史的な価値を軽視しているというわけじゃなくて、既存の景観を、清掃や樹木の管理などで持続可能な形で、保存に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　木製のアトラクションとかそういうのに関してはいかがですか。どう思いますか、子供たち、家族に対し。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　先ほども申しましたように、取りあえず豊かな自然環境と景観を最大限に生かして、良好な環境を維持していくことを基本としておりますということなので、まずは環境を大事に、樹木の管理などに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　ちょっと話戻ります。水の件なんですけれども。

受水槽とか分離槽を使えば、例えば、アルミ作る工場にしても、分離、分離すれば、コイが飼える池ができるわけですよ。

そういうところもあるわけですから、そんなできない、できないじゃなくて、できることをちょっと考えて、やる方向性も考えるべきではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　今後考える。これも重要だとは思いますが、先ほども町長さんが述べられたように、今のところ整備する考えは持っておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　では、町長にお尋ねします。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　実は遠藤議員さんおっしゃるとおり、私、30年前以上ですね。職員時代に、実はそういった修景を考えるということで、汐見台の南に行く橋の設計にも関わらせていただいて、それで、あそこをもうわざわざ掘り込んで、それで峠の山の石を積んで水を流す修景をということで、その当時の施工会社と話をして、水中ポンプを入れ、循環をさせました。

ところが、やっぱり赤水とかなんとかで、土壌が酸性なもんですから、それを循環させると赤水で大変でした。そこでちょっと失敗して、実は国際村の自然庭園。駐車場の右側の沢のほうを、また峠の山の石を再生利用して、そこでポリパイ50ミリを新堤まで入れて、上から下からくみ上げて、それで循環をさせたら、あそこら辺が真っ赤な赤水ということで、土壌が酸性なんで、それでちょっと変な水、水というか、あれを流しているんじゃないかみたいな形で、あの部分をやめた経緯があります。

ただ、バブルの過渡期的なところもあって、正直、いろいろいたずらはしてそういう水の流れる修景というのはいいなというふうな、せせらぎみたいなそういうのというもいいなというふうなことでは、やった経緯があります。

それであとは、君ヶ岡公園は、池は一時期なくそうとしたんですけれども、あそこは逆に、子供たちが生き物とかビオトープじゃないですけれども、そういったところでということで、ちょっと細い橋なんかかけて、あそこだけは水辺の空間を残した経緯があって、いろいろやったんですけれども、なかなか長い時間の中で経過とかいろんなことをやろうとすると、もう水道水しか使えないような状況もあって、あんまり今は、本当に維持管理とか長いスパンで考え

たりすると、なかなかできないと。

やっぱりみちのく湖畔公園くらいの国営クラスじゃないと、あれだけの施設はなかなかできないというのは本音だと思います。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　赤水に関しては、昔はノリを洗うためだけに使っていたんでしょうから、これは仕方ないと思いますね。

それで、木製のアスレチックに関しては、町長いかがですか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　それも設計の中で、昔は中央公民館の前にアスレチックフィールドずっとあったんです。（「ありましたね」の声あり）それで腐ったりなんだり。それで、こういうのって、遊具って、はやり廃りがありまして、それでだんだん劣化してきて、古くなったもの危ないからということで撤去した経緯があります。結構長い距離あったんですけれども。それで、パターゴルフに設計をし直したり。その当時のはやりものというかそういったものも含めて、どんどんどんどん変わってきた経緯があります。

今は、逆に民間がなんか場所によってはジップラインとかそういうかなりアドベンチャーなほうに走っているということで、あんまりアスレチックというのは聞かないです。今県民の森がちょっとどうなっているか、私も最近行っていないんで分かんないんですが、あんまり利用されてはいないということでございます。

だから、あんまりアスレチックがどうなのかということでは、ちょっと何とも回答はできませんけれども、今のところは、そういったことで考えてはいないところです。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　１番に関して最後なんですけれども、擬木。擬木によるその木製風に、木製に見せるようなアスレチック場が今あるはずなんですね。そこのところ一度考えられてもいいと思うんですね。

木製であればやっぱり腐りが早い。ただその擬木のやつであれば、一生腐んない。雨に当たっても。そういうのありますから。あとロープの強度も昔と比べると大分強くなってきましたから大丈夫だと思うんですけれども、もう一度再考してもいいかなと、そういう思いはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　今後またいろんなところを見させていただいて、そういう何が子供たち

とかそういうのが求めているのかですね、そういったことも含めて考えてまいりたいとは思います。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　では、２問目に移ります。

ここでですね、皆さん七ヶ浜町町民憲章、見られている方って何人いますか。

お１人、２人、３人、４人ですよね。５人ですか。

議員の方でいますかね。

お１人。はい、ありがとうございます。

これ私も昔から、おやじからもらってあるんですけれども、いいこと書いてあるんですよ。

そして、七ヶ浜憲章じゃないですけれども、ある四国の町とか岡山の町では、論語を流していると。そういうのもあるんですね。私は、論語そのものは好きですけれども、あそこはちょうど孔子廟があるんですね。中国共産党の要は教えをするということで。そこは、その町は、中国の都市と友好のまちをやっているんで、それは仕方ないとは思うんですけれども、全国でその孔子廟そのもので有名なのが３か所あるんですよね。今のまちと岡山と、あと足利と。ただ私は、先ほど言った孔子廟に関しては、一切勧めることはできません。

それで、この中に、１、「健康な心と体をきたえ　勤労をよろこぶ　豊かな町をつくりましょう」いい言葉ですよね。

次、「いたわり合う家庭をつくり　互いに力をあわせ　明るい町をつくりましょう」今核家族がなりつつあって、大家族がだんだん少なくなってくる中で、いたわり合う家族を、家庭をつくると。

次、「自然を護り美しい風土に親しんで　きれいな町をつくりましょう」これもいい言葉ですよね。七ヶ浜の風光明媚な地形を生かした風土を守ると。それは、私は大好きですね。

次、「社会のきまりを守り良い風習を育てて　住みよい町をつくりましょう」道徳観念のあるいい言葉だと思いますね。

次、「教養を高め情操を豊かにして　かおり高い　文化の町をつくりましょう」文化の町ですよ。ちょっと皆さんそこのところ忘れている方が多いと思うんですよね、私も含めて。

そこのところ、先ほど、議会だよりじゃなくて広報で知らしめるというふうにはなっていましたけれども、こういうふうな一枚ものを配布して、皆さんに情操教育、道徳関係ですね、衷心道徳。そういうのをもう一度目覚めてもらうような行いというか、行いというと失礼ですけれども、これを配布することによってさらに目覚めてもらう。そういう観念はないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　では、これ私のほうから回答させていただきます。

今回議員さんの質問のありましたこの町民憲章。今読み上げいただいたとおり、今読んでも全く古さを感じない。今でも通ずるものが、全て網羅されているかなと私も思っているところです。これを、この時代だからまた振り返って、今の町民の方々にも知っていただきたいという意味での御質問なのかなというところもあります。

今回、町長回答に、広報しちがはまで掲載といったところに関しましては、今、原文お持ちのようでしたけれども、原文なかなか達筆で書いてありまして、読みづらいところもございます。ですので、まず広報で、そのときのつくった時代背景と町民憲章の背景をちょっと説明させてもらったほうがいいのかなと思いまして、まずそこで町民憲章というのは、このような時代背景の中できたものであるというところを町民の皆様に説明させていただきたいと。

付け加えますと、この町民憲章のできました1978年。実は結構七ヶ浜にとっても大きな節目の年であります。議員さん御存じで質問されているのかと思いますが、４月にまず総合文化センターがオープンしました。同じく５月には、サッカー場と陸上競技場、こちらが完成しました。そして６月に、６月12日ですね、宮城県沖地震が発生したという年でございます。その中で、その年の９月３日に町制施行20周年の式典が行われ、この町民憲章及び町木と町花、あと町民歌ですね。こちらが合わせて制定されたという非常に意味のある年であると。

そういうところからもその背景を振り返って、広報等でぜひちょっと知っていただきたいなというところからの回答でございました。

以上でございます。

○10番（遠藤喜二君）　最後にいいですか。

○議長（安倍敏彦君）　もう時間過ぎたので、終わりです。

○10番（遠藤喜二君）　多分0.01秒くらい残っているはずなんですけれども。

○議長（安倍敏彦君）　十分な回答は。

○10番（遠藤喜二君）　じゃあ、後で直接行きます。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時20分再開いたします。

午後３時０７分　休憩

午後３時２０分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、６番鈴木惠子議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。惠子議員。

〔６番　鈴木惠子君　登壇〕

○６番（鈴木惠子君）　６番、日本共産党の鈴木惠子です。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、１問、質問いたします。

質問は、帯状疱疹ワクチン予防接種の自己負担の軽減と非課税世帯には自己負担額無料を求めるものです。

帯状疱疹ワクチン予防接種は、昨年ですね、2025年４月より予防接種法に基づく定期予防接種になりました。帯状疱疹は、80歳になるまで３人に１人が発症すると言われている身近な病気です。帯状疱疹ワクチン接種により重症化の予防という効能が確認されています。より受けやすい自己負担額を求め、以下11点について伺います。

１、避難所でもよく聞きましたけれどもね、帯状疱疹にあっちでもなった、こっちでもなったって言われているんですけれども、東日本大震災以降、国民健康保険被保険者の帯状疱疹の年度別・年齢別発症状況はどのような状況になっているのでしょうか。

２、2025年４月より実施されている帯状疱疹ワクチン予防接種の対象者における接種者数及び接種率はどのような状況で推移しているんでしょうか。

３、生ワクチン及び組換えワクチンの標準接種費用は幾らですか。

４、生ワクチン、組換えワクチンの薬価料・手技料・診察料は幾らになっているんでしょうか。

５、予防接種法での帯状疱疹ワクチン予防接種費、定期接種Ｂ類疾病なんですけれども、定期接種における国、県の負担率はどのくらいになっていますか。

６、2025年度における地方交付税措置の帯状疱疹ワクチン予防接種費の措置率はどのくらいになっているんでしょうか。

７、2024年と2025年度予防接種、これは予算書にあるんですけれども、予防接種費用額について、交付税措置の差額はどのくらい見込んでいるのでしょうか。

８、塩釜管内二市三町の自己負担額、生ワクチン4,900円及び組換えワクチンの自己負担１万8,100円となった算定根拠は何でしょうか。

９番、組換えワクチンの自己負担額が、県内市町村の中で一番高額になっている要因は何であると見ていますか。

10番、組換えワクチンの自己負担額を軽減する考えはないでしょうか。

11番、生活保護世帯に準ずる非課税世帯も接種費用を無料にする考えはないでしょうか。

以上、町長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、帯状疱疹ワクチン予防接種の自己負担の軽減と非課税世帯は無料にする考えはないかについて回答を求めます。

寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　６番鈴木惠子議員の御質問、帯状疱疹ワクチン予防接種の自己負担の軽減と非課税世帯は無料にする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず１点目の御質問、2011年度の東日本大震災以降、国民健康保険被保険者の帯状疱疹の年度別・年齢別発症状況はについてお答えをさせていただきます。

御質問の東日本大震災後における国保加入者の帯状疱疹の年度別・年齢別発症状況につきましては、本町では、当該内容での集計・統計は行っておらず、本町独自の年度別・年齢別の発症状況については把握していない状況であります。

２点目の御質問、2025年４月より実施されている帯状疱疹ワクチン予防接種対象者における接種者数及び接種率はについてお答えをさせていただきます。

2025年、令和７年３月27日時点の帯状疱疹ワクチン予防接種対象者数は1,293人であります。接種率は、2025年、令和７年12月現在において生ワクチンは9.51％。これビケンというやつですかね、はい。そして、組換えワクチン、いわゆるシングリックスというんですかね、の１回目は9.05％、２回目は4.56％であります。

３点目の御質問、生ワクチン及び組換えワクチンの標準接種費用、契約の接種費用は幾らかについてお答えをさせていただきます。

契約の接種費用につきましては、生ワクチン、いわゆるビケンは8,728円であります。また、２回接種が必要な組換えワクチン、シングリックスの１回当たり接種費用は２万1,928円であります。これについては２回目も同額になります。

４点目の御質問、生ワクチン及び組換えワクチンの薬価料・手技料・診察料は幾らかについてお答えをさせていただきます。

帯状疱疹ワクチンの定期接種は、病気の治療を目的とした保険診療とは制度の枠組みが異なるため、御質問の薬価料・手技料・診察料の各項目につきましては、本町では、ワクチン代と手技料相当分の２つに整理しております。本町では、このうち手技料相当分を公費負担分とし

て助成しております。生ワクチンのワクチン代は、ビケンの場合、税込み4,900円であります。また、２回接種が必要な組換えワクチン、シングリックスの１回当たりワクチン代は、税込み１万8,100円であります。また、町が負担している手技料相当分は、両ワクチン共通で、税込み3,828円であります。なお、御質問中の診察料につきましては、この手技料相当分に含まれております。

５点目の御質問、予防接種法での帯状疱疹ワクチン予防接種費、定期接種、いわゆるＢ類疾病における国及び県の負担率はどのくらいかについてお答えをさせていただきます。

帯状疱疹ワクチン予防接種費における国及び県の負担金はありません。

６点目の御質問、2025年度における地方交付税措置の帯状疱疹ワクチン予防接種費の措置率はについてお答えをさせていただきます。

国で公表している説明資料等によれば、2025年度、令和７年度における帯状疱疹ワクチンの予防接種費用に係る地方交付税措置につきましては、当該ワクチンが、予防接種制度上いわゆるＢ類疾病の区分で取り扱われることを踏まえ、接種費用の３割程度を基準財政需要額に算入される措置が講じられるとされております。接種費用の３割程度を基準財政需要額に算入するということでございます。

７点目の御質問、2024年度、2025年度予防接種費用額についての交付税措置の差額はについてお答えをさせていただきます。

交付税の算定において、帯状疱疹ワクチンの接種費用を含め、予防接種費用が反映されているところですが、実際に交付された交付税のうち当該費用に対応する金額のみを特定することはできない仕組みとなっております。したがいまして、予防接種費用額のみを切り出してお示しすることは制度上困難でありますので、御理解を願います。

８点目の御質問、塩釜管内いわゆる二市三町の自己負担額、生ワクチン4,900円及び組換えワクチンの自己負担金１万8,100円となった算定根拠はについてお答えをさせていただきます。

医薬品卸業者や協力医療機関からの情報を集め、また、国の令和７年度定期接種に関する標準的な接種費用についての通知を参考にして、自己負担額を算出しております。

９点目の御質問、組換えワクチンの自己負担額が、県内市町村の中で一番高額となっている要因は何かについてお答えをさせていただきます。

県内市町村の中で高額であることは認識しております。国は、帯状疱疹ワクチン予防接種を予防接種法のＢ類疾病として、努力義務のない個人予防と位置づけ、国の積極的な対象でないため、ワクチン代を実費分として自己負担金額に設定することが可能となっております。御承

知のとおり組換えワクチンは高額となりますが、本町におきましては、法の趣旨に基づいた必要な負担として実費徴収をしております。このことが主な要因と捉えております。

10点目の御質問、組換えワクチンの自己負担額を軽減する考えはないかについてお答えをいたします。

本町の定期接種の実施に当たり、医療機関における手技料相当分については公費で負担することとしております。一方で、受ける方御自身の受益に応じた実費分につきましては、自己負担額としていただくという整理を行っておりますので、現時点においては軽減する考えはありません。

11点目の御質問、生活保護世帯に準ずる非課税世帯も接種費用を無料にする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

帯状疱疹ワクチンが定期接種化され、Ｂ類疾病に位置づけられました。このＢ類疾病は、個人の発症、重症化予防としており、接種を受ける方が、費用の一部を負担することが標準的な運用とされております。本町としましては、最優先で保護すべき生活保護受給世帯の方については、全額公費負担とし、最低限のセーフティーネットを確保した上で、定期接種という枠組みの中で必要な負担をお願いすることが、安定的な接種体制を維持していくことにつながると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、鈴木惠子議員の一般質問の回答とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　１問について最初に再質問します。

先ほど、統計的には把握していないという話でした。でも、国民健康保険の被保険者だと３か月に一度、国保の町民課から、あなたは、この日、この日、この日、この診療所で、または薬局で、医療費このくらい使っていますよ。そして、あなたの負担はこのくらいになっています。そして、診療を受けた医療機関は、ここ、ここ、ここですよというのを把握しているんですよね。だからそれに基づいて、３か月に一遍来るわけですよ、私のところにも、ここにいつ、いつって。ということは、データはあるんですよね。七ヶ浜の例えば去年の帯状疱疹で治療している人は何人いたか。疾病名まで分かるはずです。それをしないということなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　それでは、惠子議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

惠子議員さんも御存じのとおり国民健康保険の診療報酬明細書、いわゆるレセプトにおきま

しては、こちらについては直接、結局これは診療報酬請求のための資料でございますので、統計目的とかそういった病名での形では取っておりません。

以前、確かに傷病名によるコードというのがあったかもしれないんですけれども、現在そういったものはなくて、その他のウイルス性疾患という項目の中では入っているかとは思いますけれども、具体的に帯状疱疹という名称でのものについては、こちらとして把握していない、把握できていないという状況でございますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　要するに今まで、前は、きちんと病名について番号がありまして、それでもって抽出すると出てくるような形なんだけれども、今はそれができないということなんですか。

○議長（安倍敏彦君）　課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　そうしますと、全然調べる方法がないということで、事業、要するに帯状疱疹は個人のあれだから、要するに感染症ではないから、自分の中で持っているものが発症するだけだから、特に、あえて調査しなくてもいいという形になるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　そういう考えではございません。

あくまでも、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今回、定期接種という形を取っておりますので、改めてそこの中では、国のほうで制度設計されていると。その情報を我々は考えていまして、それで、今回定期接種化したという整理でございます。

なので、個別に、七ヶ浜はどうのこうのという、何の疾病がどうのこうのってまでは、申し訳ないですけれども、現時点でそこまでは把握していないということで、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　ちょっと整理させてください。

要するに、町民課で分かりますよね。国保の医療費とかなんかは分かりますよね。誰があれかも分かりますよね。だからこのデータが出てくるのであって、町民課に行って、そういう帯状疱疹という形の病名を把握することはできないということなんですか。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　ちょっと私の御説明不足かと思います。

確かにレセプトというのは、個人個人では当然何を薬使ったかとかというのはあるかと思います。ただ、先ほども言ったとおり統計的に取るんではなくて、一人一人どのような形の診療をされているかというのは当然見えます。

七ヶ浜の人口１万7,000人の方について一個一個見ていけば当然できるかもしれませんけれども、実際のところそこまでの統計を一人一人やっているというのはやっておりませんので、御理解いただければなあと思います。

あくまでも先ほども言ったとおり、その他の疾病とか、あとは脳卒中とか、そういった大きな分類または中分類で把握して、そこから深掘りしていくって形は取っているかと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　それでは、第２問について再質問いたします。

先ほどだと、生ワクチンのほうは9.51％。それから組換えワクチンの１回目が9.05％。２回目が4.56％という形で報告されましたけれども、これは愛知医科大学の渡辺大輔教授が調べたデータで、９月末の時点での平均接種率なんですけれども、定期接種によって月平均の接種者は約20.4倍増加しているんだそうです。そして、都道府県別に見ると、トップが長野県で25.4％。一番低いのが愛媛県で10.1％。ということで、宮城県は15％ぐらいの推移かなというふうに見たんですけれども、それよりも七ヶ浜はもっと低い状況にあります。

そのことをどのように見ますか。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　先ほど惠子議員さんがおっしゃられた長野県は、とても接種率が高いというのは確認しております。宮城県は、それに対してなぜかまだ15％前後と低いです。七ヶ浜だけじゃなくて、七ヶ浜も先ほどの答弁の中でもまず生ワクチン9.51。ワクチン、いわゆるシングリックスワクチンについては9.05となっていますが、それを全体的に合わせた接種率でいきますと10％を超えている状況でございます。そこから、これはあくまでも10月末現在ではございますけれども、そういった形を取っていきますと、七ヶ浜がとても低いという状況ではございません。宮城県の各自治体さんのデータからすると、そんなに極端に下がっているとは考えておりません。

ただ今後ですね、当然その辺の要因についてもし低いんであれば、今後二市三町だとか各自治体との状況を見ながら、動向とか注視しながら調査研究していきたいなとは考えております。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　それでは、８番に関することです。

この管内で、生ワクが4,900円、組換えワクチンが１万8,100円。要するに、手技料だけ自治体が負担するというふうな判断基準に至った仕組みなんですけれども、ほかの自治体では、もっと費用負担をしている自治体が多いですよね。半額とか、それから、他県ではゼロというところもありますけれども、そのときに、町はもっとこう、例えば二市三町の中でも含めて、その１万8,100円。これは個人疾病だから個人の責任だからということで、ワクチン代を全部自己負担にしましょうという形に至ったそこら辺の検討の経緯というのはされてきたんですか。この金額に至るところの。

○議長（安倍敏彦君）　課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　まず、この定期接種って一体何ぞやということで考えていただければと思います。

その定期接種と予防接種法の中でやっておりまして、定期接種される方から自己負担を徴収することが可能であるということになっております。

本町では、当然生ワクチンと組換えワクチン、いずれも選択可能としておりまして、ワクチン接種の自己負担額につきましては、実費分を反映した設計としております。先ほどお話ししたとおり、その実費分というのは、予防接種法28条に基づく自己負担実費分を徴収可能ということを根拠としております。

そこで、当然今回Ｂ類疾病という枠組みになるんですけれども、こちらは、個人の発症及び重症化予防という受益に着目したということを検討材料にしまして、生ワクチンや組換えワクチンのいずれを選択されても、その便益に見合う必要な負担をいただくことが、公費負担の公平性の観点から標準的な運用という考えを基に、このような考えで設定させていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　あくまでも個人のあれだからということでなんですけれども、自治体、例えば県内一つにしても川崎町とか村田町さんは、行政が支援して6,500円の実費負担なんですよ。自己負担なんですよ。七ヶ浜町と似たような高齢化率と財政力指数の亘理町は、１万円なんですよ。組換えワクチンのね、自己負担が。

なぜ当町は、独自の支援をもっと上げないのかということと、果たしてそもそも年金生活をしている人たちが多いですよね。この対象者のところ65歳以上ですからね。働いている人もい

ますけれども、年金生活者が多くて、この物価高の中で自己負担１万8,100円を２回。３万2,200円を（「6,000」の声あり）払って予防接種を受けるというのは、自己負担額として本当に妥当な金額だと捉えているんですか。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　確かに他の自治体さんにおいてそのような低い金額って、自己負担額が低いというのは承知しております。

宮城県におきましては、当然そのような情報あるかと思いますけれども、全国名を広げていただければ、当然七ヶ浜とか、この辺と同じような負担額でやっている自治体も承知しているかと、議員さん、思います。

また、我々としましても、先ほどからの答弁の中にもありましたとおり、まずは予防接種に基づく公費、負担の助成。それを適正にするということを最優先としております。

なので、そこにも、先ほどから御答弁していますように、まず実費負担をしていただくと。やっぱり必要な負担というのは必要ではないかという趣旨に基づいて、このような答弁の金額になっているということで、何とか御理解いただければなあと思います。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　そうしますと、実は、それでは私ごとなんですけれども、先月帯状疱疹を発症しました。１年前に生ワクの予防接種をしたんですけれども、２回受診して、３週間でまず症状はなくなりました。医師からは予防接種を受けていたから、まずそんなにひどくならずに済んだんだよねと言われました。それで、診療の明細書を見ますと、２回の診療で大体3,132点、３万1,320円の医療費になります。その人によって、３割負担か２割負担かによっても自己負担は違いますけれどもね。そうすると、それでも私は軽いほうだったんですね。それが今身近にやっぱり聞くと、半年も続いた。何年も続いている。しびれ、顔の変形で、もう後遺症が残った。しびれる。そういう人たちがね、結構いるんですよ。そうすると、３万どころではない医療費がかかるわけです。もっとかかりますね。

そうしたときに、80歳になる前に３人に１人発症すると言われている帯状疱疹です。国にのっとって、まずあまり補助しないでいきましょうやと。そうですね。また愛知大学の渡辺先生によれば、全国の自治体の自己負担割合をゼロから2,000円未満、2,000円から4,000円未満と、2,000円単位で最高が１万8,000円から２万円未満というと、10区分で見た場合の帯状疱疹ワクチン接種率と自己負担額の関係について比較していたんです。そうしたら、接種率がね、2.6倍の接種率の差があることが報告されています。

一番、全国の自治体調べた中での自己負担額が多い自治体数は6,000円から8,000円でした。それからすると、七ヶ浜が属する１万8,100円というのは、トップの自己負担額。大体そこには68自治体あるんですが、そうすると、比較すると、6,000円から8,000円未満の一番多い自治体での平均接種率は19.9％と報告されています。そして、一番トップのところは11.3％というところで、すごいやっぱり接種率の差が２倍ほどやっぱり出ているんですね。

そのままでいいのか。もし、要するに予防接種で低い町は、そんなに出さなくていいよと国の指導にのっとってやればいいんだ、別に補助率を上げる必要ないよと考えてね、やれば、結局発症率は、受診率は全然上がらない。でも発症率は上がる。そうすると下がらない。そうすると結局医療費、国保の医療費がかかるよねと。当然それはもう想定されるんです。せめてね、全額補助が無理なら半額ぐらいやれば、大体３割の負担で済むんだから、３割、自治体が、３％の交付率が出るんだから、8,000円ぐらいで町が負担すれば、もう少し発症が予防されるんじゃないのかなというふうに考えるんです。でも、いやいやいや、そこまではしないから、個人負担だから。１人３万円かかろうが５万円かかろうが医療費ね、そっちのほうで賄うから、それは国保のほうの医療費がかかれば、国保の税を上げればいいんだからというふうな形で開き直るのか。そこがポイントだと思うんですよ。

ぜひですね、施政方針の６つの施策の柱の１つ、「だれもが健幸であってほしい（攻めの福祉）」の政策の位置づけとしてね、幾ら国がね、その法律にのっとってこう示しているから、はい、はい、はいじゃなくて、やっぱり町独自の健康な高齢者をつくるために、そしてその結果、医療費が上がらないようにするための、それこそ攻めの政策をしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　惠子議員さんの御質問に対して御回答させていただきます。

接種率と、さっきから全体的な接種率、確かに低いかと思います。

ただ、それらの金額というのもあるんですけれども、結局、皆さんの接種に対する御理解ということもいろいろ含めてのいろんな要因があるのかなとは考えております。

当町においても、ほかの自治体においても、我々の生ワクチンとさっきの組換えワクチンの差がすごい大きいんであれば、やっぱり皆さん、高いんだなあと思うんですけれども、そこはあまり差はないという統計が出ています。

実際、二市三町の金額より低い他の自治体さんにおいて接種率低いところもございます。それを考えていくと、そんな高いから行かないとか、安いから行くとか。そういう考えでなくて、

個人のですね、自分がどうなのかというちょっと考えかと思います。

私たちとしては、まずは帯状疱疹というのはこういうもんだよとか、ワクチンするとこうなるよということを徹底的に周知していきたいと思います。個人へですね、対象している方に個人通知を行って、どうですかというのは当然しております。

このように皆さんの帯状疱疹に対する理解。そういったことをすることが、まず前提ではないかなと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　やっぱり１万8,000円、１万です。１万8,100円の２回の接種というのは、普通の高齢者にとっては高いですよ。

それをよしとすること自体が、考え方として、町の進め方としてはどんなもんでしょうかね。やっぱり高齢者が健康で、確かにウイルスは持っているけれども、自分の力が低くなるということで発症するけれども、それを発症しないように、きちんと定期的なワクチン接種。手頃な金額で接種して、安全に安心して暮らせる七ヶ浜づくりを期待して、質問は終わります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日３月３日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでございました。

午後３時５６分　延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和８年３月２日

七ヶ浜町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員

令和８年３月３日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録

（第２日目）

令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録第２号

令和８年３月３日（火曜日）

出席議員（１３名）

１番	鈴木洋市君	２番	鈴木篤君
３番	佐藤信輝君	５番	鈴木博君
６番	鈴木惠子君	７番	佐藤直美君
８番	熊谷明美君	９番	佐藤壮一君
１０番	遠藤喜二君	１１番	岡﨑正憲君
１２番	歌川渡君	１３番	仁田秀和君
１４番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長		寺澤薫	君
副町長		平山良一	君
総務課長兼デジタル推進室長		藤井孝典	君
防災対策室長		石井直紀	君
企画財政課長		青木ゆかり	君
税務課長		遠藤衛	君
町民生活課長		宮下尚久	君
まちづくり振興課長		鈴木昭史	君
建設課長兼復興推進室長		阿部豊則	君
国際村事務局長		我妻幸弘	君
子ども未来課長		菅井明子	君
健康福祉課長		関本英児	君
長寿社会課長		沼倉隆弘	君

会計管理者	鈴木　正実　君
上下水道事業所長	後藤　謙一　君
教育長	大槻　泰弘　君
教育総務課長	稲妻　和久　君
生涯学習課長	遠藤　弘次　君
監査委員事務局長	佐々木　祐一　君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木　祐一　君
同書記	鈴木　一叶　君

議事日程　第２号

令和８年３月３日（火曜日）　　午前１０時００分　　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　議案第１０号　七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例について

日程第　４　議案第１１号　七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第１２号　七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第１３号　七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第１４号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）

日程第　８　議案第１５号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第　９　議案第１６号　令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１０　議案第１７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１１　議案第１８号　令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１２　議案第１９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第１３　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第１４　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第１５　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第１６　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第１７　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第１８　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第１９　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

日程第２０　報告第　１号　専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和７年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事）」

日程第２１　報告第　２号　専決処分の報告について「令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）」

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会議日程の決定

日程第　３　一般質問

午前１０時００分　開会

○議長（安倍敏彦君）　おはようございます。

これより令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、９番佐藤壮一議員、10番遠藤喜二議員を指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（安倍敏彦君）　日程第２、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、５番鈴木　博議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。鈴木　博議員。

〔５番　鈴木　博君　登壇〕

○５番（鈴木　博君）　５番鈴木　博でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。大枠２問になります。

１問目、町道維持管理における管理手法についてです。

本町の町道維持管理における雑草対策は、毎年恒常的に実施されておりますが、その多くは生えたら刈るという対症療法的対応にとどまっているのが現状であります。除草作業は相応の委託費を要するのみならず、猛暑下での作業による熱中症リスク、飛び石事故の危険性など安全面での課題も抱えております。さらに、雑草の繁茂による視界不良は、交通安全の問題として住民からも継続的に指摘をされております。今後、人口減少や担い手不足が進行する中、同様の作業を繰り返す現在の手法が持続可能であるとは言いがたい状況にあります。そこで、私は除草中心の対応から、防草対策を含めた、計画的、予防的な管理手法への転換が必要であると考え、町の認識をお伺いいたします。

１、直近５年間における町道除草作業に係る予算の推移と、その増減要因に対する認識をお

伺いいたします。

２つ目、雑草の繁茂による交通安全上の支障が生じている箇所について、町としてどのように把握、整理されているのかお伺いいたします。

３つ目、防草シートなどを活用した、除草回数の削減を前提とする中長期的な管理手法への転換に対する考え方をお伺いいたします。

４つ目、地区住民との役割分担や連携を前提とした、防草シート等の資材提供を含めた負担軽減策を検討する考えはあるかお伺いいたします。

２問目は、君ヶ岡公園の階段の安全性についてです。

君ヶ岡公園は本町を代表する公共空間であり、日常利用に加え、花見やイベント時には多くの来場者が訪れる施設であります。しかしながら、公園内の階段については、蹴上が高く、勾配も急である箇所が見受けられ、高齢者にとって身体的負担が大きい構造となっております。不特定多数が利用する公共施設として、現在の歩行環境が安全面から適切であるか、改めて検証が必要ではないかと考え、町の認識をお伺いいたします。

１つ目は、年間のイベント開催件数及び来場者数と、それらを踏まえた安全対策の検討状況をお伺いいたします。

２つ目。君ヶ岡公園の北側にある階段において、過去に転倒や負傷など事故が発生した事例の有無があるかお伺いいたします。

３つ目、現在の利用実態や、高齢者、イベント来場者の増加を踏まえ、既存施設を現行の安全基準や考え方に照らして見直す必要性についての御認識をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、町道維持管理における管理手法について。第２問、君ヶ岡公園の階段の安全性について回答を求めます。寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　おはようございます。

それでは、５番鈴木　博議員の御質問、町道維持管理における管理手法についてお答えをさせていただきます。

まず、質問の１点目、直近５年間における町道除草作業に係る予算の推移と、その増減要因に対する認識はについてお答えをさせていただきます。

直近５年間の除草委託料は、労務単価の上昇や燃料費の高騰により増加傾向にございます。主な要因は、公共工事設計労務単価の引上げに伴う委託費の上昇が考えられるところでございます。

次に、御質問の２点目でございます、雑草の繁茂により交通安全上の支障が生じている箇所について、町としてどのように把握、整理しているのかについて回答させていただきます。

雑草の繁茂による支障箇所については、道路パトロール等を通じて何か所か町でも把握しておりますが、町内の全路線に係る全てを把握しているわけではありません。主に区長さんや住民からの連絡を基に、通行の妨げや視界不良に関する通報をいただいた際に、その都度現場を確認し、支障箇所の除草や伐採の対応を行っているところであります。

次に、御質問の３点目、防草シート等を活用した、除草回数の削減を前提とする中長期的な管理手法への転換に対する考え方についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、従来の除草だけでは費用、労働力ともに限界があるのではないかと考えております。そのため、防草シート等による防草対策の箇所を検討することも重要と考えております。しかし、防草シートも劣化によるめくれや、隙間からの発芽などの課題もありますので、今後は防草シート等の耐久性や防草効果、周辺環境への影響を踏まえた上で、どの方法が一番よいのかを研究してまいりたいと考えております。

御質問の４点目、地区住民との役割分担や連携を前提とし、防草シート等の資材提供を含めた負担軽減策を検討する考えはについてお答えをさせていただきます。

資材提供による住民との連携は実施する価値があると思いますが、高齢化が進む中で、重い防草シート等の敷設作業については、除草、整地などに手間や負担がかかる場所もあると思われますので、今後の検討材料にしていきたいと考えております。

以上、１問目の回答にさせていただきます。

次に、２問目の御質問、君ヶ岡公園の階段の安全性についてお答えをさせていただきます。

御質問の１点目、年間のイベント開催件数及び来場者数は、また、それらを踏まえた安全対策の検討状況はについてお答えをさせていただきます。

年間のイベント開催についてでございますが、君ヶ岡公園において町が主催で行っているイベントはございませんが、町が把握しているイベントについては、都市公園の占用許可により、令和７年11月に民間によるドッグランに合わせたイベントを行っており、来場者数は約900人となっております。また、令和６年度にも同様のイベントを行っており、来場者数は約100人で、安全対策については、主催者側の責任において巡回管理を行ってもらうよう指導、そして協議をしているところでございます。

次に、御質問の２点目、君ヶ岡公園の階段において、過去に転倒や負傷などの事故が発生した事例の有無はについてお答えをさせていただきます。

町が直接把握している救急搬送を伴うような重大事故の報告はありません。しかしながら、事故が起きていないから安全という認識ではなく、未然防止の観点から、利用者の意見なども今後聞いてまいりたいと思います。

次に、御質問の３点目、現在の利用実態や高齢者、イベント来場者の増加を踏まえ、既存施設を現行の安全基準や考え方に照らして見直す必要性についての認識はについてお答えをさせていただきます。

君ヶ岡公園が整備された昭和58年、1983年から40年以上が経過しており、現行基準のバリアフリー的な観点から見るとそぐわない箇所も多々あると思われます。今後は、利用者の意見を聴取するなど、まずは現況を確認し、迂回路やスロープなどによって対応できるかも含めて考えてまいりたいと思います。

以上、鈴木　博議員の御質問への回答とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　それでは再質問をさせていただきます。

１点目なんですが、ただいまの御答弁で、人件費や燃料費の上昇などにより委託費が増加しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　議員さん御指摘のとおり、近年の公共工事設計労務単価の引上げ及び燃料費の高騰が委託料増加の主要な要因であると認識しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　そうしますと、今後も単価上昇が想定される中で、維持管理費の抑制や効率化について町として検討している取組はあるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　現在、効率化の一環として、通行量の多い幹線道路を優先的に除草することや、職員によるパトロールなどにより早期発見、早期対応に努めてまいります。

今後は防草シートなどの導入を含めた検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　防草シートを含めた検討も必要であるとのことでしたが、例えば防草シートを施工した場合のコストと、従来の除草、草刈りコストを比較、比べたことはあるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　現時点では、特定箇所における詳細な比較シミュレーションは実施しておりませんが、一般的に、一般的な話ですけれども、一般的に防草シートの敷設は初期費用、イニシャルコストですか、が高くなるものの、５年から８年程度で毎年の除草費用とランニングコストの累計を下回るという試算例もあります。今後はいろいろな種類の除草シートなどによる具体的な単価を算出し、比較検討を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　すみません、５年から８年で下回る、ランニングコストを下回る例もあるとのことでしたけれども、下回らなくても同額であるならば、例えば委託費の抑制、作業員の熱中症リスクなどが考えられるので、防草シートの利活用がよいのではないかと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　その辺も今後検討して対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　それでは２点目に移ります。

ある程度の場所を把握しているということなのでお伺いいたします。

私が問題があるなと思っているところがありまして、それが七ヶ浜縦断線の湊浜地区、謡地区から下ってきたところの交差点、押しボタン信号付近になります。町道においては年２回の除草と認識をしております。令和７年度の七ヶ浜縦断線の田園クリニックから塩釜商会ガソリンスタンドまでの間を除草した１回目、２回目の日付を、先日担当課にお話を伺って確認はしているのですが、改めて御説明をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　この間、来ていただいて話したとおりなんですけれども、１回目が８月25日から28日、２回目が11月４日から７日の間となっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　そのタイミングになった要因をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　確かに毎年は７月末までには第１回目が終わってるんですけれども、今回ちょっと８月25日ということで少し遅くなった理由ですが、作業が予定どおりに進まない主な理由といたしましては、人手不足の影響を受けて、専門技術を持つ作業員や通行の安全を確保する交通誘導員の確保が困難な状況であったからだと思われます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　いろいろな要因があるのは理解いたしますが、２か月ちょっとで２回目となると、委託業者との連携不足なのではないかなと思います。この件について、業者との協議、協議といいますか調整が行われているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　連携は取っているんですけれども、除草時期が集中してしまうことや、あと、一番は猛暑による熱中症対策の徹底をしており、そのときに、小まめな休息や、作業員の、作業時間の短縮を余儀なくされているため、ちょっと作業が思うように進まない面があるということと、特に日中の最高気温が警戒レベルに達した際は安全を最優先にして作業一時中断するなどということがありまして、ちょっと作業の日程がなかなか難しいというところになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　町内全域にわたりますので、日程的なものとかは理解はしているのですが、ぜひ適切なタイミングになることを望みます。

３点目に移ります。

先ほどの御答弁で、従来の除草には費用や労働力などで限界があって、防草シートの活用も重要と考えている、耐久性などの課題があって、今後検討していくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　今後は防草シート等の耐久性や防草効果、周辺環境

への影響を踏まえた上でどの方法が一番よいのかを研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　耐久性の問題、課題があるということでしたが、国土交通省が運営するデータベースシステム、ＮＥＴＩＳに登録されている防草シートには耐用年数が10年や20年のものまでありました。試験的にモデル箇所を設定して、耐久性や費用対効果を検証する考えはないかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　議員御指摘のとおり、ＮＥＴＩＳ、こちら新技術情報提供システムなどに登録されている高耐久な資材の存在は知っておりますが、まずは町内の特定の路線や、特に視界が不良とされる箇所をモデル箇所として選定しまして試験的な敷設を行うことで、本町の環境における耐久性や費用対効果を検証する方向で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　検討していくとのことですが、導入をするか判断するための基準やスケジュールはあるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　導入可否の判断基準としては、まず、議員さん御指摘のように、雑草により視界不良が生じている箇所や、あと年間の除草頻度が多いところなどを軸に整理していきたいかなというふうに思っております。まずは、町内の防草シートなどの設置候補箇所のリストアップを行いまして、それで考えていきたいと思っております。

あと、スケジュールにつきましては、次年度以降、モデル箇所の選定と試験施工をできれば行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　４点目に移ります。

すみません、資材提供には一定の価値がある。一定の価値はあるが、負担が過大になるということでしたが、今後の検討材料としていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　議員さんおっしゃるとおり、今後の検討課題としていきたいと、資材提供による住民との連携は実施する価値があると思うんですけれども、高齢化が進む中で重い防草シート等の敷設作業については、先ほども話があったように、除草整地などに手間がかかる場合があると思われるため、今後の検討材料にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　高齢化が進んで、作業負担が課題であるとのことですが、例えばその地域任せではなくて、町として作業を支援する仕組みを検討する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　住民の皆様との連携において、町が資材提供や初期施工などの敷設支援を行うことについては、なかなか、財政の負担とか維持管理の責任の所在という観点から、慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　例えば施行の一部を委託するとか、あるいは高齢者世帯への重点支援など対象を限定とした形での導入は考えられないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　住民の皆様が抱える作業の負担感は十分に認識はしているつもりでいます。個人的にはなんですけれども全面的にサポートしたいという思いはやまやまです。しかし、一度始めた制度が途中で立ちいかなくなる可能性もありますし、そうなると、結果としては地域にさらなる混乱を招くことになるような気がします。現時点では直接的な施工支援という形ではなく、まずは、持続可能な協力体制を探っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　住民との連携とはちょっと少しずれるのかもしれませんけれども、町内を車で走ってみると、例えば、そこの分団の脇とか、すみません、何分団かちょっと確認しませんでした。（「10分団」の声あり）10分団の脇にごく一部防草シートが張られていました。

例えば商工会から君ヶ岡公園に行くまでの間の運送会社さんだと思うんですけれども、駐車場ののり面、通学路、そこを多分小学生とか中学生両方いっぱい歩くと思うので、親切だなと思いました。あと、県道の汐見台郵便局の交差点、郵便局脇ののり面にも、地域の方が視認性を確保するために防草シートを敷いていてくれています。町としてどのように、そういう地域の皆さんの、町としてどのように捉えられているのかなというのをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　個人の敷地であるというのはあるんですけれども、交通量が多く、雑草による視界不良箇所については、個人の所有する敷地であっても、道路交通の安全面を考えるとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　従来の手法には限界があるとの認識は共有できたのかなと感じております。持続可能な維持管理の観点から、防草シートを含めた具体的な検証と方向性の整備を進めていただくことを期待し、本件の質問を終わります。

２問目に移ります。

君ヶ岡公園について再質問をさせていただきます。

今回、この一般質問を行うに当たり、昨年11月に行われたイベントの主催者の方にお話をお伺いいたしました。町内でドッグサロンの事業を営んでおり、七ヶ浜町を盛り上げたいというお気持ちから、２年連続でドッグフェスティバルを開催し、昨年は町内外から900人の来場者があったそうです。本当は平場の広場で開催したかったそうですが、かなわず、君ヶ岡公園になったそうです。申請に当たり、担当課である建設課とまちづくり振興課の皆さんに親切丁寧に御案内していただけたと感謝しておられました。それを踏まえまして、再質問をさせていただきます。

１点目ですが、安全対策について、主催者の責任において管理をするように町として指導したという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　議員のおっしゃるとおり、安全対策について、主催者側の責任において巡回管理を行ってもらうよう指導しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　1,000人近いという、900人ぐらいの一定の来場者があります。町としても必要に応じて主催者と連携を図っているという理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　都市公園の占用許可の申請を受ける前に、事前にどのようなイベントなのか、占用する物件の種類や管理の方法など、あと安全面においても確認し、連携を図っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　次に移ります。

安全面という言葉がありましたが、施設の安全面とも取れるのかなと思います。先ほどの御答弁では、重大事故の報告はないけれども、事故が起きていないことをもって安全と考えているわけではないと、未然防止の観点から注意すべき、注視すべき課題であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　現状の認識についてですが、お答えしたとおり、事故がないから安全という認識ではございません。昭和58年の供用開始から40年以上が経過し、現行の安全基準と比較して、階段の蹴上の高さなど改善すべき課題があることを十分に認識しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　それでは、定期点検の頻度や危険箇所の把握方法について具体的にお示ししてください。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　定期点検につきましては、現在都市公園法に基づく定期点検を年１回実施しているほか、日々の清掃や公園維持管理業務を通じた職員、作業員による目視点検を行い、安全面で危険が生じるような異常や破損が発見された場合は速やかに補修等の対応を行っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　未然防止の観点からお伺いいたします。

公園内の階段について、町としてどのように現状を認識しているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　現行の安全基準と比較して、先ほども申し上げましたが、階段の蹴上の高さなど改善すべき課題があることは十分認識しておりますが、当公園は昭和58年の開設以来、起伏のある地形を生かした設計がなされていましたが、高齢化社会へ移行や利用ニーズの変化に、ちょっと構造が追いついていかない面があると思われます。まずは、視認性を高める塗装を施す、階段のところに分かりやすくするようにしたりですね、あと、あるいは足元注意のサインを設置するなど、まずは低コストで即効性のある安全対策について検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　段差とか手すりの状況など、安全面で課題がないか定期的に確認しているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　先ほどと同様な回答にはなりますが、定期的に行っているわけではありませんが、日々の清掃や公園維持管理業務を通じた職員、作業員による目視点検を行っており、異常や破損が発見された場合は、速やかに補修の対応を行っているということです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　目視点検もやっているということですけれども、公園内の段差に、公園内の階段の段差について蹴上が約25センチ程度ある箇所が見受けられます。町としてその高さをどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　一般的に公園施設の階段の蹴上は、先ほどお話あったバリアフリー法の中では、基準では15センチから18センチ以下が望ましいというふうにされておりますが、25センチという高さは、確かに議員さんおっしゃるとおり、高齢者や小さなお子様にとっては身体的に負担が大きい数値であるという認識はしております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　高齢者とか、あと子供の利用ももちろんある公園であります。安全性の観点で改善の検討を行う考えはないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　議員御指摘のとおり、君ヶ岡公園は、町民の日常利用に加え、花見やイベント時には多くの来場者が訪れる公共施設であります。多様な世代が集う場所だからこそ、高齢者や子供がより安全に利用できるよう、実態に即した改善策を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　３点目になります。

先ほどの御答弁では、現行基準に適合しないことは認識しているけれども、すぐに改修することは困難で、迂回路やスロープなど代わりの対応を検討していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　まずは、君ヶ岡内の現況を再調査というか確認しまして、迂回路やスロープなど代替的な対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　例えば、やはり全面改修が難しい場合、スロープとかそういうものの検討と同時に、注意喚起するもの、あと、段差の視認性の向上、できる対応から進める考えはないのか。また、この階段は幅が10メートルで、真ん中にだけ手すりが１本になっております。多様な利用者がおりますので、手すりの設置についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　確かに、全面的な改修の実施は困難なんですけれども、議員御提案のできることから始めるという視点は重要だと思います。まずは、先ほど言いましたとおり現況を確認し、注意表示や段差の視認性向上など効果が見込める対策を検討し、実施できるように進めていきたいと思います。また、それの具体的には階段の端の部分に黄色いラインを引くなど、あと、足元注意の看板を設置するなど、特に勾配の急な箇所への部分的な手すりの設置などが考えられますので、これらについては優先順位を精査した上で、早期に

対応可能なものから順次実施を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　幅10メートルのところは。それも含めて。町長。

○町長（寺澤　薫君）　鈴木議員さん、広場のところの階段ですよね。多分昭和58年に手を入れたと思うんですけれども、その前からもうあの辺は急です。そして、広場の利活用で、あの階段の蹴上が高いのは、私的に理解していたのは、観客席というかスタンド的な意味合いのもので、それで、階段が急ということで、それで降りる方もいるということで手すりを設置して、さらに脇にスロープでというか、何ていうんですかね、遠路みたいな形では、迂回路みたいなのはその当時は造って、舗装まではしてませんけれども。そして物の搬入とかあそこイベント広場とかレクリエーションの広場にするために、裏の公園のところから通路をつけて物の搬入とかやった経緯あって、恐らくそういった観客席的な意味合いを持たせるために少し蹴上を高くしたんだと思います。ただ、利用者にとっては、今となっては、ちょっと蹴上が高過ぎるので、間にその段差の例えばコンクリートを打つとかいろんな手配、ことができるのか、さらにその辺も利活用等も含めて、あとは利用者も含めて、そして安全面でどうなのかも含めて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　博議員。

○５番（鈴木　博君）　今御説明いただいて、本来階段じゃなくてベンチのような意味合いがあったのではないかということでしたけれども、やっぱり後づけで階段の手すりをつけたということは、やっぱり町としてもちょっと危険性を認識はされているんだろうなと改めて思いましたので、できることからでいいので御検討いただければと思います。もちろん、直ちに全面改修というのは困難であることはもう十分理解するところであります。安全性向上に向けた具体的な検討を期待しまして、本件について今後の取組を注視していきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。午前11時55分より再開いたします。10時55分でございました。大変失礼いたしました。

午前１０時４５分　休憩

午前１０時５５分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、１番鈴木洋市議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。鈴木洋市議員。

〔１番　鈴木洋市君　登壇〕

○１番（鈴木洋市君）　１番、鈴木洋市でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり、大綱２問について一般質問をいたします。

まずは大綱１問目、学校給食費無償化に向けた本町の考え方と今後の対応についてであります。

国において、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食費の無償化についての方針が示され、令和８年度から実施されることとなりました。給食費は保護者にとって毎月の固定的な支出であります。物価高騰の影響も大きい今、無償化が実現すれば、家計負担の軽減にもつながり、子育て世代にとっては大きな支援となるものであり、スピード感を持った対応が求められております。

一方で、制度の詳細や財源措置の在り方、自治体負担の有無などについては、今後の制度設計を注視する必要もあると理解をしております。また、小学校のみならず中学校給食への対応や、給食の質の維持確保なども重要な論点であると考えます。本町の子育て支援政策の位置づけや、財政運営の影響、今後の準備体制等について明らかにするため以下の点を伺います。

１点目、国の方針に対する本町の基本的認識について。

（１）国の給食費無償化の方針をどのようにして認識しているのか。

（２）給食費無償化を子育て支援策の一環としてどのように位置づけていく考えなのか。

２点目、財源及び制度設計について。

（１）国の交付金が導入された場合、本町の財政への影響額をどのように試算しているのか。

（２）国の制度だけでは完全無償化に至らない場合、町独自の上乗せ措置を検討する考えはあるのか。

３点目、中学校給食及び今後の対応について。

（１）小学校のみならず、中学校給食についても同時期の無償化を目指す考えはあるのか。

（２）制度開始を見据え、今後どのようなスケジュールで準備を進めていくのか。

次に、大綱２問目、ソニー七ヶ浜寮解体後の土地利用及び災害対応についてであります。

ソニー株式会社仙台テクノロジーセンター七ヶ浜寮は、令和７年３月31日に閉鎖され、現在解体工事が進められており、間もなく完了を迎えようとしております。当該施設は民間所有の施設である一方で、これまで指定緊急避難場所としての役割も担い、地域にとって一定の公共性を有してきた施設であったと認識しております。今回の解体により、防災機能の確保や土地

利用の方向性は、本町の将来に影響を及ぼす課題であると考えます。

そこで、災害対応体制の影響と今後の対策について、町の見解を伺います。

１点目、ソニー七ヶ浜寮を解体するに当たり、ソニー株式会社と町との間で協議等はなされたのか伺います。

２点目、指定緊急避難場所としての役割や機能が失われたことに対する町の認識を伺います。

３点目、今後、町有地として取得し、公的活用を図る可能性はあるのか伺います。

以上、回答も求めます。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、学校給食費無償化に向けた本町の考え方と今後の対応について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長　大槻泰弘君　登壇〕

○教育長（大槻泰弘君）　それでは、鈴木議員さんからございました、学校給食費無償化に向けた本町の考え方と今後の対応について回答させていただきます。

１点目の御質問、国の方針に対する本町の基本的認識について、国の給食費無償化の方針をどのように認識しているか、子育て支援策の一環としてどのように位置づけていく考えかについて回答させていただきます。

議員御質問のとおり、国において令和８年度から学校給食費の抜本的な負担軽減の施策として実施されるものと受け止めてございます。子育て世代の保護者の負担軽減につながるものと認識しており、本町といたしましても、国の制度設計を注視しつつ、交付される予定の財源を有効に活用し、支援してまいりたいと考えています。

２点目の御質問、財源及び制度設計について、国の交付金が導入された場合の本町財源への影響額の試算及び交付金で賄うことができない場合の町独自の上乗せ措置について回答させていただきます。

令和８年度からの小学校給食費における負担軽減策については、国から県を経由する補助金として交付される見通しでございます。具体的な試算につきましては、令和８年５月１日現在の対象児童見込数に対し月額5,200円の11か月分として、県支出金として総額で約4,200万円を見込んでございます。小学校給食費の総額を約5,000万円と見込んでおりますので、保護者の負担額は総額で約800万円の見込みとなります。令和８年度については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して支援する予定でございます。

３点目の御質問、中学校給食及び今後の対応について、中学校給食における同時期の無償化を目指す考えはあるか、制度開始を見据え今後どのようなスケジュールで準備を進めていくの

かについて回答をさせていただきます。

学校給食費の無償化につきましては、子育て世帯への経済的支援として意義あるものと認識してございます。一方で、学校給食費のうち食材料費は学校給食法において保護者負担と整理されてございます。無償化を行う場合には、財源の補填がない限り町が財源を確保する必要がございます。したがいまして、国において制度化が図られ、安定的な財源措置が担保される場合には検討してまいりたいと考えてございますが、現時点では実施する考えはございません。引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えています。

以上、１問目の回答とさせていただきます。

〔教育長　大槻泰弘君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　次に、第２問、ソニー七ヶ浜寮解体後の災害対応について回答を求めます。寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　それでは、２問目、ソニー七ヶ浜寮解体後の災害対応についてお答えをさせていただきます。

１点目の御質問、ソニー七ヶ浜寮を解体するに当たり、ソニー株式会社と町との間で協議はなされたのかについてお答えをさせていただきます。

ソニー七ヶ浜寮につきましては、寮が解体される以前より、当該場所が担ってきた避難場所としての機能の面で相談を受け、協議を重ねてまいりました。

なお、ソニー寮の解体自体は、所有者である事業者の財産管理上の判断であると認識しております。

次に、２点目の御質問の指定緊急避難場所としての役割や、機能が失われることに対する町の認識はについてお答えをさせていただきます。

当該場所についてですが、松ヶ浜地区の皆様には指定緊急避難場所として認識されていたと思います。東日本大震災時にも避難された方がいたとの記憶、記録もございます。町としても避難場所が多く存在することは、避難する際の選択肢が増え望ましいと考えております。現在は、ソニーグループ株式会社所有の土地となっておりますが、今後、地権者が変わったとしても、指定緊急避難場所として登録をさせていただけるかどうか交渉を行ってまいりたいと考えております。

３点目の御質問、今後、町有地として取得し、公的活用を図る可能性はについてお答えをさせていただきます。

当該地につきましては、市街化調整区域や、特別名勝松島保護区の指定に伴う各種規制はあるものの、まとまった面積が確保されている点や、そのすぐれたロケーションでもあり、魅力的な土地であると認識しております。今後の土地利用につきましては、事業者の意向を尊重しつつ、現在も事務方において継続的に協議を重ねている最中であります。現時点では詳細を公表できる段階には至っていないところでありますので御理解をいただきたいと思います。仮に万が一、町が土地の活用を図る機会が訪れた場合は、これまでの避難場所としての役割を継承しつつ、このポテンシャルの有効な利活用に向け、慎重かつ前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、２問目の回答とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず給食無償化について、１問目ですね。すみません、ちょっとお待ちください。１問目、（１）（２）ともにまとめての御回答であったと思いますので、再質問ちょっと前後することもありますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

基本的に令和８年度の小学生の分に関しては、臨時交付金をということでの御回答だったと思います。すなわち5,200円というその分がもう臨時交付金として入ってくるものとして、実際いつから始めるという考えなんでしょうか。４月頭からの考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　では、ただいまの質問についてお答えいたします。

開始時期でございますが、県のほうから要綱等が発せられる予定でございますが、現段階でその部分がまだ手元にない状態でございます。よって、まず県のほうから来ましたら速やかに対応したいということでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　先ほど回答で令和８年５月１日時点の人数というか、児童数で計算されるということなので、４月からは無理なんだろうなというところなんでしょうけれども、その辺は遡って４月から動き出すという考えでよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　その辺は、制度設計については４月からというふうに遡って制

度設計がなればいいなというようなところでは、こちらのほうでは思っております。ただ、お金の入りが令和８年の５月１日の基準日というのが、児童生徒数の学校基本調査による基準日というのがあるので、多分そこを採用して、それに基づいた補助金として支給されるというふうに考えてございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　保護者にとっては、こういった施策が進んでいけば費用負担も減っていきますので、その分ほかのものに、子供のほかの部分でお金をかけられるという部分で、すごくありがたい施策だとは思います。本町としては、この無償化を単なる国の制度対応としてではなくて、独自の子育て支援施策の柱の一つとして位置づけていく考えはございますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの御質問でございます。

独自の子育て支援というようなところで重要な位置づけであるというふうには、ということでございましたが、今回、給食費の無償化に向けた国の取組として、学校給食費の抜本的な負担軽減というようなことで、まず保護者の負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援ということで交付されますので、それに基づいてしっかり対応していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　そうすると、子育て支援という枠組みで考えるということではないという理解でよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　失礼いたしました。子育て支援に取り組む自治体への支援ということなので、子育て支援の中で取り組むというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　またそうしますと、本町の少子化対策や定住促進策との関係において、この施策、どの程度その優先順位を置いてるのか。国の施策ですのでどの自治体も開始はされると思います。なので、そこで差別化、要は自主財源を使って本当に負担を減らして、定住化や少子化対策につなげていくという考えが町としてあるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　私のほうからお話をさせていただきます。実は、国から１人分5,200円ずつ来て、かなり町では楽になるんではないかという議員さんのお話がございましたが、全然そうではございません。昨年議会の中で、この無償化の話になる前に、給食費が物価高で非常に大変な状況になってると。でも、保護者の給食費のお金を上げずに何とか頑張って、その分、上がった分を県と町が補填して何とか頑張ってくるというのを皆さん議会で報告をさせていただいたのを、皆さん分かっていただいてるかと思うんですが、それだけやっぱり町長さんの御配慮で、たくさんの足りない分のお金を値上げしないで頑張ってきているという一面もございましたので、そこを分かっていただいて、今回は国が１人分5,200円という分を子育て支援ということでお金を頂きますけれども、それだけでは足りない部分があるので、さらに今度は町でまた同じように補填をして、保護者からお金を頂かないような形で進めていこうというような段取りで進んでございますので、そこの枠組みだけは御理解いただきたいと思います。

まず後は一方で、県内で国のお金を頼らずに給食の無償化をしている地域もございます。市町村もございます。本町では、今のところいろいろ考えながら、子育て支援を違った角度から子供たちのためにお金を使っていこうという方針で進んでございますので、そこのところは、今のところ給食費で無償化のほうに進んでいくという考えはございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　補填がされて、事実上保護者の負担が据置きの状態にあることは十分承知しております。その際の、今後さらにその物価高騰が進んだ場合、その補填の額もちょっと上がると。その分まで今後も引き続き町や県、その辺で対応していくという考えでよろしいでしょうか。ちょっと待ってください。ちょっとごめんなさい。もとい。実質、今回のあれで、保護者負担がなくなる、なくなるというか、5,200円までは１人当たり月額入ってきます。さらにこれから高騰した場合、国の基準もいろいろ変わってくるとは思うんですけれども、さらに例えば5,500円、5,000、6,000円となってきた場合に、国が5,200円しか出さないとなった場合の財源確保は、その辺は町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　ありがとうございます。そうですね、非常に世界情勢が見通し困難な状況になってきて、ガソリンとかいろんなもの見通しがなかなかつかない状況で、議員さんお

っしゃるとおり物価高がまたさらに加速する可能性もございます。そういう中で、これまで町としても、保護者、子供たちのために負担にならないようにということで努力をしてまいりました。国のほうでも5,200円ということで来ていただいて、これから始まってまいりますが、その先、さらに物価高になっていったときということになりますけれども、ここは確約はできませんけれども、これまでどおり最大限の努力をして、子供たち、そして保護者に負担がかからないように努力をしていきたいというふうに今のところ考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　最大限の努力を期待するところでありますけれども、仮にですけれども、その最大限の努力がかなわぬという場合、基本的に、先ほどの答弁にありました学校給食法に基づき、保護者からの負担、別の中学校のほうで出ましたけれども、保護者から負担するものとありますので、その辺をまたさらに、保護者の負担、何千円までいかないにしても、その辺の負担を強いることはないと言えますでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　課長さんしゃべりたいようなんですけれども、私のほうでちょっとしゃべります。ないと断言したいですけれども、これぱかりは、戦争の状況も非常に見通し分からない状況になってきていますけれども、確約はできませんけれども、100％努力していくというふうに断言させていただきます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　再質問が財源のほうにももう行ってしまってるので、すみません。今回、この制度が始まるということを、関心がある方というかそういったニュースとか見ていれば、令和８年度から始まるというのも御承知だとは思います。ただ、まだまだ知らない方がいるのかと存じています。その辺の周知、その辺に関してはどのような、スケジュール的なものも含めお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　まさにその点が今一番校長会でも話を２月ぐらいからしておりました。それで現段階で、給食センターの所長さんとも相談しながら、国の動向がまだなかなかはっきり分からないけれども、給食センターの所長さんを中心に、一番遅くても３月の終業式の日に

は何らかの形で給食センターのほうから文書を出させていただきますということで、校長先生方、それから給食センターの所長さんたちと話をして進めてきているところでございます。それについても国の予算審議がどのような形で進んでいくか分かりませんけれども、予算審議が進まなくても、その段階で、今情報はないけれども、４月からこのような形で無償化の方法で進めていきますというような文書を出すということで進めておりましたので、その周知で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　現在小学生の保護者の方には３月中には伝わるということで理解します。新１年生となる幼稚園児のほうの周知に関しては、学校を通して周知はできないと思いますけれども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　そこのところも、今もう保護者説明会も終わってございますけれども、入学してからでも間に合うかもしれませんが、大きな動きがあったときには教育委員会のほうで住所とか全て把握してますので、事前に文書を渡すこともできますので、そこは柔軟に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　ちょっと質問が行ったり来たりして申し訳なかったんですが、給食の質というものも非常に重要なところだと思います。無償化による質の低下という懸念は全くないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　そこは御安心ください。町が、昨年もそうだったんですけれども、給食費を上げないで何とか頑張っていきながら、町がその分で頑張ってお金を補塡してくださってるという方式は、国から5,200円来るときも全く同じ状況になりますので、これまでと変わらないというふうに言えると思いますので、御安心ください。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　では、そのように小学校に関しては進めていただければと思うところでございます。

ここで、中学校の同時無償化は先ほどは考えていないということで、もちろんこれは財源がということでございました。小学生よりもやはり中学生のほうが経済的に負担が大きくなるというのは私も認識はしてるんですけれども、その辺をどのように受け止めていらっしゃいますか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　まさにそのとおりで、中学生のほうがやっぱりカロリーも必要ですし、何とか栄養取らせてあげたいなという気持ちやまやまでございます。ただ、状況として今のところなかなかそこまでの見通しを持って進んできていない状況もありますので、これから、その点についてもいろいろ情報を集めていくというところから始めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　小中で時期を分けざるを得ない、現状ではそうなってると思うんですけれども、そのことによる不公平感とか、その辺を生じるという認識はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　あくまでも国の施策での無償化小学校というふうにうたってございますので、これはうちの町だけではなくて日本全国でやっぱり小学校、中学校の保護者はそのように受け止めていらっしゃるかと思います。またさらに、宮城県の中で中学校で無償化をしていくというふうな学校は約半分ぐらいにとどまっている状況になってございます、現段階では。二市三町の様子なども見ながら進んでいく必要があるなというふうに情報も捉えておりますけれども、そういった周りのことも考えながら進めていく必要がある部分なんだろうなということも含めて今考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　県で半分、県内で半分ですか。二市三町の様子を見るということですけれども、なぜそこで差別化を図って七ヶ浜町もやってますよと、七ヶ浜町のほうが住みやすいねというふうな方向性で、財源の確保であったり難しいのは重々承知ですけれども、その辺の考えは全くないという、足並みをそろえるというのが二市三町ですね。なぜそれが、そろえなきゃいけないんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　足並みをそろえなければならないということではなくて、一緒にできれば一番いいんだけれども、なかなかそういうところまでまだ踏み込めていない現状があるので、そこは御理解いただきたいなと思います。私も、できれば一緒にさせてあげたいなという気持ちがありますけれども、そこはなかなかいろいろ事情がございますので、御理解いただきたいと思います。さらにプラスアルファとして、市町村、二市三町の様子なども加味して考えているということですのでそこが最優先ではないということだけは御理解ください。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　やはり教育の機会均等の観点から言えば、小学校、中学校一律でやるべきものではないかという思いはあります。その辺の認識は教育長も同じということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　全くそのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　この給食に関して最後になります、給食無償化は単なる負担軽減策ではなくて、子供は地域全体で育てるという強いメッセージ性も込められていると私は思っております。その中で、本町が子育て世帯に選ばれ続ける町となるために給食無償化というこの今回の施策をどういう位置づけで実行するのか。財政とバランスを踏まえた上で、町長の政治的判断も含めて、改めて明確にお示しをいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　学校給食については、本来であれば洋市議員さんおっしゃるとおり無償化が一番いいんでしょうけれども、これ、どこの自治体も継続が問題になってます。それが継続できるのかと。今回だけはいいけれども、実は来年どうするか、どうしたらいいのかも迷っている自治体は多くあります。やっぱりそういった部分では、今回、物価高騰等も含めてピンポイントではさせていただきますけれども、そういったことも踏まえると、どうしても長年ずっとこれを継続していくとなると、自治体としての事情としては負担が大きくなるなというふうなことで、できるだけ負担のないようにというふうな思いで考えておりますが、あとほかの自治体では、稼ぐ力といったらあれですけれども、ふるさと納税とか余計入ってるところはそういった財源を活用してずっとやられているという、正直我が町としてはそこまでの財源に至らないというふうな部分。あとはやはり裕福な自治体でも、何でしょう、食べることの生産者

の思いだったり、命をいただくとかいろんな部分を考えたときには、やはりある程度の負担を子供、家庭としてもやるということが一つの教育じゃないかという首長さんもおりますけれども、そういった意味で、私としてはできるだけバックアップはしますけれども、完全無償化というのは正直、我が町としては難しいなと思ってます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　財源確保に向けてふるさと納税という話出ましたけれども、そういった意味で、もっと協力しながら財源確保に町側としても努めていただければと思って、次のソニーのほうに行かせていただきます。

まず１点目ですね。協議が行われたかということで機能面の相談があったと御回答がありました。具体的に協議の時期であったり、回数、答えられる範囲でいいので、内容も具体的に教えていただけますか。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　相談につきましては、令和６年の11月頃に今後の在り方について大まかに相談がございました。そこが始まりでございます。（「回数。何回なのか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　回数。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　私からお答えさせていただきます。

回数につきましてはちょっと今手元にないので分からないんですけれども、メールのやりとり等も含めますとかなりの回数の協議を行ってございます。機能につきましては、機能という面ですけれども建物がどうなるか、どうするか、あとソニーで、土地の所有はソニーだけれども、避難場所としてどうするのかという話はございました。こちらのほうとしては避難場所としては活用したいと、建物についてはソニーさんのほうにお任せしますという回答をさしあげてたところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　建物の解体は会社の判断ということで、それは十分承知しております。今言った機能面で避難場所として使用したい旨を伝えていたと。それが令和６年の11月。令和７年３月にはもう閉鎖をしておりますので、その点に関しては、要は無人になっている状態で避難場所として使用してもよいという状況にあったのか、その辺を再度確認いたします。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　解体というのが決まっておりましたので、避難場所としてはその解体が終わらないとできないという回答はいただいてございました。ですので、解体が始まってから、終わるまでは避難場所としては使えませんよということで回答いただいておりますが、こちらのほうといたしましては、まず一度、避難場所という登録から外しますということで、看板のほうを外させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　もちろん、解体期間中は立入りはできないと思うので分かるんですけれども、６月にその話があってから７月30、違うな、３月31日に閉鎖を決めるまでの間と、そこから解体が10月ぐらいかな、去年10月ぐらいから多分始まってると思うんですけれども、その間は使用してもよい状況にあったという認識でよろしいんですか、それとも、解体が決まった時点で看板を外して避難場所じゃないというふうにもう設定がされたということで認識してよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　解体が決まってからはもう避難場所としての登録を外しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　その辺の周知が、町の情報で多分流れてるんですけれども、令和７年３月31日の閉鎖に伴い指定避難場所を解除いたしました。これ、ちょっと私も毎日見てるわけじゃないのであれなんですけれども、解体がされるって言って聞いたときに、あれ避難場所じゃなかったかなということで確認したら、閉鎖に伴い解除されてたというのを私もそこで知ったんですけれども、地区住民に対しての、その辺の解除になったという周知は、ほかの地区に比べれば当該地区の近くの住民が一番間関連すると思うんですけれども、その辺の周知に対しては別に行ったとかそういうところはあるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　決まりまして、まず、決まる前に区長さんのほうに御連絡をさしあげております。区の会議がございますので、そちらのほうに諮るということでお答えをいただきました。区長さんからの返答は別に構いません、解除しても構いませんということでしたので、地区のほうにはそちらから周知されているとこちらでは思っておりました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　すると、地区のほうからの周知がちょっと甘かったというところで認識いたします。もろもろ聞きますと、その避難場所としての公共性を踏まえた防災上の協議はしっかりとなされてきたという認識をさせていただきます。

今後なんですけれども、公共性を有する民間施設の避難場所等の、そういった仮に廃止にする際の事前協議などのルールなど、その辺を明確にするお考えはございますでしょうか。周知のほうも含めてなんですけれども。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　ちょっと周知のほう、地区だけではなく町のほうからも周知がちょっと足りなかったのかなというのは、今思っているところでございます。

ルールに関しましては、まず民間の方々がどのようにお考えかというところもございますけれども、現時点では民間の方からの申出があった場合こちらでは解除するという、ルール的にはないんですけれども、こちらの考えでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　じゃあ次、（２）の避難場所機能の喪失へのというところで再度確認させていただきます。この今の説明を聞くと、一旦は解除してますが、いずれ避難場所としての利用をして、していくというか、できればしていくような方向性で受け取ったんですけれども、町長答弁にもありました東日本大震災、その際も、東日本大震災の記録集にも記載がございました、約80名ぐらいの方々が避難をして、当時はソニー寮がまだ普通に動いてましたので、基本的に避難場所はソニーの敷地内、要は、外ですという理解はしております。ただ、そのときいたソニーの若い社員の方々が、寒さもありましたので施設内に入れていただいて、タオルだとかそういったものを提供してくださったという記載がございます。またその後の平成23年４月７日余震の際も、地区住民はソニーの寮のほうに避難をしたという記載もございます。これだけやはり、地元の方々はあそこの場所を一時的な避難場所であれ活用していたという実態がございますので、先ほど所有者が変わってもそういった形でとありますが、そこはしっかりと町側からも強い思いで場所の提供というか、協議をした上で、しっかりとした確保をするという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　３番目の土地利用のほうにちょっと移らさせていただきます。

ロケーションもよく魅力的な場所であるという町長の答弁もございました。こちらは、仮にですけれども、町で町有地化として取得する場合に、取得の可否を判断する基準として立地面積等々、何かその基準、取得に当たっての基準というのは何かございますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　取得にすると仮定した場合ですが、用途地域とか、いろんな利活用に当たってどうなのかといった、土地の属性といいますかそういったこともございます。ただ、ここは市街化調整区域というふうなことで建蔽率とか70％とか容積率が200％とかありまして、今後の利活用ってどうなのかなとか、用途指定とかないのか、あとは特別名勝の現状変更許可の何地域に該当してるとか、自然保護地区に該当してるのかとかそういった部分、あと接道要件とか、いろんな排水要件、そういったことも含めて、今後その土地の属性を見ながら、さらに今事務方でいろいろと協議をしているというところでございます。何せ約1,800坪ぐらいありますので、平場として大体1,500坪ぐらい使えるエリアがあるし、地盤高が松ヶ浜小学校とほぼ変わらないんですね。だから、場所としてはなかなかいい場所だなと私は思っております。もうちょっと詳細を今後も、今一生懸命事務方頑張ってくれて詰めておりますので、もう少し時間をいただければ、その辺の状況等も御報告できるのかなとは思います。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　といいますと、先ほどの答弁の地権者が変わってもというのが、要は民間企業がどこかが例えば買い取るとかっていう話ではなく、今のところ町も積極的に土地の取得といいますか、そういった方向に向けて動いているという認識でよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　積極的にアプローチをしているということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　そうですね、すみません。こちら土地の利用計画とかそういったものは、そもそも町の総合計画等々にもいずれは反映してくるのかなということは思うんですけれども、その辺の整合性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　先ほども言ったとおり、土地の属性ということで、例えばホテルとか旅館とかは駄目とか、高さ制限があるとかいろんな用途の制限がありますので、ただ、目的としては高台であること、地盤がいいこととか、いろんな部分で避難箇所としてはとても魅力のある土地ではないかなとは思います。あとは、地区計画とかいろんな建て方次第でも活用は可能な場所なのかなとは私は見ております。

○議長（安倍敏彦君）　洋市議員。

○１番（鈴木洋市君）　では最後になります。本件は、防災機能と土地利用戦略の両面に関わる案件であると感じております。町としても、受け身ではなく主体的に関与すべきと考えますが、基本姿勢、先ほども答弁ありました、積極的にとありましたけれども、一番は町民、そこの住民が知らないうちに決まったとか、特に周知の部分で、避難場所とあるといつ災害が起きてもおかしくない。前回の東日本でも、結局ソニーに避難された方も後の製油所のほうの火災もあって、全てが、全ての方がほぼ松ヶ浜小学校だったりほかの場所まで行ったという経緯もございます。避難場所、避難所の確保というのは、我が町にとっては必要不可欠であり、またこれから対外的な方々、要は外部から来られる方もしっかりと分かるような周知、そういったものも必要不可欠かと思います。改めて町長の基本姿勢といいますか、そちらをお伺いさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　住宅地に密集してる中でのかなりの面積のエリアでございますので、私としては逆に附帯施設と言ったら申し訳ございませんけれども、ストックヤードみたいなああいうものが来られると住民が住みづらくなりますので、やっぱり住環境、そういったものも、あとは自然環境も含めてあのエリア部分については、そういったことがないように、町としてもしっかりとその辺の住みやすい場所にしていくと、残していくというふうなことで考えているところでございます。

○１番（鈴木洋市君）　以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。午後１時15分再開いたします。

午前１１時４５分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、12番歌川　渡議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。歌川議員。

〔12番　歌川　渡君　登壇〕

○12番（歌川　渡君）　12番日本共産党の歌川　渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、３問について通告の要旨を読み上げ、伺います。

第１の質問は、要介護認定者全員に障害者控除対象者認定書の送付を求めるものであります。以降、認定書と言わせていただきます。

認定書を所持することで、確定申告時に所得税や地方税等々の障害者控除等が受けられることから、認定書の発行状況と、全ての要介護認定者に認定書の送付を求めるため、以下の３点を伺います。

１つは、平成14年度以降の年度ごとに新たに要介護認定された人数と、同認定者に発行した認定書の数について伺うものであります。

２つは、令和７年度末の認定度別の要介護認定者数と、認定者の障害者控除及び特別障害者控除の適用者数について伺います。

最後に、令和７年度の要介護認定者及び今後要介護認定者に対し、認定書を発行、送付する考えはないか伺うものであります。

第２の質問は、七ヶ浜町在宅ねたきり老人紙おむつ支給事業の実施の状況と、対象者に周知と支給を求めるものであります。

町広報紙２月号の同支給事業での対象者が、おおむね65歳以上の寝たきり生活をしている者及び認知症老人で在宅の者のうち常時失禁状態にあるものと説明がされているところであります。この説明では、在宅で介護している家族に対し、十分な説明及び支給事業となっていないことから、以下の７点について伺うものであります。

１つは、令和７年度の直近の要介護３以上の認定度別人数について伺います。

２つは、令和７年度の直近の認知症者数と認知症レベル重度３点の人数について伺うものであります。

３つは、令和７年度の直近の在宅の要介護３以上の認定度別人数と、認知症レベル重度３の人数について伺うものであります。

４つは、令和７年度の直近の同支給事業の要介護者及び認知症者の受給者数について伺います。

５つは、支給対象となり得る要介護者及び認知症者の家族への周知はどのように行っているのか伺うものであります。

６つは、支給対象となり得る要介護者及び認知症者の家族等に対し、現在の周知は十分と理

解しているのか伺うものであります。

７つ目は、支給対象となり得る全ての要介護者及び認知症者の家族が受給できるよう、介護事業所への周知及び担当課が個別説明をする考えはないか伺うものであります。

第３の質問は、学校給食無償化と中学校給食費の保護者負担軽減を新年度から求めるものであります。

新年度から国の制度として小学校の負担軽減を行うこととなった本町として、保護者負担をなくし、給食費無償化となるよう予算措置を求めるため、以下の点を伺うものであります。

１つは、学校給食法第11条経費の負担では、小学校給食費負担軽減をどのように規定しているのか、説明を求めるものであります。

２つは、新年度から小学校給食費の負担軽減に伴う国及び県及び町及び保護者の負担の財源内訳について説明を求めるものであります。

３つは、本町への支援費の財源措置、歳入での名称はどのようになっているのか伺うものであります。

４つは、児童１人当たりの月支援基準額5,200円となっておりますが、毎年度の給食費用は基準内の提供食となっているのか伺うものであります。

５つは、中学校給食費の保護者負担軽減のため、町独自の無償化または一部助成の実施をする考えはないか伺うものであります。そして、無償化または半額を助成した場合の費用について伺うものであります。

以上、当局の説明を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、要介護認定者全員に障害者控除対象者認定書の送付を、第２問、七ヶ浜町在宅ねたきり老人紙おむつ支給事業の実施状況と、対象者に支給をについて回答を求めます。寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　歌川　渡議員の１問目の御質問、要介護認定者全員に障害者控除対象者認定書の送付をについてお答えをさせていただきます。

まず１点目の御質問、平成14年度以降の年度毎に新たに要介護認定された人数と、同認定者に発行した障害者控除対象者認定書数はについてお答えをさせていただきます。

平成14年度から令和元年度に関しては保存期間満了のため確認はできませんので、令和２年度以降の発行数についてお答えをさせていただきます。また発行数は、新規認定者の区別はしていないことから、年度ごとの要支援者も含めた発行数となっております。令和２年度で新規

認定者数224人、発行数が97件。令和３年度新規認定者数が223人、発行数が100件。令和４年度新規認定者数227人、発行数97件。令和５年度新規認定者数232人、発行数109件。令和６年度新規認定者数248人、発行数75件。令和７年度新規認定者数184人、発行数42件。

なお、令和７年度は令和８年１月末日時点の数字になります。令和７年度の184人と発行数42件は１月末時点の数字になります。

２点目の御質問、令和７年度末の認定度別の要介護者数と、障害者控除対象者認定書の障害者控除及び特別障害者控除の適用者数は、令和７年度の要介護認定者及び今後要介護認定者に対し障害者控除対象者認定書発行を送付する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

令和７年度末の人数はまだ確定しておりませんので、令和８年１月末日の認定度別の要介護認定者数は、要介護１は206人、要介護の２は295人、要介護３は185人、要介護４は160人、要介護５は88人、合計934人になります。今年度１月末日現在障害者控除対象者認定書を交付した42件のうち、障害者控除適用者は14件、特別障害者控除適用者は28件になります。また、要介護者934人のうち、911人が適用者であり、そのうち障害者控除には394人、特別障害者控除は517人が適用になると見込まれます。障害者控除対象者認定書は、確定申告の際に税控除を適用するものになります。また、各種障害者手帳をお持ちの方については認定書が不要になります。今後、障害者控除適用認定書の交付については、他市町村の動向も参考にし、その在り方を考えていきたいと思います。まず１問目の回答とさせていただきます。

次に、２問目の御質問、七ヶ浜町在宅ねたきり老人紙おむつ支給事業の実施状況と、対象者に支給をについてお答えをさせていただきます。

１点目の質問、令和７年度の直近の要介護３以上の認定度別人数はについてお答えをさせていただきます。

令和８年１月末日時点の要介護３以上の認定度別人数は、要介護３は185人、要介護４は160人、要介護５は88人となります。

２点目の質問、令和７年度の直近の認知症者数と、認知症レベル重度３の人数はについてお答えいたします。

町では、医師の意見書や国の認知症高齢者自立度のレベル３以上の方等を認知症者と捉えております。そのため、令和８年１月末日時点の認知症者数及び重度の認知症レベルの方は459人になります。

３点目の質問、令和７年度の直近の在宅の要介護３以上の認定度別人数と、認知症レベル重

度３の人数はについてお答えをさせていただきます。

令和８年１月末日時点の要介護３は86人、要介護４は33人、要介護５は18人、重度の認知症レベルの方は137人となります。

４点目の質問、令和７年度の直近の同支給事業の要介護者及び認知症者の受給者数はについてお答えをさせていただきます。

令和８年１月末時点の在宅ねたきり老人紙おむつ支給事業の要介護者数は15人です。また、認知症者数は12人、受給者数は27人となります。

５点目の質問、支給対象となり得る要介護者及び認知症者の家族への周知はどのように行っているのかについてお答えをさせていただきます。

介護認定を受けている方は、御本人のお体の状況をよく理解しているケアマネジャーがケアプランを作成しております。介護事業所のケアマネジャー等から相談があった際に、御本人の状況を聞き取りながら事業の説明を御家族に行っております。

６点目の質問、支給対象となり得る要介護者及び認知症者の家族等に対し、現在の周知は十分と理解しているのかについてお答えをさせていただきます。

今後も引き続き、様々な方法で周知に努めてまいりたいと思います。

７点目の質問、支給対象となり得る全ての要介護者及び認知症の家族が受給できるよう、介護事業所への周知及び担当課が個別説明をする考えはないのかについてお答えをさせていただきます。

町が定期的に開催する介護事業所の参加する会議での事業説明をはじめ、広報紙やホームページでの周知を行います。また、御本人や御家族等が介護保険サービスに関する相談の際には、高齢者福祉制度について説明し、周知を行っております。

以上、歌川議員への２つの回答とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　次に、第３問、学校給食無償化と中学校給食の保護者負担軽減をについて回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長　大槻泰弘君　登壇〕

○教育長（大槻泰弘君）　次に、３問目の御質問、学校給食費無償化と、中学校給食費の保護者負担軽減をについてお答えをさせていただきます。

１点目の御質問、学校給食法第11条経費の負担では、小学校給食費負担軽減をどう規定しているかについて回答させていただきます。

学校給食法第11条では、給食の実施に必要な経費のうち施設設備費や人件費を設置者が負担し、それ以外の学校給食に要する経費、食材料費については、児童または生徒の保護者が負担することを規定してございます。御質問の負担軽減についての規定はございません。

２点目の御質問、新年度からの小学校給食費の負担軽減に伴う国、県、町、保護者負担の財源内訳はと、３点目の御質問、本町への支援費の財源措置はどのようになるのかについて併せて回答させていただきます。

令和８年度からの小学校給食費における負担軽減に関する財源については、国から県を経由する補助金として交付される見通しでございます。具体的な試算につきましては、令和８年５月１日現在の対象児童数見込数に対し月額5,200円の11か月分として、県支出金として総額で約4,200万円を見込んでございます。小学校給食費の総額を約5,000万円と見込んでおりますので、保護者の負担額は総額で約800万円の見込みとなります。

４点目の御質問、児童１人当たり月支援基準額5,200円となっているが、新年度の給食費用は基準内の提供となるのかについて回答させていただきます。令和８年度の小学校給食費は月額6,136円となる見込みであり、国が示している支援の基準額5,200円との間に936円の差額が生じます。この基準額を超える部分につきましては保護者負担となりますが、令和８年度については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して支援する予定でございます。

５点目の御質問、中学校給食費の保護者負担軽減のため、町独自の無償化、または一部助成を実施する考えはないか、無償化または半額助成した場合の費用額はについて回答させていただきます。

議員御質問の中学校給食費の無償化を実施した場合は、令和８年度で約2,800万円、半額助成の場合は約1,400万円の財源が必要となります。冒頭でも申し上げておりますが、学校給食費については、学校給食法について保護者負担と整理されております。無償化を行う場合には、国の支援等の財源がない場合は町で財源を確保する必要があり、相当規模の負担が必要となりますので、現時点では独自助成は考えてございません。引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上、３点目の回答とさせていただきます。

〔教育長　大槻泰弘君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　再質問させていただきます。

１点目、１問目の１点目については、平成14年度以降については承知していないというか、

資料的には手元にないということでありました。そこで見ますと、約４割、新規の認定者数の４割ぐらいが認定証を発行しているという状況で確認させていただきます。

２点目です。控除の通知、令和７年度末の認定別の要介護等々については、それぞれ周知させていただきました。そこでまとめて伺います。再発行する考えはないか、周知についてであります。要するに、この障害者、この認定書というのは、障害、要介護受けている人は全てが対象になるわけです。若干所得の制限はありますけれども、そういう点では、発行することによって、確定申告はその家族がする、しないで判断してもらうという形で、全ての方に発行してすべきではないかなというふうに思います。そこで、一つはそのメリットというのは、やはり来庁しなくても済むということの利点であります。そこで、過去の経歴、過去の実績についてお伺いいたします。

一つは、これが平成14年に介護認定者各位ということで、全ての要介護者の方々に、発行ではないんです、周知、申請をしなさいということを、これ平成14年度にやって、それ以降何年かはずっと前々町長の阿部　仁町長の時代でした。私これは、この平成13年度９月の一般質問でこれを取り上げたらやっていただきました。ところが、現在はこういう事業をやっているのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、障害者控除の認定に関しましては、先ほど町長のほうから発行数ということで示させていただきましたが、発行に関しましては、発行に関して、また申請についても、申請をいただいた上で発行させていただくということで取扱いのほうをさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　要するに、先ほども言いました要介護認定を受ける方への障害者控除対象者認定書について、これは町の広報紙です。広報紙、ホームページで使われているものですね。要するに障害者控除、特別障害者控除ができるんですよ。これをなかなか介護家族の方が周知されていない結果、今の報告の数字になってるんですよ。やはりせっかくの国の制度です。やはり行政として、町民または家族が、経済的負担または介護の技術、福祉の向上のためにもこういう制度を申請主義ではなくて、やはり提供する立場でやる考えはないか、改めて質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　こちらの障害者控除認定書につきましては、先ほどもお話しさ

せていただいたとおり、確定申告時の所得の控除を受ける際に必要になるものでございます。ですので、介護認定者の方全ての方が必要というようなわけでもございません。それで、一定の要件を満たした65歳以上の方であって、対象となると考える方について申請いただくというようなことで図らせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　要するに、一般的な身体障害、精神障害とは違って、この特別障害者控除というのは、介護そのもので受けられるというところを、認識というのはなかなか住民そもそもが周知されてないんですよ。繰り返します、身体、精神等々については文字どおり障害者手帳を持っているので認識できるんですよ。しかし、この制度は自ら申請して確定申告の時期にしか対応できないんですね。そういう点では、ぜひ所得制限も確かにあるかと思いますけれども、全ての方々に、今から26年前、22年前にやった、こういう制度ですね、町が言っているこのホームページで掲げた、先ほどの２月の制度の中で周知されてる、周知させるだけじゃなくて、きちんと個々人にさせることを、今後の検討と今後の取組として求めて、次に移らせていただきます。１分オーバーだな。

次の質問です。次は、在宅ねたきり老人紙おむつ支給事業について伺いたいというふうに思います。それぞれ確認させていただきました。

一つはですね、２点目であります、認知症の周知の問題であります。認知症の出現率であります。私、さきの２月20日に町当局に認知症の出現状況について情報開示させていただきました。そしたら、統計的に取っていないという、資料を見返し、結果的にはそういう通知がされました。そこで、この令和８年度１月末の459人というのはどういう形で来たのか。私の情報開示では、資料が取ってない、統計的に取ってないということでしたので、この数字はどこから出てきたのか。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　こちらの認知症の459人の人数についてなんですけれども、こちら、国のほうで高齢者の日常生活の自立というような指標がございまして、その中に認知症高齢者の自立度というような資料がございます。それと医師からの意見書で認知症だというような疑いが、認知症の疑いがあるというような状況、そういったものを総合的に判断させていただいた上で、認知症のレベルにあるというようなことで数字のほう出させていただきました。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　繰り返します。私の情報開示には統計的に資料を持っていない。そして

この資料は国のということになると、町での数字でないということですか。町の数字ですよね。何で私には回答されなかったんですか。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　町で開示するための資料としては用意していなかったというようなことです。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　今度、今年度、第10期の介護事業計画します。その中の私に資料がなかったので、この今期の資料の47ページのこの認知症の数字を出しました。この数字を出しているということは、統計的に取っているから、令和２年３年４年５年と数字出てるんですよ。そして今年度、来期の10期の統計については、当然６、７、８とか統計取らないと数字出てこないんですよ。それは私に開示する数字でないということで理解しているんですか。これは公に取らなきゃいけない数字ですよ。改めて。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　計画上の数値につきましては、開示させていただいているものというふうなことで認識してございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　議長、時間がないのでね。一つは周知。次の５点目の、飛んで周知のところに行きます。５点目ですね。

それぞれ広報誌によるもの、介護事業者によるもの、また町の認定に伴う制度の下でと新規の認定をしています。そこのところで、いろいろな今後様々な周知をしていくということですけれども、そのときに、当然この制度、紙おむつが支給の対象に、特に要介護４、５についてはなり得る状況にあるので、そういう方にはどういう、この紙おむつの周知の仕方はどのような形でやっているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　この紙おむつの支給の対象者というのが、常時失禁の方になります。常時失禁の方でありますとほぼほぼ要介護認定をお持ちの方になってきます。要介護認定をお持ちの方でありますとケアマネジャーがついておりますので、ケアマネジャーさんからの情報提供、そういったところを踏まえ、またケアマネジャーさんに関しましては、定期の会議のほうでこういった制度の周知ということを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　要介護の３、４、５、資料を求めまして数字を求めましたけれども、当然担当課としては、このように要介護４、５については、今担当課長が言われたように、常時失禁状態にある方ですよね、ほとんどが。そうすると、この数が先ほどの４の説明の質問の中で、４が147人、５が78人、重度認知症が471人に対して27名しかない。私はね、せめて４、５の220人については、おむつ支給の対象になれるんですよ。ましてこれ所得制限ないんです。どういう取組をしてきたんですか。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　重ねてちょっと御説明させていただきますと、こちらの制度でまず前提となるのが常時失禁の方であります。その上で寝たきりだったり、あとは重度の認知症の方であって、在宅の65歳、おおむね65歳以上の高齢者というようなところで、国のほうの認知症の自立度調査だったり、障害高齢者の自立度調査、またケアマネジャーや医師の意見書、様々な部分を総合的に勘案して、こちらの紙おむつの支給の対象ということで検討させていただいておりますので、今後とも普及啓発というようなところでは、先ほどケアマネジャーというようなこともお話しさせていただきましたが、それ以外でも、窓口や、住民からの御相談がございましたら丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　課長確認します。要介護４、５は常時失禁状態にあると、状況にあるということで認識していますか、そうではないというふうに認識していますか、その点だけ。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　必ずしも、全ての方が要介護４や５だからといって常時失禁というような意味合いではなくて、あくまでも、先ほどお話させていただいたような様々な点を含めた上で検討させていただいております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　要介護認定の介護度の目安、または具体的なあれって見てるでしょ、担当課として。要介護４と状態と目安となる具体例、排せつ、食事、入浴、着替えなど全てにおいて介助がないと行えない。介護５、日常生活全般が自分で行えないため、寝返りやおむつの交換、食事など全ての介助が必要だ。私の母親も要介護です。紙おむつ支給されています。寝たきりじゃないんですよ、自力走行できるんですよ。しかし介助が必要なんですね、歩くのに。そういうなので、要するに、紙おむつ、または紙パンツを常時使っている人はおむつの対象になり得る、なるんではないでしょうか。改めて。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　常時失禁の要件というようなところで、医師の意見書、認知症高齢者の自立度調査、また、ケアマネからのアセスメントの内容、そういったところを含めて、今後とも検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　認識が違ってる。在宅寝たきり老人紙おむつ支給申請書、医者の証明とか全くないんですよ。これは、申請者、要するに本人または家族がどういう申請者、受給者がどういう状況にあるのか書くだけですよ。これを役場の窓口に持っていってお願いしますって、あんたたちが担当課が判断するんですよ。これには介護度幾らと書いてないんですよ、確かにね。でもそこであんたたち判断するんですよ。それは、改めて自分たち課で持っている介護認定度の資料に基づいて、この人は４だなとか、５だなと言ってるんでしょ。要するに、そういうところきちんと、医師の診断書とか状況判断ってのは誤りです。

それで最後飛んで７に行きたいと思います。要するに、やっぱり誰でもが、さっき言ったように、もう、常時紙パンツ紙おむつをしている人は対象になるんだと。しかし、なぜ申請していないのか。これはこの要綱の解釈ですよ、担当課も支給する側も。私ね、この七ヶ浜町在宅ねたきり老人紙おむつ支給実施事業、これを七ヶ浜町在宅介護高齢者紙おむつ支給事業実施要綱、もう老人なんていう言葉はもう禁句ですよ。そして、１条にこれを、この事業は、常時失禁状態にある在宅の介護高齢者及び認知症高齢者に対して、在宅介護高齢者の健康とそして支給対象者を、おおむね65歳以上の在宅で介護を受けている高齢者、寝たきりじゃないんですよ。全てがこの寝たきりが、うちのばあさんうちのじいさん、ベッドからトイレに行くのに、もう全て介助しなきゃいけないと。そういう方は、この寝たきりの解釈の中で申請してないんですよ。なので、こういう文言に、現代に合った文言に変える考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　こちらの要綱なんですけれども、確かになかなかちょっと分かりづらい点も、おっしゃるとおりございます。今後どういった形がふさわしいのか、なお、いろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　考えるんじゃない。検討するということではないんですね。ですか。どっちですか。考えるっていうのはね、検討して前向きにやるんじゃないでしょうか。考えるというのは、ああ、だけですよ。前向きに検討するのか実施の方向は。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　どういう要項がふさわしいのか考えていきたいと思っております。

○12番（歌川　渡君）　考えんのね。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　町長、考えるってのはね、自分判断ですよ。検討というのは二役とか、他のところに相談してことをまとめる、考えるって自分だけの判断でやるんですよ。町長どうですか、今の答弁で正しいと思いますか。

○議長（安倍敏彦君）　大丈夫、もう１回。

○12番（歌川　渡君）　町長に言ってんの俺。

○議長（安倍敏彦君）　ああ、分かりました。

○12番（歌川　渡君）　指定したでしょ。はい。じゃあ副町長。どっちでも。

○議長（安倍敏彦君）　副町長。

○副町長（平山良一君）　文言の使い方どうかというようなことの質問だと思います。検討もしますし、それも考えの中に入るんだというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　進まないので次に移ります。

第３問です。学校給食について質問させていただきます。

第１問、11条のところであります。ここで前者の給食の問題で、若干ちょっと明確な答弁がなかったので、これについては先ほどお話ししたように、今回の学校給食の無償化的なものは、これは法律上改正されていないので、あくまでもこれは補助事業だということで理解していいんですね。教育長。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　法規上は変更は何もございませんので、今の解釈でよろしいです。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　ということで、これは憲法第26条義務教育の無償化とする、これの発展したものではないということで、改めて。そしてこれはあくまでも先ほど前者が言われたように、子育て支援であって教育施策ではないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　それで結構でございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　２点目に移りたいと思います。

先ほど約5,000万円の事業だということであります。私試算したら約5,299万7,490円ぐらいだったんですけれども、それについての数字的には、現時点でので教育長が言った令和８年の５月１日付での正しい数字を出しただろうとしているので、そこについては改めて後日質問させていただきます。

次に、財源措置はどうなっているのかについては、答弁の中にありました。これは歳入の中で、学校給食材料高騰じゃなくて、これはどこだっけ。どこだった。県内小中学校学校給食何だかなというところだと思いますので、名称的には、改めて交付金とか国庫負担金ではなくて、あくまでも任意的な補助金だというところでの収入の範囲だということで理解させていただきました。

次に移ります。５点目、４点目は、月5,200円以上についてはかかるけれども、それは徴収しないということで確認させていただきました。

５番目についてであります。ちょっと私の数字とかなり違うので、新年度の中学校の給食費というのは、今までの330円と物価高騰の120円を足して550円、１日当たりということで理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの質問についてお答えいたします。

330円は基本としてそちらはそのとおりでございます。120円につきましては見直し、こちらは前回の12月の交付金のときの説明のときにそういったところを説明させていただきましたけれども、そのあと当初予算の中で整備、精査しまして若干下げておりまして、中学校は105円でカウントしてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　そこで、中学校を無償化した場合は、説明では2,800万円。半額にした場合はその半額ですから1,400万円。２割の補助をした場合は560万円ぐらいで済むんですけれども、私こういうものを、さっき前者の方も子育て支援としてね、やはり保護者の負担または食育という立場からも、行政が積極的に関わる義務があるんじゃないかなというふうに思いま

す。

そこで、私改めて県内を、県内学校給食無償化実施自治体の財政力指数というのを令和５年度の決算カードで見ました。そしたら七ヶ浜町は0.5ですね、そして県内の小中学校の無償化を、一部じゃなくて小中学校やっているところの決算状況について見させていただきました。そしたら、13の自治体の中で、赤というかね、赤い自治体８自治体あるんですけれども、この自治体が七ヶ浜町より財政力低いんですよ。七ヶ浜町より金ねえの。金ねえって言ったら失礼ですけれども、財政力にちょっと厳しい自治体です。そこでやってるんですよ。これはやっぱり、前者の質問の中で、少子化問題、子育ての問題、過疎化の問題なんかでも含めて総合的な判断したかと思います。七ヶ浜町もそこと似たような状況になりつつあるのではないかなというふうに思います。そういうところから見て七ヶ浜町、こういうとこから見ても、やれればやれるんです。２割にした場合はもう500万円600万円で済むんですよ。そういう形でぜひ半額及び一定の助成をやる考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　今議員さんから非常に貴重なデータを見せていただきました。これからで、まだ何もまないたにも載ってませんので、今の情報、データをいただきながら、これは考えていきたいと思ってます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　あとは、やはり今でもすぐやれるんですよ。財政調整基金、この間、令和７年度末で約14億円あって、今回の取崩しと積立てをしても5,000万円ぐらいしか減ってないのかな。ちょっと今数字ちょっと。ありました、ごめんなさい。財政調整基金令和６年度末で14億7,543万1,000円、そして取崩しと積立てして現在は１億4,227万とび９万円あるんですね。そういうところから見れば、この10年や20年一部負担してやれるんじゃないでしょうか。その点どうでしょうか。今日は時間余すな。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　議員さん、歌川議員おっしゃるとおり、令和７年度末の見込みは14億2,000万円ほどございます。ただ、令和６年度の決算を見ますと、実質単年度収支が赤字になっていることもあります。今後、労働人口の減少により、税収の増、大きな増というのもなかなか見込めないこともありますので、実施については慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　私14億の半分使うと言うんじゃないでしょう。１年で600万円でしょう。２年で1,200万円ですよ。この15億円、14億円から見ればどのぐらいの割合なの、１％もいってないでしょう。こういうものを改めて検討することを求めて、そして最後にこの学校給食の補助というのは、児童１人当たりへの補助なんですね。そうすると、七ヶ浜町の令和７年度において、不登校及びアレルギーに基づいて弁当を持参してくる子供、その人たちに対するこの月5,200円掛ける11か月のお金の対応というのはどういうふうにされるのか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　これお話ししたよ。細かいところですか。

○12番（歌川　渡君）　これ前もって言っているので。

○教育長（大槻泰弘君）　じゃあすみません、私のほうから。これなかなかこのお金の立てつけが難しいんです。１人頭5,200円といって人数分来るけれども、その扱いはまとめてくる。まとめてくるから、それを個人的に返すような代物じゃないんです。だから、そこの扱いは市町村によってばらばらなんですよ。だから、代物としては、一人一人に食べないから返さなくちゃいけないというような予算づけではないものですから、そこの取扱いはそれぞれの町が市町村違う扱いになってきます。だからどの程度返すのか、あるいはどこまで食べたからどの分何％返すのかということについてはみんなばらばらで、今それをうちの町ではいろいろほかの市町村の情報を集めながら、一番いい落としどころみたいなものところを今、情報を集約してるとこです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　市町村それぞればらばらね。教育長どういうふうに考えているのか。１人当たり国の方針では、補助金では１人5,200円上限として支給するということなので、それは井の中でどうなるかは分かりませんけれども、それに見合った準じたお金は来るんです、1人当たりに。それを食べない子供にその分を、じゃあどこに行くんですか。ほかのところに回すんでしょう、結局は。なので、ほかの市町村の、まだばらばらだと。教育長としては、きちんと5,200円になるかどうか分かりませんけれども、返すという立場に立てる、立っていくのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　その立場に立っています。ただし、そこのところが非常に難しいです。

つまり、アレルギーのお子さんたちだと、牛乳だけ飲んでるお子さんたちとか、それからいろいろ食べ物をここまで持ってきてるけれども、ここを食べない、つまり人、子供によってばらばらになってくるので、その対応をどの割合でどれだけ返したらいいのかというものが出てきます。私としては全部きちんと返したいけれども、それをやったときに返す側の手続とか段取りとか、その計算の指標とか、そういったものの時間との戦いみたいなものもあるので、努力はしていきたいと思いますが、そこでやはり、ある程度どこかで線を引かなくちゃいけない部分も出てくるのかなというふうに思いながら、努力はしたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　今牛乳の問題、話されました。私20数年前に、学校給食の牛乳飲まなくても支払っていたんですよ、給食費として、私それを返すべきだと言って、今返すようになりましたよ。常に保護者の味方です。なので、そういう形やはりやればできるんですよ。飲んでないんだから。途中から飲むなんてないんですから、せめて年度とか、あとは、中学校に上がるときに、一定の体力的なことが、成長期に中学校になったら牛乳飲めるとか、一定のアレルギーが改善されるとか、そういう肉体的な変化がありますけれども、やはりそういうところを見ながら、考えれば、不登校来てないのに何でその人に5,200円払ってるのに、ほかの人は5,200円分食っているのに、おかしいよね。ぜひ、数字的に難しいということを言われましたけれども、２分間を残念ながら余して終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時25分より再開いたします。

午後２時１３分　休憩

午後２時２５分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、７番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤直美議員、発言席に御登壇願います。佐藤直美議員。

〔７番　佐藤直美君　登壇〕

○７番（佐藤直美君）　７番佐藤直美です。議長の許可をいただけましたので、通告どおり一般質問いたします。

１問目、大規模災害の備えについて。

令和７年も津波警報が発表され、今後もいつ起こるか分からない災害に備える必要があると改めて考えさせられたことから、以下２点を伺います。

１点目、令和６年は松ヶ浜小学校、令和７年は亦楽小学校を会場に防災訓練を行っているが、評価する点と課題があったのか伺います。

また、令和６年３月会議で総合防災訓練に関して一般質問した際、全町規模の訓練は予定をしていないが、今後は小学校区ごとに、避難方法に重点を置いた訓練を隔年ごとに隔年で実施する方針であるとの回答でありました。しかし本町は、町長もおっしゃったとおり、昼夜間人口比率が低く、日中の防災体制には不安な面もあることから、全小中学生や、若い教職員も増えていることから、全教職員も訓練に参加できる、塩竈市や多賀城市が行っているような総合防災訓練を毎年実施する考えはないかお伺いいたします。

２点目、津波ハザードマップの改定並びに避難計画の見直しに向け準備を進めていると、予算提案理由に掲載されていましたが、子供や外国人、観光客にも分かりやすい易しい日本語や多言語対応のものを作成する考えはあるのかお伺いいたします。

次に、２問目です。多様性や多文化共生を尊重するダイバーシティーアンドインクルージョンを目指す考えはあるのかお聞きします。

誰もが自分らしく生きていける社会の実現を目指すことが本町のあるべき姿と考えることから、以下３点をお伺いいたします。

１点目。仙台市では、去年、昨年12月よりパートナーシップ宣誓制度が開始されました。去年と言ってますけれども、これもしかしてちょっと、おととしかもしれないです。書いた時点であれだったので。パートナーシップ、仙台では開始されてます。これによって、性的マイノリティーの方々が自分らしく暮らすための公的な基盤が、少しずつ整いつつあります。誰もが自分らしく生きていける町を目指すためには、仙台市などの近隣自治体との広域連携を視野に入れた、本町独自のパートナーシップ制度を導入すべきと考えますが、その件について町長の決断をお伺いいたします。

２点目。外国にルーツを持つ児童生徒が小中学校に在籍しています。そして今後も増える可能性もあると考えます。個別の指導計画の作成、例えばＪＳＬカリキュラムなどや、支援員の配置を学校のほうで行っているのかお伺いいたします。

３点目、外国にルーツを持つ保護者や外国人労働者の孤立防止策の考えや、日本語学習機会を提供する考えはあるか、また、役場の窓口へ相談に来た際の対応など、町の対策をお伺いいたします。

３問目、町の魅力をＰＲする考えはありませんでしょうか。近年、著名な映画などの撮影が行われています、町内で行われていますが、これらに関する情報発信や、ロケ地としてのＰＲが極めて消極的と考えます。作品の公開時期は最大のＰＲチャンスでありますけれども、この好機を逃していることは本当にもったいないことであります。近隣市町がＰＲしている中、なぜ本町はしないんでしょうか。ロケ地マップの作成やロケ地看板の設置、ホームページにロケ実績ページを新設するなど、やれることは山のようにありますが、実践する考えはありますでしょうか。また、町公式キャラクターを製作して、そのキャラクターに案内役として、映画ロケ地マップや看板に登場させ、聖地巡礼のガイド役にすることもできると思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

以上３問です。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、大規模災害の備えについて、第２問、多様性や多文化共生を尊重する社会、ダイバーシティーアンドインクルージョンを目指す考えはの１点及び３点目について。第３問、町の魅力をＰＲする考えはについて回答を求めます。寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　それでは、７番佐藤直美議員御質問の１問目、大規模災害の備えについての１点目の御質問、町主催の防災訓練の評価する点と課題はあったのか伺う、また、全小中学生や教職員も訓練に参加できるような総合防災訓練を毎年実施する考えはないか改めて伺う、についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、防災訓練の課題についてお答えをさせていただきます。

訓練日の選定は、住民が参加しやすいように、日曜、祝日をメインに決めてまいりました。しかしながら、令和５年度の３地区合同訓練及び今年度の８地区合同総合防災訓練の参加者を見ても、小中学生の参加者が極めて少なかったため、小中学生の参加を増やすことが課題として捉えているところであります。今後は、教育委員会を含めた関係機関と早めの打合せを行い、休日に開催しても、町内小・中学校を登校日にするなど調整できないかなど協議してまいりたいと考えております。

評価する点としては、町が主催の部分とは異なりますが、地区の防災訓練を同日に開催したことで、初動として行う地区の自主防災活動の活発さを認識できたことであります。また、開催拠点、避難所設営、運営訓練について、地域住民とともに運営する町職員を東日本大震災以降入職した職員に経験していただくため、若手職員をメインに選別して行っております。決し

てスムーズな作業進行ではありませんでしたが、今後につながる訓練になったと感じております。

次に、訓練実施を小学校区ごと隔年ではなく、全町規模で毎年にする考えはないかの御質問にお答えをさせていただきます。

現時点では、小学区ごとの隔年開催で継続させたいと考えております。今年度合同防災訓練を行うに当たり、該当する地区に出向き事前に打合せを行いましたが、その打合せの中で、実際の災害時には地区での訓練がより有効で重要であるとの意見や、地区の訓練をおろそかにしたくないので、総合防災訓練への参加は最少人数にしたいという意見が複数出されております。活発な自主防災会がある本町においては、総合防災訓練よりも地区の防災訓練に力を入れていただいたほうが、町の防災力向上につながるものと考えられますので、地区への影響が大きくならないよう、隔年の小学校区単位での開催を継続していく考えであります。今後も、地区自主防災会や、町防災会議の委員の皆様をはじめ、これまで防災についてアドバイスをいただいております東北大学災害科学国際研究所の先生を交え、意見を伺いながら、より効果的な防災訓練の開催を目指してまいりたいと考えております。全小中学生や教職員の訓練参加については、先ほども述べましたとおり、町教育委員会などと早めの打合せをすることにより調整できないかなど、協議していきたいと考えております。

次に、２点目の御質問、津波ハザードマップ改訂並びに避難計画の見直しで、易しい日本語や多言語対応のものを作成する考えはあるのかについてお答えをさせていただきます。

津波ハザードマップや避難計画の見直しの準備については、宮城県が令和７年度中を目途に改定を予定していると報道発表された津波災害計画区域、いわゆるイエローゾーンの指定に係るものであります。津波災害警戒区域に指定された地域においては、指定後に津波ハザードマップの作成や更新をする場合において、基準水位を用いることとなっております。基準水位とは、津波が建物に衝突した際のせり上がり、いわゆる堰上げを考慮した、地盤面からの最大浸水深のことになります。本町における現在の津波ハザードマップは、令和４年５月に宮城県が設定した津波浸水想定の浸水深を用いたものとなっており、今後更新する場合は基準水位で行うこととなります。令和８年度に進める準備は、指定を受けての修正が必要なものかどうかの確認も含めての準備になりますので、避難看板などの表記については、ピクトサインがいいのか、言語がいいのか、今後、ハザードマップ改定に係る協議の際に検討したいと考えております。

次に、２問目の御質問、多様性や多文化共生を尊重するダイバーシティーアンドインクルー

ジョンを目指す考えはの１点目の御質問、仙台市では昨年12月よりパートナーシップ宣言制度が開始されています。これにより性的マイノリティーの方々が、自分らしく暮らすための公的な基盤が整いつつある。誰もが自分らしく生きていける町を目指すためには、仙台市等の近隣自治体との連携を視野に入れた本町独自のパートナーシップ制度を導入すべきと考えるが、町長の決断を伺うについてお答えをさせていただきます。

佐藤議員説明のとおり、仙台市では令和６年12月から仙台市パートナーシップ宣言制度が開始されております。多様性や多文化共生を尊重する社会の推進は、誰もが自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、必要と考えております。これまで町では、令和５年度から毎年ＬＧＢＴＱに関する職員研修会を実施してまいりました。研修内容としましては、外国人を講師として、ＬＧＢＴＱの理解や、国内外の現状、国内のパートナーシップ制度の概要について理解を深めております。今後とも、差別や偏見のない多様性を認める社会の実現に向けて住民への周知啓発をしてまいります。また併せて、近隣自治体の動向についても情報収集に努めてまいります。

次に、２点目の御質問……

○議長（安倍敏彦君）　は、教育長。３点。

○町長（寺澤　薫君）　３点。失礼しました。２点目は教育長ということで、３点目にいかせていただきます。

３点目、外国にルーツを持つ保護者や外国人労働者の孤立防止策の考えや、日本語学習機会を提供する考えはあるか、また、役場の窓口へ相談に来た際の対応など町の対策を伺うについてお答えをさせていただきます。

日本における生産年齢人口の減少に伴い、全国的に外国人労働者が増えております。宮城県の外国人登録者も年々増加傾向にあり、それに比例して町内の外国人登録者も増加傾向にあります。外国人の孤立防止策についてですが、外国人の社会参加を図るため、町のイベントなどをＳＮＳや広報誌で紹介し、気軽に参加できるよう案内をしております。また、国際村では、国際交流員が国際広場を各月開催し、どなたでも参加できる事業を行っております。

日本語学習機会については、町としては学習機会の提供は現段階では考えておりませんが、相談等があった場合には、公益財団法人宮城県国際化協会、いわゆるＭＩＡが主催する日本語講座を案内するなど対応したいと考えております。また、窓口へ来庁の際には、相談内容を確認し、必要に応じて関係機関へつなぐなど、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

以上、２問目の回答とさせていただきます。

次に、３問目の御質問、町の魅力をＰＲする考えはについてお答えをさせていただきます。

御質問の近年、著名な映画などの撮影が行われているが、これらに関する情報発信やロケ地としてのＰＲが極めて消極的と考える。作品の公開時期は最大のＰＲチャンスであるが、この好機を逃していることは本当にもったいないことであると。近隣市町がＰＲしている中、なぜ本町はしないのか。ロケ地マップ作成やロケ地看板の設置、ホームページにロケ地実績ページを新設するなど、やれることはあるが、実践する考えは。また、町公式キャラクターを製作し、そのキャラクターに案内役として、映画ロケ地マップや看板に登場させ、聖地巡礼のガイド役にすることもできるが、町の考えを伺うにお答えさせていただきます。

佐藤直美議員御指摘のとおり、近年、本町において著名な映画や映像作品の撮影が行われており、景観のよい海辺でのシーンなどが取り上げられ、町としても大変ありがたく受け止めております。ただし、現在は町として積極的にロケ誘致を行っているわけではなく、制作者側からお話があった際に協力している状況でございます。また、著作権や契約上の制約もあり、町として自由に公表できない場合が多いことからＰＲが難しい面もございます。さらに、作品の中で本町がどのように扱われているか。メインロケ地なのか、ワンシーンのみなのかによって適切な紹介方法も変わってまいります。このような点も踏まえ、制作者側と調整しながら慎重に対応する必要がございます。しかしながら、映画作品の公開時期等は大きなＰＲの機会であり、今後は町観光協会さんや、関係者などと連携し、ロケ地マップや看板、ホームページでの実績紹介など、可能な取組について検討してまいります。

なお、現在仙台市が中心となり、七ヶ浜町を含む関係市町村及び関係団体による伊達政宗公の大河ドラマを誘致する会を設立し、誘致活動を推進しており、大河ドラマの実現に向け本町も参加しております。ゆかりの地である本町においても、積極的に町の魅力をＰＲしてまいりたいと考えております。

また、町公式キャラクターにつきましては、既存のキャラクターの活用も含め、新たな展開について町の魅力発信の一環として検討してまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　次に、第２問、多様性や多文化共生を尊重する社会、ダイバーシティーアンドインクルージョンを目指す考えはの２点目について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長　大槻泰弘君　登壇〕

○教育長（大槻泰弘君）　それでは、第２問の２点目の御質問、外国にルーツを持つ児童生徒に対する個別の指導計画の作成や支援員の配置は行っているのかについてお答えをさせていただきます。

多様性を尊重し、互いを認め合うダイバーシティーアンドインクルージョンの理念は、これからの社会を生きる子供たちにとって不可欠な視点であると認識しております。本町において、外国にルーツを持つ児童生徒は、単に支援の必要な存在ということではなく、学校に多様な価値観や文化をもたらし、他の児童生徒の国際感覚や共生への理解を深める存在でございます。御質問にございます外国にルーツを持つ児童生徒についてですが、生まれたときからほとんどの時間を日本で過ごし、言語や生活習慣に支援を必要としない児童生徒もおります。議員御質問の対象者につきましては、支援を必要とする児童生徒に関するものと受け止めて回答させていただきます。現在、小学校に日本語指導が必要な児童が２名在籍しており、児童一人一人の習熟度に応じた個別の指導計画を作成し、日本語指導の加配教員による授業への付添い、それから取り出しの日本語指導を組み合せて支援をしてきてございます。個別の支援員は配置してございませんが、必要に応じて特別支援教育支援員が対応できる環境を整えてございます。

以上、２点目の回答とさせていただきます。

〔教育長　大槻泰弘君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それでは１問目の再質問を行います。

こちら令和５年度に松小で行った訓練のほうには、私も実際に足を運んだので大体分かるんですけれども、令和７年度に行った亦小での訓練、８地区合同、こちらは人数がどれぐらい集まって、そして各地区本当に８地区から人が集まったのかどうか、そしてその訓練内容をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　今、訓練のことを聞かれるのかなというのもあるんですけれども、人数としては400弱です。400名弱です。内容といたしましては、避難所開設の訓練、あとは避難グッズの展示等を行ってございます。それと、レンタル会社のほうからリフトみたいなのを持って来ていただいて、高く上がっていくやつのを試してございます。

○議長（安倍敏彦君）　８地区。

○防災対策室長（石井直紀君）　地区に関しましては、地区に出向いたときに、こちらのほうに参加してくださいということで依頼をしておりますので、全地区の参加となってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　人数は。各地区からの。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　すみません、今こちらに手元に資料がないので、後ほど提出させていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　なぜそれを聞いたかというと、私その日用事があって花渕の自主防災の訓練やっていました。私の息子、第三子と夫が参加したときに、地区の方から町のほうでやってんのと自主防災会一緒にやられてちょっとわけが分からないと、この方法でいいのかねって花渕、それで私も思ったんですけれども、花渕とか吉田とか亦小に避難しないよなと思ったんですよね、まずもって。まずは花渕の避難所に行ったり、それから国際村に行ったりと。なのでこの訓練をするに当たっての目的が、ちょっと私もよく分かりづらかったというところもありました。実際に行った方にも聞いたら、やっぱり関係者がほぼだったような気がすると。なので、どうなのかなというところもありましたので、いかがだったんでしょうか、関係者のほうが多かったではなかったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　先ほどの答弁の中にもございましたように、やはり地区のほうの活動のほうが充実しているというのが分かったというところで、こちらのほうがよかった点として上げさせていただいてございます。

今回なぜ分けたか、まずは地区が第１避難、地区で集まっていただいて、そこから徐々に避難所を閉鎖していって、１か所の拠点避難所に集めるという形になります。それが２次避難という形になりますので、それを１日でやってしまったのでちょっと無理があったのかなというのはちょっと反省点としてあると思われます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうした、そのいっとき避難所に花渕は避難するんですけれども、そのあと花渕の避難所に行ってという、そこをクローズしたとしても、実際に避難あるときに、亦小には避難して、避難する前に恐らく花渕とかだったら国際村だとか、そういったリアリティーがないセットアップ、セッティングだったなと思うんですけれども、そこをちょっと反省点

じゃないのかなと私は思っていて、そこのところいかがでしょうか。本当にリアリティーが離れ過ぎて実際に起きたときにちょっと混乱してしまうなというセッティングだったと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　そのとおりでございます。確かにそのとおりでございまして、反省点として防災対策室のほうでもそちらを捉えてございます。今回は津波想定ということでやらせていただきましたけれども、いろいろなパターンがあると思われますので、今回はいっとき避難、一時避難場所に一度行ってから津波ですので、津波から逃れるためにやったんですけれども、次回の汐見小学校になると今度は火災か地震かの設定になります。その場合は、いっとき避難所に行かないですぐ汐見小学校のほうに避難していただくという形になりますので、いろいろなパターンがありますので、そのパターンパターンで避難の形態は変わってくると考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それから女性の視点での、部屋割りとかそういったものはしっかりとセッティングできたのでしょうか。授乳室だったり着替え室だったり、おむつ替えだったり、そこのところいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　先日の熊谷議員さんからの御質問にもございましたけれども、回答もさせていただきましたけれども、やはり授乳室とか今回は設定させていただきました。ただ、場所があまりいい環境じゃなかったという反省点もございますので、今後は、まずそのレイアウトを考えるときに、女性職員に御意見をいただきながら決めていきたいなということで思っているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それから課題として小中学生の参加が少なかった、プラス恐らく小中学生の保護者も参加が少なかったのではないかなと思います。どうしても習い事、スポ少、部活があったら参加できません。そこで、多賀城市ですね、前もお伝えしたんですけれども、多賀城市だと例えば高崎中の子供たちが何を日曜日に一斉にやってるかというのを調べました。そうしますと中学生の主な活動内容は、運営協力と実習ということです。避難所となる中学校、

高崎中や、多二中などを拠点に、炊き出しの訓練の準備や住民の誘導、受付などの運営のサポートをしているらしいです。それから、小中連携で地域交流、小学生の避難を補助したり、地域住民からの発電機の設置方法やロープワークを学んだりするなど、世代を超えた防災活動に取り組んでいるそうです。そして、体験型訓練への参加で、多賀城市総合防災訓練実施要綱に基づいてＡＥＤの操作をしたり、火消しの消火器使ったりとか段ボールベッドの組立てをしたり、あとモクモクハウス、煙いっぱいになっているところ、ハウス体験などの実習に参加しての技術を習得しているそうです。七ヶ浜町では引渡し訓練も別日に、そろそろ５月だったかな、私もちょっと今ぱっと思い出せないんですけれど、します。なので、多賀城市だと引渡し訓練とか保護者も本当にたくさん参加するそうなので、そういったことを先ほど１年前から、前の課長にも１年前からとか時間あれば、学校側とのスケジュール設定できますということでしたので、その可能性はいかがでしょうか。そうすると我々保護者も、そのときに引渡し訓練もあるし、そうやって子供たちがＡＥＤ使ったりとか、そういった町のためにできるという、本当に町全体としてみんなでやれるんではないかなというふうに思いますがいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　先ほどの質問の内容に、昼夜間人口の比率の話が出ましたけれども、私もちょっと考え方が間違ってまして、まず、災害が起きたとき、学校が開校してるときは子供たちが学校にいます。その場合地区活動はできないと。頑張ってもできないと。要は引渡し訓練が一番大事になってくるというのがございます。そちらのほうで先ほど答弁にもございましたけれども、なるべく早い時期に調整して、教育委員会のほうと話合いをさせていただいて、早めに何がいいのか、何をするのかから始めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　子ども議会を開催したときに、向洋中の生徒３人が同じように、私と同じような町全体の総合防災訓練をすべきだとここで発表してくれました。町内一斉訓練の実施、隣接する塩竈市のように町内全域で一斉に訓練を行うべきです。災害は同時に発生するため、一斉訓練を行うことでより実践的かつリアルな対策が可能になりますと中学生も提案してくれています。中学生３年生の向洋中生３名です。なので、やはり子供たちもそういうふうに感じているところがあります。ばらばらに、うちの前、２年前ですかね、前一般質問したときも、私の娘にどういうふうにやってるのと聞いたら、あんまりちょっとリアリティーがなくて、やっぱりもっと地域の人に参加してほしいなということを言ってましたとここでも言わせてもら

いましたので、そこのところちょっといろいろと学校とすり合わせをしてやっていただきたいというのと、プラス、今度中学校３年生になるうちの第４子もそうなんですけれども、津波、大震災の後に全員生まれています。プラス、新人の先生はその頃まだ小学生です、例えば２年生とか３年生とかなので、もうその先生たちでさえ記憶がもうほぼないというかほぼ分からない状態なので、やっぱりこれは七ヶ浜町、海に囲まれているところもあるので、少しちょっと考え方を柔軟にして、町全体でできるのが毎年が難しくても２年に１回だったり、何でしょうね、日曜日に充てるのは、授業参観と一緒という学校のスケジュールも何かこう柔軟にして、そんなに予算もかからない方法で多分あると思いますので、検討していただけるかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　直美議員のお話聞いていたんですが、ちょっと経過を説明させていただきます。

30年前、前渡邊町長あたりから、総合防災訓練についていろいろ我々職員のときの話をさせていただきました。阪神淡路大震災があって、現実に、北山町とか淡路とかいろんなところに行って、総合防災訓練は申し訳ないけれども、機能は、いざ大規模災害になると機能しないというふうなことを、いろんな方から言われたんだそうです。結局、あれは地震災害ですから、倒壊とか、それで、助けたのは隣近所の人たちが８割近いと。結局、警察とか消防とか自衛隊とか来るまでに時間を要し過ぎて、現実にあれまでになると駄目だということで、それで、うちの場合は、前町長も含めて、津波が一番の被害が懸念されるというふうなことで、それで、とにかく前町長からは、できるだけ小さい単位で自主防災をつくれと。命を守ることが最良の一つの避難だと。それで、できるだけ自主防災組織を町内にどんどんつくって、最後は家族単位だと。高台に逃げるための家族で子供たちも含めて、家族単位で、ここに被害が起きたら親がいなくても逃げなさいよという、それが一番命を守るすべだということで、総合防災訓練は、前町長時代からやってませんでした。自主防災が一番大事だということで強化をしました。

それで、ただ、私になって一度もやってなかったので、2018年に宮城県と合同で大規模な総合防災訓練をやらさせていただきました。ヘリやらヘリコプターやら、救助ヘリやらいろんな対応で、そして子供たちも、それで、バスですね、観光バスなんかも借りて、子供たち熱中症にならないように、自衛隊から何か６師団から何から全部来ていただいてやらせていただきました。

でも、現実に今回の東日本大震災クラスになって七ヶ浜町だけがこれだけの対応ができるだ

ろうかと言われると、正直、なかなか自衛隊としてもとか、ああいう海上保安部も含めていろんな手当てができるかとなると、やはり本来は、とにかく命を守るためにまずは小規模単位で高台に逃げる、そして、その後逃げるだけじゃなくて、やっぱり我々の教訓として、避難所においては居場所の確認、場所がすぐ分かるようにということで、ＱＲコードとかで今宮城のポケットサインとかも含めて避難をやっているようですけれども、そういった部分で、すぐいる場所が分かるような対応にしたいというふうなことでやってきた経緯があります。ただ、総合防災訓練をやるなじゃなくて、現実にうちの町は小学校区単位、そのための地区民合同大運動会でもあり、顔の見える関係ということで、ブロック単位でやっぱり少なくとも防災訓練はあるべきじゃないかということで、防対、防災対策室のほうでもいろいろ考えてやらさせていただいてます。

今回は亦楽地区のときは８地区合同ということで、代ヶ崎さんとかそういった部分で、そういった方はやっぱり亦楽小のほうに避難をしてきたとか、いろいろ見てて、やっぱりいろんなこの分がちょっと足りないなとか、この辺は改善しなきゃないなとかっていうは多々ありますけれども、そういった経緯があることだけちょっとお伝えしたいなということで、お話をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　２年前も同じ答弁いただいています。大きい防災訓練してヘリ来たというのも同じように答弁いただいてます。私はそこじゃなくて、お金をかけなくていいので一斉に、向洋中生が言ったようにやっぱり災害は一斉に起きるので、それは家にいるときに起きるんじゃなくて、子供たちが学校にいるときも起きるであろうという想定でやってほしいということでそれは訴えておりますので、先ほど学校とも、小中学生が参加が少なかったのでその課題を解決するために考えていますという答弁もいただいたので、２年前よりはちょっと前に進んだかなというふうに思いますので、ちょっとそこ来年度真剣に考えていただいて、お互い話し合っていただければなと思います。

それにあわせてハザードマップもなんですけれども、次の２点目です。これも向洋中生がここの場で言っていました。やはり難しい大人の言葉で書かれていても、何のことなのかがやっぱり子供たちにとっては分からないと。なので、やはりちゃんとした、易しい、彼らは易しい日本語というふうには言ってなかったんですけれども、子供でも分かるハザードマップを更新するべきじゃないかというふうに言ってました。現在のマップにある、ＴＰ、東京湾平均海面などの専門用語は子供には難解ですと、小中学生も直感的に理解できる言語や表現への更新を

提案しますということで提案してくれていました。これはやはり、私たち大人も焦ってしまったら結構あんなに細かく書かれているものを、眼鏡外したりつけたりして見るのは、やっぱり結構ひどいなと私は思っています、自分で。漢字苦手だというところもあるんですけれども、なので、それをするために易しい日本語を使う考えはないですかという質問でした。

町長が説明してくださったことも理解できたんですけれども、そこのところはいかがでしょうか。易しい日本語、それからＱＲをつけて、そこをかざすと外国語が流れてきたりとか、そうしますと、ごちゃごちゃごちゃごちゃいろんなことを英語とかベトナム語とか中国語とかでそこに載せなくてもあらゆる言語に対応できる、そしてその易しい日本語を見れば、子供もそれを見て逃げることができるというようなのはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　多言語にしても、多言語については直美議員さん先ほどおっしゃったとおり、ホームページ等、あとアプリ等で表示すれば、翻訳アプリを使って変えることができるというところで対応させていただきたいと。ただ、小学生、中学生につきましては、私考えるのは、今もう震災を知らないお子さんたちである。であれば、自分たちが歩いて自分たちでハザードマップを作るというのも一つの手じゃないかなとは思っております。まず、役場に頼らないというのは、こちらで基本的なものは作りますけれども、あと、子供さんたちが自分たちで分かりやすいように作るというのもありかなと私は思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それは小学校４年生かな、５年生で町歩きしてそれはやってます、うちの子供４人もやってるので、それはそれでいいと思います。向洋中生もそれは提案してました。それはとてもいいことだと。ただし、やっぱり観光客だったり、あとはインバウンドで外国人も来たりとか、あと住んでる外国人もいる場合に、川崎市だとこれ本当に私、かわいくて見やすくていいなというのがあって、本当に易しい日本語津波ハザードマップというのをもう作っている自治体が結構本当にあるんですね、これはまた普通の難しいことがいっぱい書いてある今あるようなハザードマップとは別に作成してくれてます。ホームページに行くといっぱいいろいろパターンがあってすごく見やすいんですね、津波の特徴とかというのもあって、津波は何回も来るので逃げたところから戻らないでくださいとか、本当に子供が分かるように外国人も分かるように簡単に書いてます。津波の危険がある場所が分かります、この津波ハザードマップの使い方。災害の前に、津波避難施設や避難経路（逃げるための道）を調べてください。

こういう簡単な易しい日本語という意味なんですが、そこのところどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　紙ベースではなくアプリ等で表示するのであれば可能かと思いますので、検討はさせていただきますけれども、我々だけではちょっと決められない事項でございまして、防災会議等で諮問しまして答申をいただくようになっておりますので、そちらのほうを経由してからになりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それでは２問目に行きます。

先ほど仙台市が昨年と言ったんですけれども、私言ったとおり2024年でした。すみません。いろいろ作ってたときにも昨年って入れちゃったんですけれども、これ２年前も同じような感じでＬＧＢＴＱ令和５年より勉強会をして周知啓発してます、近隣自治体の動向を見ていきますということだったんですが、近隣自治体でも少しずつ増えてます。仙台市が2024年12月より運用開始、栗原市2025年２月より運用開始、気仙沼市2025年度中の導入に向け準備中、石巻市2026年度中の導入を目指すと表明しています。これ河北新報にも載っていました。これ宮城県が悲しいことに県主導ではやっていません。なので、私はチャンスだと思うんですね。うちはグローバルというふうにやっぱり言っているだけ、そうやってグローバル、いろんな多様性、英語を学んで自分の意見をしっかり言える子供を育てようというのであれば、やはりこういったこともしっかりと推し進めていくべきだと思うんです。というのは、実際にやっぱりいます。若い子で、私の知り合いでもやはり、そういった同性の方が気になるとかいう子がいます。なので、やっぱりもう今は七ヶ浜町からちょっと出て違う町に行きたいとか、そういった親との関わりがなかなか親が理解してくれないとか、そういった悩みを持つ若者、子供も実際にいますので、そこのところ町として、教育委員会として、教育総務課としてどのようにお考えなのか。そして町長はこの勉強会に参加をされているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　では私のほうから話をさせていただきます。七ヶ浜町は、やっぱりプリマスとの長い交流というか、そういう経験値があって、その中でのこのような価値というのは非常にうちの町にとっては非常に何ていうかな、相性がいいというかそういうふうには感じてございます。今いろいろな意味で、多様な価値観を持った子供たちもおりますし、それから、男女の性差別だけではなくて、障害を持った方々、そういうようなもっと大きいような価値観の中で子供たちが育っていくという環境が出来上がってきていますので、この価値観について

は非常にすばらしいことだなというふうに思っております。こちらで意図しなくても、何かもうだんだん子供たち、ＳＮＳとか通じてそのような価値観がどんどんどんどん広まってきてるんじゃないかなというふうに私自身は個人的に感じております。

その中で、やはりダイバーシティーとインクルージョンは同じような形でどんどんどんどん取り入れていくというのがインクルージョンなので、その中で、子供たちがこれから過ごしていく中で大事にしなくちゃいけないのは、その中で起きてくる様々な衝突とか、それから起きるかもしれないハラスメントとか、そういった微妙に難しい問題もはらんでいる部分があるので、そこのところは、教育をする身として、丁寧に扱って慎重に進めていく部分も必要だなというふうに思っておりますが、大枠では非常に大事にしたいものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　私研修のときにちょうど公務が入ってて受けられなかったんですけれども、理解は示しているつもりです。それで、今これまでＳＤＧｓでも大分世界的にはその辺は理解が進んだのではないかなと思いますが、正直なかなかジェネレーションギャップというんですか、世代によっては我々の世代とか、なかなか理解に苦しむ年代とか、いやそれがだから直美議員さんのジェネレーションと我々の世代が受けた教育といろんな部分であるから、それによっては違うという部分も認めなきゃならないんじゃないかなと。それで、マイノリティーマイノリティーと言いますけれども、そういった何ていうんですか、サイレントマジョリティーもあるわけですよ。結局いろんな表には出てないいろんな意見もあって、逆にそういった人たちが住みづらくならないように、私は多様性を認めているつもりなんですが、そういった部分で、いろいろと徐々に浸透していくと。まずは我が町としては職員にこれまで研修をしてきたと、研修、職員にまず理解してもらおう。次はやっぱり町民ですよね、住民のほうに徐々にそういった理解を高めていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、今後そういったいろいろＬＧＢＴＱというそういう部分で、ただ、県内35市町村ありますけれども、徐々にその大きい市とかでそういったことが、パートナーシップ制度とかの宣言をしてるようですけれども、まだ町村段階では話が出ていないというのが正直なところです。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　これ前も言いましたけれども、私がもうアメリカにいる16歳、17歳の頃から普通にあることですし、冬期オリンピックのフィギュアスケーターの、ちょっと名前、金

メダル取ってないほうの個人で取ってないほうの女性の方も、自分は同性愛だというふうに自分でもちろんアメリカ人とかは発表するのが常になってます。ただ、日本で何が一番難しいかというと、子供たちは結構本当にもう受け入れてるんですけれども、その親なんですね。なのでやっぱりもう言えないと。相談窓口もなかったら、はけ口がどこ、どうしたらいいかが分からない。なので窓口対応をしっかりしてほしいと。これ例えば仙台市で、これを宣誓書を受け取って、引っ越してしまったらそれ無効になってしまうんですよ。なので、地域で連携してほしいというのはそういうことなんです。七ヶ浜町に引っ越してもこれを使っていけるんだという状況をつくっていけば、そういった１人でも２人でも多くの方が、七ヶ浜町本当に開けてる、オープンマインドだよね、じゃあ行ってみよう。外国人も受け入れてくれてるし、日本人、外国人、そうやってＬＧＢＴＱ関係なしに受け入れてくれる町なんだって、私だったらそういうふうにしたいなと思います。やっぱりいろんな人が自分らしく生きるというのが今、今の時代、昔だって本当はそうなんですよ、ただそれを押し殺して生きてきただけなので、そういったところを窓口で相談されたときとか、どのように対応していくのか町としての見解をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　やはり先ほど申したとおり、そういったことを町民のほうに浸透していくようなアピールというか、いろんなことを紹介していくとか、いろんなことそういったことも含めてやっていくことが大事だなと思ってます。これは正直時間のかかる話だと思います。なかなか簡単にグローバルに受け入れるというのは難しい。今の風潮がなかなか排外主義的な部分がすごく多かったり、さらにはアメリカなんかは今度トランプさんになったら全然男は男、女は女ってしっかり分けるというふうなことを宣言してますので、そういったことも含めて常に、何かいろんなそういった部分ではころころころころ変わってくると。ですから、逆にそういうＬＧＢＴＱの人たちが住みづらくならないように、やっぱり理解を徐々に深めていくというふうなことが大事なんだろうなと思ってます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　その時の政権によってその考え方が変わるというのはもう、もともとおかしいです。トランプがああいうふうにやってるってのはもうもともとおかしな話で、どんな人が大統領になろうが首相になろうが、そこのところが変わらないというのが本来の姿であるべきだと思います。

　ただし、それちょっと話が大き過ぎるので戻すんですけれども。そうしますと、２番３番に

関しても、外国にルーツを持つ、日本で育った外国にルーツを持つというのはうちの息子たちの同級生とかもたくさんいるので、それは困ってない。ただし、前アメリカから引っ越してきた子に先生がついて、七中でも授業を受けたということも本当は分かってるんですけれども、ちょっと質問させてもらいました。ただし、ここで気をつけなきゃいけないのが、子供が日本語を読めて書けて、漢字も読めて書けるんですけれども、保護者の方が日本語はしゃべれるんですけれども、漢字が読めなかったりするんですね。そうすると、部活のグループラインをつくっていても、お母さんに入ってもらってても、そのやり取りが日本語では難しいんですよ。なので私たちわざわざ全部平仮名に直して別に保護者の方に送り直すと、保護者の間でそういったこともしています。なのでこれは生徒児童だけじゃなくて、保護者へのケアというのが本当に必要になってきます。これは本当です。何か部活で何かあるとか、何かスポ少で何かあるとなると、保護者の方が分からないとなかなか子供にも伝わらない、ちゃんとスケジュールも管理できない、もしかしてお父さんが日本人かもしれないし、外国人かもしれないし、そこはちょっといろいろなパターンがあるので、そこのところは町としてどのようにお考えなのか、子供だけじゃなくて、親へのフォロー、いかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　それでは保護者に対してでございますけれども、先ほど町長が答弁したとおり、国際村ではそういう国際広場というようなイベントを各月行っておりまして、どなたでも交流ができるというところでございます。

　また、日本語の学習機会については現段階では考えておりませんという町長の答弁でありましたが、先ほども申したとおり、宮城県国際化協会、ＭＩＡではそういった学習の機会がありますので、そちらを御紹介したいなと考えております。

　以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そちらは理解できています。学校でのケアというところが大事かなと思います。プリントとかも漢字とかで書かれているのが配られてる。それと今、戻りますけれども国際広場、そちらは何か私は日本人の人がヘザーとかメイブと交流をして外国のことを学ぶ国際広場だというふうなＰＲと私は感じているんですけれども、そうじゃないんですか、そこをちょっと一つ確認します。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　それでは、国際広場についてでございますが、確かにＣＩＲ

対応しておりますけれども、実際外国人だから駄目だとか日本人だからいいとか……

○７番（佐藤直美君）　駄目とは言っていない。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　ではなくて、どなたでも参加できるというような、制限は設けておりませんので、そのところを御理解いただきたいなと思います。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、そのＰＲの仕方、日本人の私でも外国人の人と交流したい、日本人、七ヶ浜人、日本人が行くのかなとちょっと思ってしまうので、そこのところ外国人、七ヶ浜に住んでる外国籍の方も来ていただいてみんなで交流しましょうみたいな感じにすると行きやすいのかなと思うんですがいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　その点については今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、学校のほうに戻るんですけれども、その親に対しての学年便りだったり学級便りだったりというところに何か一工夫されているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　そういった外国人向けに、保護者向けにというようなことでございますが、学級便り、学校便りでは今まで見てきた中ではそういった表記はなかったかとは思います。ただ、学校のほうでは個別にケアはしているかとは思います。いずれにしましても、そういった保護者様がいましたら、いましたらというか、そういったところで学校のほうにはお伝えしてケアのほうをしていただくようお伝えしていきたいなというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　今でも学校は一生懸命本当にやってくださってるのは私も理解できるんですけれども、今後やはり、例えば今もうノリ屋さんで働いている外国の方とか、結構七ヶ浜町でも労働者としていらっしゃる方がいます。この間の成人式出ても、私は遠山に住んでるんですって、写真どっちで向洋中で撮ったらいいか七中で撮ったらいいか、どっちがいいですかってわざわざ娘のところに聞きに来た子とかもいるので、そうするとそういう方々も、結婚されて七ヶ浜町に住み続けてくれるということとかもあり得るのかなと思うと、今後やはりそういったことも本当に本当のグローカルということで、逆の易しい日本語だったりというのも、

やはり精度を上げていくべきじゃないかなと、英語だけじゃなくてというふうに思いますので、ちょっと頭の片隅に入れていただければなと思って、次の質問に進みます。

こちらの町の魅力のＰＲなんですけれども、これも著名な映画が撮られた後、某番組で某町の町長と某市の隣の市長と町長どちらも出てたんですよ、お昼の10時ぐらいの番組に。そしてロケ地はここですここですってすごく大々的に宣伝されてて、七ヶ浜町でもロケをしたんですよねと司会の方は言ってるのに、うちの町長も出るのかなと思って楽しみにして見てたら、かすりもしなくて出てこなかったんですよ。まじでもう残念で残念でしようがなくて、それをやれる方法として私もいろいろ観光協会に行って勉強してきました。このせんだい・宮城フィルムコミッションというものが、まちづくり振興課長とかは御存じだとは思うんですけれども、こういうのに加入をして、著作権とかを気にしなくてもしっかり宣伝できる方法はあるとは思うんですが、こちらは考えなかったのか。そしてプラスアルファ、こちらのホームページには堂々と、著名な映画のことを書いてあるところに七ヶ浜町菖蒲田漁港撮影しましたと、どおんって載ってるんですよね、なのにうちはできないんだと思って、どんなからくりがあるのか御説明願います。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　御質問ありがとうございます。まず、このせんだいフィルムコミッションというのが、負担金がかかる組織になっております。

○７番（佐藤直美君）　もちろん、はい。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　現時点でも、構成メンバーに宮城県観光連盟というところが入っておりまして、公益社団法人宮城県観光連盟、この観光連盟は七ヶ浜町として負担金を納めて加入しております。ですので、これを介していろんなロケ地の紹介というものも、実際使われた映画の撮影ということでお声がけをいただいております。ただ、今回行った映画というのがメインロケ地ではなくて、実際10秒も映像としては流れないということで、今回は広くＰＲというところは町としては行いませんでした。また、ちょっと撮影場所が菖蒲田漁港で、実際撮影されたシーンが釣りの状況でした。現場では釣りを禁止してるエリアなので、町としてはそこにちょっと釣りができるんだというふうな勘違いもされては困るということで、今回は大々的なＰＲを行わなかったということでございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、こちらの宮城県観光連盟のほうに負担金を納めるってことは、うちの町は自治体と賛助会員ではないということですか、ここに連ねているのは石巻、

東松島、気仙沼、川崎、利府、栗原、岩沼、村田、柴田、亘理観光協会なんですけれども。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　これは別途また新たに加入をして正式に申し込んで加入しているという団体でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それでは加入費は、会費は幾らなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　昨年一応調べたときには年間５万円というふうな情報がございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　５万円だったら私はちょっと加入すべきじゃないかなとは思うんですね。こちらやはり一番有効だと、ロケ誘致にするためには、ロケ地として魅力向上と情報発信をしなければいけないですよね。うちの多分職員の数が足りないと多分言われるだろうなと思って、これはちょっと難しいかな、制作会社へ向けて営業活動しなきゃいけない、ロケ撮影に関する情報を提供しなければいけない、町内に向けて地域住民の受入体制の構築もしなければいけないと。そして、これを全部やっていろいろとやってくださるのがこのせんだい・宮城フィルムコミッションというところが、ロケーション撮影の誘致、ロケーション撮影の支援、支援作品を活用した地域ＰＲ、地域への啓発、広報、ロケ誘致のメリットとかっていろいろ載っているんです。そうしますと、やっぱり著作権がどうのこうのだ、版権がどうのこうのだというのも、こちらといろいろ相談しながらやっていけるというふうに考えるんですが、それだけの価値があると私は思うんですけれども、町としてはいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　内容は重々承知しております。ただし、昨年度一応検討段階には至ったんですが、いろいろこの組織のほうに伺いますと、必ずしも優先してというふうなところではないということで、一旦見送った経緯もございます。ただ、引き続きこの辺も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、検討している間、時は刻々と流れていて、実際に今までもアニメだったりいろいろありますよね、名前言っていいのかが分からないので言わないんですけれどもアニメ２つぐらいありました。それも観光協会で１つ、１つは観光協会としてじゃ

なくて一個人の方がいろいろやっぱりやってくださってやれたものと、観光協会がやったものと、カフェを開いたりとかしてというのがありますけれども、そういったときに、その間に人材がいないからできないのか、それともやる必要がないからやっていないのか、どっちなんですかね、看板を立てたりいろんなことが、例えばこのせんだい・宮城フィルムコミッションに会員登録しなくてもやれることがあると思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　先ほど町長答弁でも申し上げたように、その映画の作品の中で町がどのように取り扱われるか。要はメインロケ地なのか。ある１つのシーンだけなのかというところで、これまでは一旦加入までは見送っていたと。現時点では、このフィルムコミッションのほうからは、いろんな形で製作者側から希望があれば七ヶ浜町も当然推薦したいというふうなお声はいただいております。

○７番（佐藤直美君）　ちょっとすみません、フィルムコミッションに加入していない間にできない理由は、人材がいないからなのかそれともほかの理由があるのかという質問だったんですけれども。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　人材とかではなくて、加入していなくても制作者側で七ヶ浜町でロケをしたいという希望があれば受け入れるというスタンスでございます。

○７番（佐藤直美君）　じゃあ、もう一回。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　今までの過去のものですね、過去のもののもっとＰＲもできるのかなと思ったんです、このマップを作るとかも、これ仙台・宮城アニメ・マンガゆかりの地探訪マップなんですけれども、これにも七ヶ浜載ってるんですね、既に。これ、こういうのに載ってるのに我が町としては作れないということなんですか、それは著作権の問題もあり、ここがさっきホームページでも言ったようにここがロケ地ですよとか、それができない理由は、人手がいないから、それとも著作権、それともやる必要がないと思ってるから、という質問です。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　これまでちょっとホームページとかの公表は、そこをそういう視点で捉えたことがなかったということです。ですので、著作権とかいろんなものはありますが、載せていくことは可能かとは思いますので、ただ、過去に終わった分については、どこまで必要なのかというところで整理は必要なのかなというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　過去になったものもまだまだ生きています。これはやっぱり皆さん、オタクと言われる方々は本当にとことん好きですよね。なのでそういった方のお話を聞いてどういったことができるか、これは本当に町のＰＲだと思うんですね。観光協会でやったカフェも大阪から４回来たりとか、北海道から来たりとか、本当にまた来ますってノートに一生懸命いっぱいたくさんのメッセージを書いてくださって、ただ、それを一番困ったのはやっぱり交通の便が悪いということで、なかなか本当はもっと来たいけれども来れないという意見もあったそうなんですよ。なのでやっぱりそういったアイデアが浮かばないのであれば、もっと観光協会に例えばちゃんと予算をつけてそういうことをやってもらうか、もしくはそういったＰＲだったり、ホームページでこういうことをやれるとか、そういった地域おこし、地域おこし協力隊とかを使ってみるとか、いろんなことが、今まで職員だけではアイデアが浮かばないんだったらできると思うんですけれども、そこのところいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　また、その辺につきましては観光協会さんからアイデアをもらったりとか、そういったＰＲの仕方の視点を変えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、やっぱりロケ決定後、例えばこれからもロケ決定するかもしれないじゃないですか。著名な映画のときも、本来であれば七ヶ浜町で海の見える家で撮影したいんだというお話もあったとかなかったとか、今じゃ役者さんもすごく有名になって、そのときはそんなに有名じゃなかったからかもしれないんですけれども、そういったやっぱりチャンスを逃してるということは事実だなと私は思っています。なのでそのあと、例えば、受入体制、窓口の一本化、契約申請、許可取り、地域調整、それからそういった詳しいオタクの話を聞くとか、それから情報発信、作品に関するイベントの開催、ＳＮＳの情報発信、とっても大事ですこれ。地域連携、地域住民の協力体制、地元商店とのグッズ販売連携、それから観光資源化、巡礼マップの製作、周遊ルート製作、それから持続性です、大事なのは。持続可能な観光振興策の作成となります。

それから、本当に一番大事なのは予算です。今逍遥のまちづくりにお金をかけてそれをやろうとしてるのと一緒で、やっぱりお金をかけないと上記、今言ったことを実施するためにはお金が必要となってきます。なのでそういった予算の割り方とかも含めて、どのようにお考えで

すか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　私も古い人間ですから、以前、この二市三町の圏域でちょっと映画を誘致できないかって、釣り何とかという有名なあれがあって、そしたら、地元でかなり協力をもらうということで、誘致するのであれば多くのお金だと言われまして、ちょっとそれで映画というのも大変なんだなと。それで、いろんな課長言ったとおり版権とかいろいろあります。先日その関係者の人にも聞いたら、安い映画で数千万円はかかるだろうなとか、地元のエキストラとかいろんなものを増員したり、いろんな自治体としても、その辺はこっちだってかなりの、その辺の目先の金ではないよというふうなことも言われて、ちょっとそんなに映画ってかかるんですかと言ったら、いやちょっとした脚本家とかカメラマン、有名なちょっとカメラマン連れてくればそれなりの高額なあれはすぐなるので難しい部分はあるよと。だから、多賀城とかこの前やったのはフィルムコミッションというそういうような部分で負担金を納めているところで紹介をいただいたということなんですけれども、その辺がどうなのか今後。ただ、簡単ではないんだなというふうな。ＰＲをするんだけれども町がある程度積極的に関わると逆にオファーがどんどんどんどん来るというようなこともありまして、その辺はどうなのかなとは、これから調べたいと思いますけれども。

○７番（佐藤直美君）　地域おこし協力隊だったりというところも、さっきの質問で。

○議長（安倍敏彦君）　じゃあもう一回質問。ああ、時間ない。さっき、地域おこし協力隊の協力も得て、そういった制作等の関わってもらえることを考えてないかということです。

○町長（寺澤　薫君）　我が町のほうで地域おこし協力隊というの使ったことないので、使ってませんので、それは考えてないですけれども、いろいろ観光協会とかいろんなところ持ってるノウハウとかあるのかどうか、そういった部分で精通した人がいるのかどうか、その辺も今後聞いてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　今から大きなものを誘致するっていうので、今町長おっしゃってたんですけれども、あったもののＰＲとかそこのところはどうなんですかということも含めての質問だったんですけれども。もうやったものです。（不規則発言あり）

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薫君）　過去にあった、私が分かってる映画だけでも５つあるんですよ。版権とかやっぱりそういった部分で軽々に使えない部分があるというふうな認識なもんですから、そ

の辺どうなのか。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　調べる考えはございますか。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤　薫町長。

○町長（寺澤　薫君）　調べたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　キャラクターに関して、これも子ども議会で汐見小学校の子供たちが提案してくれました、この議場で。やっぱり子供たちにも聞いてもらってどんなものがいいか。そうするとやっぱりこの町に対しての愛着というのも湧きますし、そこのところどのようにお考えですか。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　このキャラクターにつきましても、既存のぼっけのボーちゃんがございますが、これは観光協会さんのキャラクターということで、これまでいろんなイベント等で活用してまいりました。これにつきまして、ぼっけも捕れなくなってきてるというふうなところもあって、新たなキャラクターがどうかなということで、いろんな関係者からはお声が上がってきております。町でも、この辺はまた観光協会さんとお話合いをしながら、新たなものということで進められればなというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　映画に関して最後。いろいろ興味を、おはじきアートだったり、マンホール、やっぱりポケモンのマンホールすごい人が見に来るらしいんですね。そういったところでもっと分かりやすくＰＲできると思うんです。おはじきアートの入り口が分からない、友達を連れていこうと思ったんだけれども、そういった何かＰＲの仕方がやっぱり七ヶ浜町って下手だよねって言われてしまったんですね。そういった観光スポットスポットのＰＲの看板だったり、ＳＮＳもいまだあんまりちょっと各課、インスタとかアップされてる様子がやっぱりちょっと決まってるところなので、そういった各課、特に観光、まちづくり振興課であったり、観光ＰＲというところに１台専用のスマホとかをあてがってやっていく、看板を立てていくというような、もっと町を宣伝していくというところにお金を予算を割いていくというお考えはないのか、最後にお伺いいたします。おはじきアートの看板は必要だなと思います、入口に。どうでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　おはじきアートにつきましては、これまで地元の方々を中心に取り組んでいただいておりますので、そういったことも前向きにちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。町全体のＰＲという形の案内の仕方の一つということで考えていきたいと思います。

○７番（佐藤直美君）　看板。

○議長（安倍敏彦君）　看板。

○町長（寺澤　薫君）　とかっていう、おはじきアートだけじゃなくいろいろな。

○議長（安倍敏彦君）　そのほかのＰＲ。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　震災後に、ある一定の観光案内板というのは設置させていただいたんですが、その後におはじきアート等もできてきたりというふうな状況変更もございますので、その変化に合わせて、町全体のＰＲ発信ということで看板のほうも進めてまいりたいというふうに思っております。

○７番（佐藤直美君）　すみません、携帯をインスタを、まちづくり振興課が特にやっぱりそういったものなので、専用のものを持ってもっとちゃんとというのは答えていただいてないんですけれども。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　今現在でも専用のものというのはございます。ただ、その発信の仕方というふうなものは、今後工夫してまいりたいというふうに思っております。

○７番（佐藤直美君）　以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩します。午後３時50分再開いたします。

午後３時３８分　休憩

午後３時５０分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、２番鈴木　篤議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。鈴木　篤議員。

〔２番　鈴木　篤君　登壇〕

○２番（鈴木　篤君）　２番鈴木　篤でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に基づき大問３問について質問いたします。

大問の１点目、トライアスロン大会を実施する意義についてでございます。

こちらの質問に関しては、何やら誤解されている部分もあるようなうわさを耳にいたしましたので、ちょっと質問の経緯と意図を説明させていただきます。この件に関しては、菖蒲田浜

地区の方から町長に対して開催場所と開催時期の見直しを求める陳情書が提出されており、町外も含め約200名の方が署名されております。私も周囲の方々に意見を聞いてみたところ、ほぼ全員が否定的な意見でございました。また、私が住んでいる遠山地域や、近くの境山地域の方々に聞いたところ、関心自体が薄いというような印象を受けました。せっかくやるのであれば、一部の地域の問題として捉えるのではなく、町全体で考えるべきというふうに感じました。住民の声を町に届けるのは当然のことながら、町の考えを正しく住民に伝えるのも議員の仕事だと考え、自分も署名した上で、一般質問の形を取らせていただきました。また、大会の実施自体を否定するものでは決してございません。七ヶ浜町と町民にとってよりよい大会となるよう、建設的な議論がしたいとの意図ですので、御理解いただければと思います。小問①から④の内容は通告書に記載のとおりでございます。

続きまして、大問の２点目、頻発する火災への対応についてでございます。

令和７年12月８日に遠山５丁目にあるスクラップ工場において発生した大規模火災から約３か月が経過しております。令和７年12月会議での緊急質問の際には、町長から、関係機関と連携して対応していくとの御答弁がございました。そこで、対応の進捗状況を伺うものでございます。小問①と②の内容は通告書に記載のとおりでございます。

最後に、大問の３点目、学力向上の取組と成果についてでございます。

民間教育の立場ではありますが、30年間、七ヶ浜地域の教育の現場に立ち続けてきましたので、学力が点数のみで評価されるべきものではないということに異論はありません。一方で、高校入試では点数で評価される側面が大きいのが現実であり、生徒や保護者の関心が非常に高いことも事実でございます。年度末を迎えるに当たり、改めて①、②の２点についてお伺いいたします。内容は通告書に記載のとおりでございます。

以上、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　第１問、トライアスロン大会の意義は、第３問、学力向上の成果はについて回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長　大槻泰弘君　登壇〕

○教育長（大槻泰弘君）　それでは、鈴木議員さんの１問目の御質問、トライアスロン大会の意義はについては、みやぎ国際トライアスロン七ヶ浜大会の会長であります寺澤町長さんではなくて、大会実行委員長である私のほうから回答させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

１点目、本町にとって本大会を実施することのメリットをどう考えているのかについてお答

えをさせていただきます。

みやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会は多くの町民の皆様や関係者の方に御協力をいただき、昨年度で31回目を数えました。大会開催のメリットですが、七ヶ浜町は海洋スポーツのメッカで、古くからマリンスポーツやレジャーが盛んな地域です。また、本町の特性でもある起伏のあるコースは、選手は満足の高いコースであると言われており、七ヶ浜町といえばトライアスロン大会が開催されている町というイメージが定着し、町のブランド価値が高まっています。さらに、大会当日だけではなく、練習時に選手が町を訪れるなど交流人口も拡大していることや、町民の方がボランティアや選手への応援に関わることで、地域への愛着や一体感が生まれると考えております。レース中のアスリートたちを間近で見ることは、町民、特に子供たちには、健康意識や挑戦するという大きな刺激を与えることができているものと考えてございます。

次に、２点目、道路規制だけではなく、スタッフの協力など町民の負担も大きい。毎年の開催に向け、町民の意見を聞き取る場は設けているのかについてお答えをさせていただきます。

トライアスロン大会は大きな大会ですので、たくさんの方々による御理解と御協力をいただいて実施できるものと考えてございます。そのためにも、随時皆様の考えを受けられる体制をつくることが欠かせないものと思っております。具体的には、毎回、大会終了後に実行委員会の解散総会を開催し、協力団体として、区長会をはじめ各種団体の代表者の方々に出席いただいており、様々な意見をお聞かせいただいております。

次に、３点目の質問、令和６年度の菖蒲田浜地区への移設の際、地区住民や関係者の理解は得られていたのかについてお答えをさせていただきます。

トライアスロンのすばらしさや、自然豊かな本町の魅力を、大会関係者のみならず、町民や、応援に来られる町外からのお客様を含め、菖蒲田浜をメイン会場とする方向で令和５年の秋より検討を始め、宮城県仙台土木事務所や塩釜警察署などの関係機関、大会のコースや運営等に直接関係する地区の区長さんや、併せて区長会の席上で全地区の区長さんにも説明させていただきました。さらに、何かあるときには、その都度質問や要望については回答させていただいており、令和６年度の菖蒲田浜での開催についても皆様の理解は得られたものと認識してございます。

次に、４点目、今後の開催はどう考えているのか、実施するのであれば、開催場所、時期をどう考えているのか、理由を含めて伺うについてお答えをさせていただきます。

令和８年度も菖蒲田浜をメイン会場として考えております。選手と観客と運営スタッフの一

体感が感じられる場所は菖蒲田浜と捉えております。時期につきましては、６月から７月の上旬を目安に、開催当日の潮位や水温など基準を満たせる日を確認しながら、慎重に見定めていく必要がございます。その際、開催場所や時期を検討し、他団体との調整や課題解決と改善が必要となることから、今後は早めの対応を進めてまいります。七ヶ浜町のトライアスロン大会は、様々な面で町の活性化につながりますし、関係人口や、交流人口の増加に貢献してございます。今後も、地区の関係機関の方々と、すばらしい大会になるよう考えてまいります。

以上、１問目の回答とさせていただきます。

次に、３問目の御質問、学力向上の成果はについてお答えをさせていただきます。

１点目の御質問、今年度に行った各中学校における学力向上の取組の内容と成果はについて回答させていただきます。本町教育委員会におきましては、よく考え、自分から学ぼうとする児童生徒を目標に、確かな学力の定着を最重要課題の一つと位置づけてございます。今年度は、学び方の習得、基礎的、基本的な事項の習熟を重点に、各中学校で学力向上に取り組んでございます。

具体的には、授業における本時目標を明確にし、生徒自らが考える時間を設けています。考える力の向上には、文章を丁寧に読むことや、意味を理解することも重要と考えますので、読書の習慣づけの機会を多く設定することで語彙の獲得を図っております。また、学習内容を自分の言葉でまとめ、振り返る時間を設定したり、小テストや単元テストを小まめに実施するなど、小まめに何度も書く活動を行うことで基礎学力の定着を図っております。その他、自主学習ノートやデジタルドリルを活用した家庭学習習慣の定着を図るなど、それぞれの中学校において工夫を凝らした取組を行ってきております。

成果についてですが、令和７年４月に町内中学校２校の１年生、２年生、３年生を対象に、教研式ＮＲＴ学力調査を実施しております。教科は国語、社会、数学、理科、英語です。１年生は英語については実施してございません。どの学年どの教科も全国平均よりやや下がるものの、同じ状況に近いところで推移しています。英語は押しなべて全国平均に迫る値になっており、英語コミュニケーションの実践がよい結果につながっていると考えております。全国学力状況調査は、町内中学校３年生対象で実施しております。令和７年度の内容は、数学、国語、理科、そして生徒の質問紙による、生活習慣、学習習慣の把握になってございます。

結果についてです。教研式ＮＲＴ学力調査と同じ傾向にございますが、数学が、全国学力状況調査では全国平均を下回っております。調査方法は、ＮＲＴ学力状況調査はマークシート方式、全国学力状況調査はマークシートと記述式の併用になってございます。生徒質問紙による

と、数学の苦手意識と自己肯定感の低さが顕著な状況になってございます。

２点目の御質問、各生徒の高校入試の結果を回収し分析することは、学力向上の成果を評価する上で有効かつ必要不可欠だと考えるが、実施する考えはについて回答させていただきます。

公立高校受験での採点は受験した高校にて採点され、各校の採点基準にて採点されています。その上で合否が決まる状況になってございます。自分の点数はこれまでは高校の事務室に申し出ると本人にだけ開示されるシステムになってございましたが、ウェブシステム導入になると、本人が自分のパスワードで自分の点数を確認することができるようになります。その情報を学校は集約することが可能ですが、その情報を幾つか集めるためにはハードルが出てまいります。個人情報ですので、そのまま集めることは難しく、同意書などの手続が必要になります。また、本人はその気がなければ強制もできないということも出てまいります。さらに、合否がついてしまうものですから、そのような生徒にお願いするということの困難も生じてしまいます。これらを考えて、集まった情報には実際の学力状況調査ほどの適正な数字は言えない制度となってしまいます。このようなことから、現時点では、受験した生徒の点数をデータとして集約するまでの考えには至っていないのが現状でございます。

以上、３問目の回答とさせていただきます。

〔教育長　大槻泰弘君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　次に、第２問、頻発する火災への対応はについて回答を求めます。寺澤薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　それでは、私からは２問目の御質問、頻発する火災への対応はの１点目、12月会議の緊急質問の際には、火災後に講じた指導、是正措置については、現在原因などの調査を継続中であるため行っていないと報告があったとのことだったが、その後の進捗状況はについてお答えをさせていただきます。

令和７年12月８日に発生した火災の出火原因調査結果等の進捗状況については、令和８年１月23日に県、町、消防合同での立入検査を実施し、発火のおそれのある異物混入対策等について、七ヶ浜消防署と、塩釜保健所より口頭指導を実施しております。出火原因につきましては、原因の特定ができなかったため、２月２日付で原因不明となった旨の報告を七ヶ浜消防署より受けております。また、出火原因調査が終了したことから、今年度中を目途に、書面による出火抑制を含めた指導を七ヶ浜消防署と塩釜保健所により実施する予定であり、町としましても指導内容について意見を述べるなど、関係機関と連携しながら対応してまいります。

次に、２点目の御質問、行政が責任を持って正確な情報を収集し、地域住民に伝えるべきと考えるが、町の考えはについてお答えをさせていただきます。

地域住民の皆さんが頻発する火災に対して不安を感じていることは、町としましても重く受け止めております。議員御承知のとおり、町として指導する立場にはございませんが、関係機関と連携することで再発防止に向けた対応をしてまいりたいと考えております。

また、地域住民への情報提供につきましては、あくまで１民間事業者の情報であることを踏まえますと、例えば、公表することが法令で定められているなどの法的根拠がないことから、地域住民の皆さんにお知らせするには難しい部分があると考えております。当該事業者への対応につきましては、現在、県や消防など関係機関と連携して進めているところでありますので、地域住民への情報提供についても、どのような方法が可能なのか、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、２問目の回答にさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　それでは、１点目のほうから再質問のほうさせていただきます。

まず、トライアスロンのほうに関してなんですが、順番にいきますと①番のメリットの部分に関しては私も同じように考えていましたので、やはりそのように捉えてらっしゃるんだなというふうに思いました。ただ、それであるならば、今の実施コースの見直しは必須かなと思ってまして、いろいろ調整が難しいのは重々分かるんですが、一部の地域しか通らない。私も遠山に48年住んでいますので、協会のスタッフとしてボランティアで参加したことはあるんですが、それ以外だとほとんど接点がなかったものですから、そのあたりを踏まえてコースの設計の見直しと、あとトライアスロン大会の実施していることの周知、いささか弱いんじゃないのかな。どうしても七ヶ浜町全体を挙げてというふうには私は感じません。そのあたり改めてどう思われているのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　実施コースの見直しのところなんですけれども、確かに今現在は、昨年も菖蒲田地区を中心にコースを設定させていただいております。で、花渕以降、そちらのほうは使ってないというのが現状です。ただ、コースの見直しについては毎度、毎回そのたびに検討はさせていただいているところなんですけれども、今回も、一応先ほど教育長が答弁しましたが、菖蒲田をメインには考えておりますけれども、いろんな部分、住民の方の利便

性も考えてのコースの設定は考えて進めているところでございます。

実施している部分の周知が弱いというところなんですけれども、こちらについては、生涯学習課、あとはトライアスロン協会合わせまして、ちょっとそこら辺の周知方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　それでは、コースは毎年検討されてて、今年の令和８年の大会も検討中ということで認識してよろしいですか。去年と同じコースでやるというお考えなのか再度お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　先ほど申し上げたとおり、メインは菖蒲田浜を考えております。バイクコース、自転車ですね、そちらの部分も菖蒲田の方の町内に出る方がいるという話も聞きましたので、やはりそこら辺も考えながらコースの選定をしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　コースの選定に関していろんな方々からお話お伺いしたんですが、道路規制について一部の地権者の前面の道路はコースを外すと、一方で、何もヒアリングがなく自宅前を閉鎖される住民もあり、非常に不公平感が出ているということを、１人ではなく多数の方からお聞きしました。町民の方から聞かれたのは、例えば自宅前を閉鎖されたくないと。お仕事の関係とかでどうしてもその時間通らなくちゃいけないという御都合がある御家庭もあったりするかと思います。となった場合、何かこう手続みたいなのはあるんでしょうか。うちの前はちょっと勘弁してくれというような手続が何かあるんでしょうか。何か町民の方がおっしゃってたのは、声を上げた人のところは外して、黙っている人の家の前は通るのかと。であれば、ちゃんとコースに入っている御家庭なりにヒアリングするべきではないのかというような意見もございました。そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　手続等については特にございません。それで、声を上げた人の前を通ってないとかっていう話ですけれども、今回というか、昨年、おととしですね、30回大会から、長須賀の多目的広場にお客さんを入れるというところがありましたので、長須加のほうで１回止まると。そこでストップかけるというところがありますので、その手続等々、声を上げたから、そういった道路のコースを選定したわけではございませんで、ヒアリングが必要じゃないかというところなんですけれども、今回コースまだ決定していませんけれども、必要

であればお話する機会は設けてもいいのかなと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　そうすると、該当する御家庭にはお声がけは今までされてないというふうに取ったんですけれども、説明には行かれないんですか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　仮に菖蒲田であれば、菖蒲田の区長さんのほうにはお話しさせていただいていますけれども、各世帯のほうにはこれまではしておりません。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　それであれば、これからはどうされるおつもりなのか、実際にこういった声も出てますし、約200名という少なくない署名も集まっている現状がある中で、どうされるおつもりなのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　まだコースのほうを決定で発表できないところなんですけれども、今回は、道路、県道はメインとして使わせていただくと。ただ、メインのところではなく、脇のほうから抜けられるような状況には考えておりますので、そこら辺、必要であればその説明必要ですけれども、特になければ、今までどおり区長さんのほう説明という形になるかと思います。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　区長さん、もちろん地域の代表という側面もあるので、非常に説明するには大事な方なのかなと思いますが、今回はメインで菖蒲田浜地区使われるということであれば、説明会実施すべきだと思うんですが、そういった考えはおありでしょうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　全体での説明会の予定は考えておりません。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　考えておりませんということなんですが、必要ではないというお考えなのか。地区の住民の方の協力なくして成り立つ大会ではないというふうに考えています。であるならば、説明会は必須じゃないのかなと思うんですが、なぜ開催するおつもりがないのか。ちょっとすみません、理解ができない部分ありましたので、お考えをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　課長のお話の仕方が若干なかなか伝わりづらい状況があったんですが、

現状として説明会を開いていないけれども、陳情もいただいたというようなこともございます。先ほどの話ありましたので、説明は必要なんだろうなというふうに受け止めておりますので、そのような方向で考えていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　説明が必要だという御答弁いただきましたので少し安心いたしました。

一方で、いろんな方に話を聞いたところ、なかなかなし崩し的に実施されている側面も否めないというような状況なのかなと思っております。説明会はいつ頃、どのようなスケジュールで行われるのか、そして行う際のやり方ですね、一方的な説明ではなく、住民の方々からも意見を出せるような形、雰囲気での実施になるのか、すみません、しつこいようなんですが確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　例年４月18日ぐらいにいつも総会というか、スタートの総会がございますけれども、そこの前後に説明会を目安として考えていきたいなというふうに思ってございます。今の話を議員さんからいただいたところでの話でございますので、綿密な計画というものはいまだないんですけれども、目安としてはそのように今考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　今前後にというところにすみません、引っかかってしまいました。後であれば、実施する意味はあまり持たないのかなと。決定する前に御相談という形で住民の方の意見聞くのが進め方の筋かなと思うんですが、後にやる可能性もあるということでしょうか。再確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　今の段階で言うと後にやるというのも否定できないんですが、まだ予定を見ながら、できるだけ総会前に開けるように努力したいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　善処していただけるというふうに取りました。

それと、ながすか多目的広場の使われ方、すみません、私去年トライアスロンの日、ちょっと別件で県外のほうにいまして、全くちょっと状況が把握できてなかった点は非常に勉強不足だなと思うんですが、駐車場として使われたということなんでしょうか。確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　昨年につきましては、公園を利用する方も使っていただいてましたし、あとはトライアスロンの応援に来ていただける方、そちらの方に駐車場として使っていただきました。花渕のほうから来ていただいて、駐車場のほうに入っていただいたという形でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　今の説明のところは多目的広場に関しては理解できました。

ちょっと角度を変えまして、２問のところ、②のところになるんですが、今道路規制の話のところをちょっとお尋ねしてたところだったんですが、次、スタッフの協力というところなんですが、これもちょっと声が多かったように感じまして、ボランティアスタッフさんたくさん協力されてるかと思うんですが、ボランティアさんは全員無償のボランティアということで認識して間違いないか確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　協力していただいているボランティアさんにつきましては無償で、こちらのほうからは、Ｔシャツとお昼を提供させていただいているというところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　ボランティアに関しては、各団体さんに何名ずつ協力してほしいというようなお声がけの仕方だというふうに伺ったんですが、本当にそれはボランティアということになるんでしょうか。捉え方によっては、伝わったほうには何名ずつ出さなければならないというような形で捉えられてる方もたくさんいらっしゃったので、そのあたりの伝え方はどうなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　捉え方、人それぞれというところはあるかと思うんですけれども、こちらのほうとしては、町を上げての大会だというところで各種団体のほうにお願いしてるというところですので、改めてお願いする際には、やはり今議員さんがおっしゃったような部分を払拭できるようなお願いの仕方をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　捉われ方によってはちょっと強制感が出てしまうのは、誰にとっても得しない形になってしまうのかなと思いますので、伝える際にはちょっと御配慮いただけるといいのかなというふうに思います。

続いて、ボランティアに参加された方、これ私も大分前なんですが、４年ぐらい連続で協会のほうの手伝いで参加させていただいたんですが、声で一番多かったのが、とにかく暑いと。時期的に真夏の時期なので、そういった意味からも、ボランティアの暑さ対策、これもやっぱり大会を安心安全に実施するには必要不可欠だと思います。あの暑い中、何かひさしのようなものもなく、Ｔシャツとかはもらえるんでしょうけれども、そういったところの御配慮とかはどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　こちら大会の本部の側というか実行委員会側としましては、大変申し訳ないんですけれども、御自分で飲物とかそういった部分を用意してくださいという形のお願いはしているところでございますけれども、こちらサイドで何々を提供するというのはちょっと申し訳ありません、しておりません。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　ボランティア全員の分を用意するとなると、金額的にもかかるものですし、であるならば陳情書にあったとおり、実施される時期を見直すべきだ。特に去年の夏もそうでしたが、猛暑がすごいですよね、今。その中で７月に実施するというのは、七ヶ浜の海水浴場との兼ね合いからもよろしくないというふうに私は思います。例えば、６月に実施して、トライアスロン関係者の方々が七ヶ浜町に来る。七ヶ浜町に１回来てもらえさえすれば、抜群のロケーションなことは誰しも一目瞭然、そうすると夏の海水浴でもう１回行ってみようかなというふうになれば、関係人口も非常に増えるかと思うんですが、なぜ７月の１週目にそんなにこだわられるのか、何か御事情がおありなんだとは思いますが、そのあたりの御説明をお願いします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　実はその点についても、今回前向きに今検討している最中でございます。７月にこだわってきましたけれども、やはり暑さの件と、それから海水浴場の開設のタイミングとダブっている部分がございますので、そこを今少しずつ調整をさせていただいているところでございましたので、まだここでは公表できませんけれども、そのような状況で今進んでいるということだけお伝えさせてください。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　前向きに検討してくださっているというところで、署名に参加された

方々も御納得いただけるのかなとは思います。その辺の検討をされている過程というか、公表するのは難しい部分あると思うんですが、こういうふうに動いてますよというような情報共有は絶対しておくべきだと思うんですが、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　これまで30回を超える形で大会を続けてきていますけれども、毎年７月に行うものだみたいなそういう流れの中で、一つ一つプロセスを踏んでくるという部分が、もしかするとどこか当たり前になってしまっている部分もあったのかなというふうに反省してございましたので、今、陳情書を頂いたということを真摯に受け止めさせていただきながら、そこのところ今見直しを図って、できるだけ細やかに分かっていただけるような努力を、準備を水面下で進めさせていただいてる状況だということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　承知しました。

それでは３番目のところなんですが、先ほどの御答弁ですと、菖蒲田浜に移設した際に、菖蒲田浜地区の住民の方の理解は得られていたというふうに御答弁あったかと思うんですが、理解を得られていたのであれば、なぜ今回約200名という、全員が菖蒲田の方ではないと思うんですが、大半が菖蒲田浜地区在住の方もしくは菖蒲田浜地区生まれの方が大半だったんですが、得られていたのであれば、そういうことは起きないのかなと思うんですが、認識が間違っているのかなと。ちょっと言い方がきつくて申し訳ないんですが、どのように捉えられてますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　私のほうから話をさせてください。実はここに、令和５年度でコースを変えたときの、区長さんとか話をさせていただいた記録が残ってございます。この記録を読ませていただきますと、この当時変更したときの記録は全て皆さん分かっていただいて、協力的に変更していたということが分かる記録になってございますので、これはこの場でお話をさせてください。

その上で、なぜこのようなことになってしまったのかということなんですけれども、やはりこの段階から現在に至るまでの間で、先ほど私が答弁させていただいた、当たり前にトライアスロン大会が行われるという部分を、いわゆる進める側のほうで、途中の大事なプロセスをやっぱりこう抜けてしまっていたんではないかなと。そのために、皆さん協力的だったのが、何

で何の声もないんだというようなことで、このようなことになってしまったのではないかなというふうに反省してございますので、そういう捉えでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　もちろん理解を得ていたというふうに認識されていたわけですから、そういった記録とかもおありなのかなとは想像していましたが、やはりそのときも区長さんたちのみということになりますよね。そうなると、やはり菖蒲田浜地区に住んでらっしゃるのは区長さんだけではないわけで、そうするとやはり話戻って恐縮なんですが、しっかりとした説明会で合意を得るという手続は必要不可欠。今の教育長の御答弁でそのおつもりだということは重々理解できたんですが、再度しっかり説明するつもりがあるのか、確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　確認しましたので、そのように受け止めさせていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　大変くどいようで恐縮なんですが、私今回どちらかというと第三者的に考えまして、菖蒲田浜地区住民ではないので、遠山地区在住ですから、第三者的な立場で物事を見れたのかなと思ってるんですが、原因はやはりコミュニケーション不足なのかなとすごい感じてまして、地区の住民の方ですとか、あと関係各所、例えば海水浴の時期とも重なる部分もありますし、海水浴の実行委員の方々とか、そことのコミュニケーションが不足されてたのかなと思うんですが、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　今の話と、先ほど私が２回にわたってお話したところがちょうどかぶってくるかなと思います。まさにそのプロセスを踏まずに、あって当然だみたいなところで進めてきたという部分が、今回このような形で、いろいろ流れが変わってしまった部分がありますので、真摯に受け止めてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　ぜひ、しっかりコミュニケーションを取っていただいて、七ヶ浜町のトライアスロンはやはり、町外の方に聞いても知ってる方も多く、非常にすばらしいイベントだなと思います。かつ、地元住民の方々にもデメリットだけの話では決してないと思います。ウ

ィン・ウィンの関係は必ず築けるものだと思いますので、そこを念頭に入れていただいて進めていただきたいと思います。

ということで、２問目のほうに移らせていただきます。火災についてのところになります。こちらは、今の件とは変わりまして、私地元がちょうど該当工場からほぼ１分以内のところに住んでいる地元住民の１人でございます。そういった中で、もちろん町が一生懸命対応していただいていることは十分に理解しております。ただ、私の実家の周りの方々に話を聞くと、私も悔しい思いでいっぱいなんですが、町は何もしてくれないと。町外の方からも知り合いが多いもんですから、心配のＬＩＮＥとかが連日来ました。大丈夫だったかと。その中でやっぱり七ヶ浜町治安悪いなというふうに言われることが、もう悔しくてしようがないんですよ。これだけすばらしい町なのに、そして町も一生懸命対応してくださってるのに、それが地域住民の方々に伝わってないのが非常に問題だと思ってまして。もちろんそこにも、通告文にも書かせていただいたんですが、指導する立場にないのは重々理解していますが、町が今こういうふうに対応をお願いしているよだとか、こういう状況ですよというのを住民の方に伝えるだけでも、住民の方も町も一生懸命やってくれてるんだなと、安心して住んでいいんだなというふうに伝わるんじゃないのかなという思いでいっぱいなんですが、そのあたりはやはりやられないということなんでしょうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

議員さん、非常に悔しい思いだというお話でしたが、私も全く同じでございます。なかなか法的な縛りが十分ない中での対応ですので、思うようにする、いかないところはございますが、どうにかいい方向に向けていきたいということで、関係機関と今いろいろ協議調整を進めているところでございます。

住民の皆さんに安心していただくための材料の提供につきましては、先ほど町長答弁にございましたとおり難しい部分はあるんですが、今議員さんがおっしゃったような、町としてこういう対応してるというのを、例えば周知するとか、その場合にどういった文言で、どういった情報を出せるかというのも検討しないといけないんですが、何がしか工夫したやり方できないかというところを関係機関とも協議させていただきながら、どういった対応が可能かということを探ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　とにかく地域住民の方の関心も非常に高い。私消防団も第９分団所属してますのでちょうど管轄地域内ということで、そして議員もやらせていただいてるところもあり、ほかの議員さんたちも同様かとは思うんですが、住民の方とかにあれどうなってるのってやっぱり聞かれるんですよね、聞かれます。そのときに、町が今どのような対応をしてどういう状況なのかというのが把握、今回一般質問で御回答いただいたので今理解できたんですが、それがなければ理解できない、分からない。そうすると答えられないんですよね。そうなってくると、住民の方々からすれば、誰に言えばいいのって話になってしまうと思うんです。ですから、情報共有は絶対していただきたいんですけれども、しつこいようで大変恐縮なんですが、そのつもりがあるのか再度お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　情報共有については、情報共有というか情報提供が重要であるという認識は個人的に持っております。ただ、提供の仕方がなかなか難しいかなということで苦慮しておるところです。お伝えできる内容と今お伝えできない内容といろいろあるかと思いますので、一般質問でも結構ですが、町民生活課のほうにお声がけいただければ、お話しできる範囲でお話しすることも可能かなと思います。また、広く住民の皆さんに対してどういう情報が提供できるかということについては、先ほど御回答させていただいたように、どういった手法が可能かというのを探ってまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　なかなかこう伝えていい情報とよくない情報と、不確かな情報広まるのが一番よくないとは考えますので、十分理解します。

　では、火災が起きてから、地域住民の方々からヒアリングのような、各御家庭を回るのかどうか実施の仕方は別として、何かどういう状況ですかというようなヒアリングみたいなのはされたのかどうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　付近住民の方々からのヒアリングというのは特段行っておりません。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　行ってはおりません。その理由を再度お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ヒアリング等は行っておりませんが、現場のほうには何度も立

入りをさせていただいてまして、火事当日につきましても現場のほうに赴きまして、燃えている状況を確認したり、状況の把握はしておるつもりでございます。あとは住民の皆さんの思いというのは、殊さら聞かなくても当然痛いほど認識している部分もございます。今後、事業者に対する指導、対策を取っていく上で、住民の皆さんの生の声というのを聞かなければならないような場面というか、そういった展開になってくれば、そのときは改めて皆さんのお声を拝聴するというようなことも考えるかと思います。現時点ではそこに至ってないというところで御理解をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　必要ないとは思ってらっしゃらないと。タイミングとかが大事だというようなことなのかなというふうに理解したんですが、現場に行かれているのであれば、現場まで行っているわけですから、そのついでに御近所さんだけにでもどうでしたかというお声がけは必要だと思うんですが、そういうような気持ちといいますか、思考回路といいますか、いうふうにはならなかったのか、再度お伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　住民の皆さんに町としてお声がけをすることが、どうなのかというところも思いとしてはございます。今実際やらねばならないということが、その事業者に対する指導をどのようにしていくかというところで、まずはその火災の危険性をとにかく減らしていくというところで対応しておりますので、付近住民の方々の思いというのは十二分に理解しておるところですが、ヒアリングをするというところは実際には行っていないというところで御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　ちょっと同じ話の繰り返しになってしまうので、ここらへんでとは思うんですが、何といいますかちょっと表現が難しいんですけれども、町の対応の見え方は非常に大事だと思うんですね。とにかく地域住民の方々に、ほったらかしにしてるわけじゃないよと、町もしっかり危機意識を持って指導しているしというような姿勢を示す意味でも、やはりお声がけというのは早い段階で一度必要なのかなと思います。ぜひ御検討いただければと思います。

　これ以上この話繰り返しても同じ話になってしまいますので、次の質問に移らせていただきます。学力向上の取組についてでございます。各種、特別委員会等で、これまでも質疑何度もしてきましたし、一般質問でも扱ってきた観点から、年度末なので再度確認でというところで質問はさせていただいたんですが、取組については、私の周囲にいらっしゃる、実際に子育て

されてる方とかにお聞きすると、やはり教育長の御答弁のことが、各小中学校に行き渡ってるんだろうなと思います。学習したことを自分の言葉でという部分に関しても、それに類した取組を具体的にされていると、内容とかもお聞きしてるので、やはりしっかりやられているんだなと。

あとは客観的なエビデンスといいますか、やはり教育というのは、私が言うのもおこがましいんですが、何となくでやっては絶対いけないものだと思います。ちゃんと客観的なエビデンスに基づいてやらないと、子供たちの将来に直結するところでもありますので、そういった意味で、ちょっと高校入試の結果のところを回収されないという部分に関しては、ちょっと納得がいきかねる部分がありまして、先ほどの御答弁ですと、必要性は認識しているものの個人情報等との縛り、バランスもあり、なかなか実施自体が難しいという結論に至ったというふうに受け取ったんですが、お間違いないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　それでは再度お伺いいたします。どのような方法を検討されたのかお伺いいたします。検討した結果無理だったということになったということだと思いますので、これこれこのような方法を検討してみたが、この側面から実施が難しいからしない結論に至ったというのが合理的、論理的な考え方かと思います。そのあたりをお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　昨年の６月だったと思いますけれども、鈴木議員さんからですね、英語関連で、高校入試の英語の平均点という形が質問の中で出されておりましたので、あのときからずっとこう考えてきてございました。実際に高校教育課のほうにも連絡を取りながら進めていったり、あと中学校の先生方にも聞いておったんですが、その当時からだと事務室で個人の成績は聞くことができると。だから一括で学校で把握するためには、子供たち一人一人が聞いてきた成績を学校で集約しなくちゃいけないというような状況になってきて、結構難しいんだなというふうに思ってきてございました。そうしたら、今年度の入試からウェブ出願というような形になってきて、ちょっと状況が変わってきたんです。それで、ウェブ出願になると、成績はどのようになるんですかなんていうふうに質問したんです、高校教育課のほうに。そうしたら、高校教育課のほうでは、先ほど私がお話ししたとおり、パスワードで個人が見れるような状況になるということでした。それで、そうなってくると、いわゆる全員の生徒分の受験

した生徒たちの分の点数を集約するためには、ちょっとなかなか難しいですよねって高校教育課のほうにお話をしました。一括でこれ見ることできないんですかと言ったら、これは個人だけの情報なので個人的に出されたものを集約するしかないですよというような話になりました。それで、その中で、高校教育課さんのほうも一つにまとめて集約するには、なかなか現状では大きなハードルがありますかね、同意書とかも必要になりますかねというアドバイスをいただいたので、その段階でいろいろ検討した結果、確かに合否も出てくるし、それから、受験したお子さんにとってはもう卒業してますから、卒業したお子さんが自分の情報を出したくないというふうに言えば、それは、無理やり集めることもできないよなというようなことになりますので、その段階で集約するのが難しい状況になってきたなというようなところで、今回のような結論に至ったという状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　なるほど理解いたしました。今の御答弁を聞いて、やはり私も予想はしてたんですが、実際のところなかなかハードルは高く難しいんだろうなというのは感じていました。ただ、傾向と対策という面でいくと、傾向は取れるかなと。もちろん全員分集めるのは難しいかと思うんですが、一方で協力してくれる子も多いと思います、後輩たちのためにという側面からも。ですから、声がけして、例えばですが個人情報云々という側面からいくと、統計データとして取るとか、英語の点数が50点から60点以内のところでしたかというような形で取れば、箱か何か用意するか、やり方はあれですけれども、名前書かないで入れれば個人情報にならない、個人の名前がありませんので。やり方はあるのかなと。非常に繰り返しになって恐縮なんですが、これは非常に有効な手段だと思うんですね。やはり、傾向と対策を練って、次年度の指導方針ですとかそういったところに反映させるというのは、非常に重要な側面というか考え方だと思いますので、どうにかやれる方法を検討して生かすべきと考えるんですが、改めていかがお考えかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　議員さんのお考えというかよく分かりました。今後とも、県のほうで、私のほうでお話をしたことを基に、もしかすると一括で見られるような環境が整うかもしれませんので、今後のことも踏まえながら、今のお考えを受け止めて、そのタイミングなどを見計らっていきたいと思います。

一方で、実は先生方にもいろいろヒアリングをしたんですけれども、先生方が今一番頼りに

しているのが、学校で年に何回か今実施している実力テストというのがございますので、ちょっとその件について、課長のほうから説明申し上げます。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　学校で頼りにしているというか、高校入試に当たって、どういった学校がいい、なかなかいいというのは、もう学校のほうでは言わなくて、本人だったり家庭だったりの希望というのが一番だというようなことなんですけれども、その指標として学校で使ってるのが、今教育長がお話ししました校内実力テストというようなことでございます。年２回やっておりまして、それを指標にして、あと面談を通して、夏と、決める時期の11月、12月ぐらいですか、そういったところで面談をして志望校を決めていっているというようなところで、学校はそれぞれで進めているというところでございます。またあと、ＮＲＴというのはテストもありますので、そちらも一緒に使いながら、指導、アドバイス等をしているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　実力テストのほうは私も見ていますし、結果も、学校の平均点とかも出ているので確認はさせていただいています。そうしますと、先ほどの御答弁の中で、客観的な指標からもこのような成果が出ているというお答えだったかと思うんですが、その部分に関して実力テストのデータも踏まえて、客観的に取り組んだ取組の成果も評価されているのか。といいますのは、全国学力テストとか指標の一つとして判断されるというのも一つだとは思うんですが、いかんせん宮城県と全国の学力差って物すごい、御存じだと思うんですけれども。ですから全国と比較してとなると、宮城県の公立高校入試の生徒とちょっと合わない部分が多いんですよね、多いんだと思いますし、実際多いです。となるとやはり、保護者の方が興味あるのは全国平均と比べてというのももちろんあるとは思うんですが、というよりは宮城県内でどのぐらいなのかなというほうが有効なデータになるのかなと。そういった側面から、実力テストの結果の分析とか、そこから来る次年度への何といいますか、バージョンアップといいますか、ＰＤＣＡでいうところのＣですね、チェックとアクションの部分をどのように活用されていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君）　議員さんからこういう質問をいただいたので、今回初めて実力テストを、実力テストを今までずっと受験のために使ってきて、三者面談とかお子さんたちの高校を

決めるときのための指標でずっと使ってきたんですが、議員さんからの今話があったように、もしかすると県内での指標というような形で今まで見てきてなかったもんですからですね、そういう見方もあるなということを教えていただいたということがあったので、これからそういう見方でもこれからの分析に使えそうだなというふうに思ってる状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　それでは、これからそういった側面からも利用を検討して利用していただけるという御答弁だったかなというふうに感じました。繰り返しにはなるんですが非常に有意義なものだと思いますし、ちなみに宮城県ですとみやぎ模試という模試あるんですけれども、高いんですね、１回4,200円かかりますから。それを各御家庭に御負担していただくというのは、全家庭にというのはちょっと難しい側面あると思うんですね。ですから、学校で実施されている実力テストをしっかり使っていただいて、各中学校の先生たちに、学習指導ですとか進路面談のときに有効活用していただければと思います。

以上で私の一般質問は終了とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　これにて一般質問を終了いたします。

○議長（安倍敏彦君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会をすることに決しました。

明日３月４日午前10時より再開をいたします。

本日は御苦労さまでございました。

午後４時５２分　延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和８年３月３日

七ヶ浜町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員

令和８年３月４日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録

（第３日目）

令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録第３号

令和８年３月４日（水曜日）

出席議員（１３名）

１番	鈴　木　洋　市　君	２番	鈴　木　　篤　君
３番	佐　藤　信　輝　君	５番	鈴　木　　博　君
６番	鈴　木　惠　子　君	７番	佐　藤　直　美　君
８番	熊　谷　明　美　君	９番	佐　藤　壮　一　君
１０番	遠　藤　喜　二　君	１１番	岡　﨑　正　憲　君
１２番	歌　川　　渡　君	１３番	仁　田　秀　和　君
１４番	安　倍　敏　彦　君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町　　長		寺　澤　　薫　君	
副　町　長		平　山　良　一　君	
総務課長兼デジタル推進室長		藤　井　孝　典　君	
防　災　対　策　室　長		石　井　直　紀　君	
企　画　財　政　課　長		青　木　ゆかり　君	
税　務　課　長		遠　藤　　衛　君	
町　民　生　活　課　長		宮　下　尚　久　君	
まちづくり振興課長		鈴　木　昭　史　君	
建設課長兼復興推進室長		阿　部　豊　則　君	
国　際　村　事　務　局　長		我　妻　幸　弘　君	
子　ど　も　未　来　課　長		菅　井　明　子　君	
健　康　福　祉　課　長		関　本　英　児　君	
長　寿　社　会　課　長		沼　倉　隆　弘　君	

会計管理者	鈴木　正実　君
上下水道事業所長	後藤　謙一　君
教育長	大槻　泰弘　君
教育総務課長	稲妻　和久　君
生涯学習課長	遠藤　弘次　君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木　祐一　君
同書記	鈴木　一叶　君

議事日程　第３号

令和８年３月４日（水曜日）　　午前１０時００分　　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　議案第１０号　七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例について

日程第　３　議案第１１号　七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第１２号　七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第１３号　七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第１４号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）

日程第　７　議案第１５号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第　８　議案第１６号　令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　９　議案第１７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１０　議案第１８号　令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１１　議案第１９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第１２　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第１３　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第１４　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第１５　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
日程第１６　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
日程第１７　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算
日程第１８　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算
日程第１９　報告第　１号　専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和７年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事）」
日程第２０　報告第　２号　専決処分の報告について「令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）」

本日の会議に付した事件
日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第１０号　七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例について
日程第　３　議案第１１号　七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第１２号　七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第１３号　七ヶ浜町町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第１４号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）
日程第　７　議案第１５号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第　８　議案第１６号　令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　９　議案第１７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第１０　議案第１８号　令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第１９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１２　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算
日程第１３　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
日程第１４　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
日程第１５　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
日程第１６　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第１７　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第１８　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

日程第１９　報告第　１号　専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和７年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事）」

日程第２０　報告第　２号　専決処分の報告について「令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）」

午前１０時００分　開会

○議長（安倍敏彦君）　おはようございます。

これより令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番岡﨑正憲議員、12番歌川　渡議員を指名いたします。

日程第２　議案第１０号　七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第２、議案第10号七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　議案第10号七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例を廃止する条例について説明いたします。

議案書１ページを御覧ください。

本条例は、七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事等の事業資金に充てるため石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として令和３年３月10日条例第６号で設置したものでございます。

提案理由にありますとおり、七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事の完成に伴い、条例を廃止するものでございます。

なお、２ページの附則におきまして、この条例は令和８年４月１日より施行するものであります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　１点について伺います。

当基金は、武道館耐震化及び大規模改修を目的として設置されたものでございます。当初の設置目的に対する事業完了の検証はどのように行われたのか。それと、28ページの補正のほうで繰入金として整理されておりますが、その基金残高の今後の取扱いについてどのように処理されているのか伺います。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　まず、補正のほうにつきましては、今回利息分の積立てを９万6,000円しております。13万6,000円繰入金のほうで追加しております。その13万6,000円と９万6,000円の差の分については、当初予算編成のときに去年の利息分の反映が４万円できていなかったので、その分も合わせて繰入れをしております。

今現在の残高が9,554万3,406円ございまして、今後補正が通りましたら積立てをして全額繰入れをするという流れになっております。

基金のほうの効果につきましては、まとまった財源を確保できましたので十分効果はあったと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　一般会計のほうに帰属するという理解でよろしかったですか。４月１日まで。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がなければ、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第１１号　七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第３、議案第11号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤　衛君）　議案第11号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書３ページをお開きください。

提案理由は、課税区域の改正に伴い所要の改正を行うものです。

それでは、別冊の議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料の１ページをお開きください。

今回の改正は、別表の改正となります。

新たに別表に記載される地番については、改正案側の松ヶ浜字浜屋敷45－４。

次のページになります。花渕浜字長須賀５－41、東宮浜字東兼田４－９の計３筆が加わります。

今回の改正の理由につきましては、土地の分筆によるものと下水道受益者負担金の賦課区域に入ったことによるものでございます。

議案書の４ページにお戻りください。

この条例の施行期日は、附則のとおり令和８年４月１日となってございます。

以上が改正内容の説明となります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　１点について伺います。

今回の改正は区税区域の改正でありますが、このそれぞれ分筆されたものと、あと下水道関連ですね。そこについての経緯について伺いたいと思います。

それと、今回の改正による税収への影響額についてはどの程度か伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　税務課長。

○税務課長（遠藤　衛君）　今の御質問ですが、まず松ヶ浜字浜屋敷と東宮浜字東兼田については、土地所有者の分筆ということでの改正となってございます。それから、花渕浜字長須賀５－41につきましては、こちらが下水道の受益者負担金の賦課区域に入ったものでございまして、影響と言いますか、増える税額といたしましては１万3,000円ほど増える見込みとなってございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第１２号　七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第４、議案第12号七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　それでは、議案第12号七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は５ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料の３ページを御覧ください。

第３条第２項につきましては、地方自治法の改正に伴う条ずれが生じたため、それに伴い引用条項の整理を行うものです。第243条の２の８第３項を、第243条の２の９第３項に改めるものとなります。なお、この引用元の地方自治法の条項につきましての改正は行われておりませんので、単なる条ずれの整理ということになります。

議案書６ページにお戻りください。

附則により、施行期日は令和８年９月24日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第１３号　七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第５、議案第13号七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下水道事業所長。

○下水道事業所長（後藤謙一君）　それでは、議案第13号七ヶ浜町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の７ページを御覧ください。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い条ずれが生じたため所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

議案参考資料４ページ、資料３を御覧ください。

第５条中第243条の２の８第８項を、第243条の２の９第８項に改正するものです。

議案書８ページにお戻りください。

附則では、施行期日を令和８年９月24日からと規定しております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第１４号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第６、議案第14号令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　議案第14号令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第８号）について説明いたします。

議案書９ページをお開きください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,975万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億5,438万2,000円に定めようとするものであります。第２条では繰越明許費、第３条では債務負担行為、第４条では地方債を補正するものであります。

14ページをお開きください。

第２表は繰越明許費の補正で、追加が９件であります。この９事業につきましては、資機材の納入の遅れや工事現場の状況、国の新規事業及び事業内容の変更などで、年度内に事業の完了が見込めないおそれがあることから翌年度へ繰り越そうとするものであります。

次のページの15ページを御覧ください。

第３表は債務負担行為の補正で、追加が１件であります。

企業版ふるさと納税推進業務委託については、令和８年度の契約締結のため、期間を契約準備期間も含めて令和７年度から８年度までとし、限度額を企業版ふるさと納税の紹介業務に要する額とする債務負担行為を設定するものであります。

次のページの16ページを御覧ください。

第４表は地方債の補正で、追加が１件、変更が７件となっております。

新たに追加するのは七ヶ浜町健康スポーツセンター改修事業で、七ヶ浜町健康スポーツセンター機械設備改修工事の施工の中で不具合が発見された設備機器等の更新工事の財源として追加するもので、限度額を2,250万円とするものであります。

変更する地方債は７件で、いずれも事業費の確定に伴う限度額の変更であります。

公共施設等照明改修事業は、あさひ園及び児童遊園の照明ＬＥＤ化の工事が完成したことにより、限度額を変更するものであります。

水産環境整備事業及び急傾斜地崩壊対策事業は、いずれも県の事業費の確定に伴い本町の負

担金の額が確定したことにより、限度額を変更するものであります。

町道整備事業については、狭隘道路整備等促進事業の申請がなかったことにより限度額を変更するものであります。

全国瞬時警報システム機器更新事業は、事業費の確定に伴う限度額の変更であります。

公共施設等照明改修事業は、歴史資料館非常用照明ＬＥＤ化の工事が完成したことにより限度額を変更するものであります。

小・中学校指導者用タブレット端末購入事業は、事業費の確定に伴う限度額の変更であります。

今回の補正の主な内容は、障害者介護給付事業費や訓練等給付費、認定こども園・幼稚園施設型給付費などの扶助費への追加、七ヶ浜健康スポーツセンター設備機器更新等工事、産業振興基金や公共施設管理基金など各種基金積立金への追加のほか、標準準拠システム移行支援業務委託の減額、児童手当の減額など歳入歳出の決算見込みや事業費の確定による予算の整理であります。

それでは、歳入の主なものについて説明いたします。

19ページをお開きください。

１款町税１項町民税から３項軽自動車税までにつきましては、本年度の課税額がほぼ確定することから補正するもので、町税総額で4,350万円を追加補正するものであります。

２款地方譲与税から、21ページ、８款環境性能割交付金までは、決算見込みを踏まえ整理するものであります。

10款地方交付税は、普通交付税の再算定において、基準財政需要額に臨時経済対策費や給与改定費が創設されたことに伴い、普通交付税に２億520万円を追加するものであります。

また、震災復興特別交付税は、震災復興事業の町単独事業の減により95万4,000円を減額するものであります。

13款１項２目民生使用料146万2,000円の減額は、放課後児童クラブの利用児童数が見込んだ人数より減少したことによるものであります。

22ページを御覧ください。

５目土木使用料２節住宅使用料326万6,000円の減額は、入居戸数の変動などによるものであります。

14款１項１目民生費国庫負担金１節社会福祉費負担金1,787万5,000円は、各事業の負担額の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

23ページを御覧ください。

３節児童福祉費負担金2,738万6,000円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金が、国から公定価格、いわゆる基準額の増額が示されたことによるものなどであります。

４節児童手当負担金4,031万8,000円の減額は、所得制限の撤廃や第３子以降の手当て増額などの制度改正を踏まえ予算を計上していましたが、事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

２項１目総務費国庫補助金１節総務費補助金617万円の減額は、個人番号カード交付事務費の予算を整理するほか、戸籍のふりがな記載等のシステム改修費用として、新たに財源が措置されるものであります。

２節企画費補助金1,244万4,000円の減額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、物価高騰対応重点支援給付金事業、定額減税不足額給付分の事業完了により整理するものであります。

２目民生費国庫補助金２節児童福祉費補助金784万4,000円は、各事業の決算見込みを踏まえた整理であります。

24ページを御覧ください。

15款１項２目民生費県負担金１節社会福祉費負担金893万8,000円は、国庫負担金同様、各事業の負担額の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

25ページになります。

３節児童福祉費負担金941万円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金について、国庫負担金同様、公定価格の増額が示されたことによるものなどであります。

27ページを御覧ください。

16款１項２目利子及び配当金577万6,000円は、各種基金の利息の見込みを踏まえ、補正するものであります。

２項５目学校給食費徴収金247万円の減額は、学校給食数の見込みを踏まえ補正するものであります。

28ページを御覧ください。

17款１項１目一般寄附金231万1,000円の減額については、各種寄附金の実績見込みを踏まえ補正するものであります。

このうち、企業版ふるさと納税210万円につきましては、千葉県長生村にある株式会社合同

資源様から今年２度目の寄附、塩竈市にあるキクニ株式会社様から、東京都港区にあるシエンプレ株式会社様、以上３団体から寄附を新たに追加するものであります。

18款繰入金１項特別会計繰入金は、特別会計から一般会計へ繰入れするものであります。

公園墓地事業特別会計繰入金は、公園墓地使用料が減額になる見込みのため、398万円を減額、介護保険特別会計繰入金は、前年度分の介護認定審査会負担金の確定により、150万9,000円を追加するものであります。

２項１目財政調整基金繰入金につきましては、事業費の確定などによる事業費の整理や、町税の増収及び普通交付税の再算定による追加交付などにより、取崩しを抑えることができることから、２億4,930万円を減額補正するものであります。

10目武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金繰入金は、基金廃止に伴い、全額一般会計に繰り入れるための予算の整理であります。

このほか、４目長寿社会対策基金繰入金から、29ページ、11目東日本大震災復興基金繰入金までの補正は、各事業への充当額がほぼ確定することから整理するものであります。

29ページになります。

20款諸収入４項雑入３目雑入4,858万4,000円の減額のうち、企画財政課分の町有物件災害共済金578万3,000円については、令和６年３月の暴風雨に伴う建物災害共済金や、松ヶ浜小学校児童熱傷事故に伴う損害賠償保険金等であります。

町民生活課分の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金334万6,000円については、令和６年度の精算分であります。

30ページになります。

デジタル推進室分のデジタル基盤改革支援補助金5,721万9,000円の減額は、標準準拠システムへの移行支援などの事業費の確定によるものであります。

21款町債につきましては、先に地方債の補正で説明した内容であります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、人件費についてですが、職員分については、人事異動等の未整理分の調整によるものでありますので、説明は省略させていただきます。

33ページを御覧ください。

１款１項１目議会費17節備品購入費33万7,000円については、議長室の応接セットの老朽化及び議場用ポータブルレコーダーの不具合により購入するものであります。

35ページを御覧ください。

２款１項７目電算関連費12節委託料6,093万2,000円の減額は、標準準拠システムへの移行支援業務委託や、書かない窓口システム導入委託等の事業費の確定に伴い整理するものであります。

13節使用料及び賃借料753万9,000円の減額は、ガバメントクラウド使用料の確定に伴い整理するものであります。

37ページを御覧ください。

10目減債基金費1,698万8,000円の積立てについては、普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費分が措置されたことから、臨時財政対策債の償還分の財源とするため積み立てるものであります。

12目産業振興基金費5,040万8,000円は、試験的生育に取り組んでいるトリガイなどの産業振興のための財源とするため、積み立てるものであります。

14目公共施設管理基金費7,102万5,000円は、各施設の老朽化が顕著になってきていることから、今後の対策として積み立てるものであります。

38ページを御覧ください。

３項１目戸籍住民基本台帳費12節委託料648万円の減額は、戸籍附票に旧氏及びそのふりがなを記載するためのシステム改修委託料を追加するほか、マイナンバーカードの更新などに対応するための窓口業務、人材派遣を減額するものであります。

17節備品購入費24万2,000円については、窓口用の契印機に不具合が生じていることから購入するものであります。

43ページを御覧ください。

６項４目七ヶ浜国際村運営費10節需用費、施設修繕料の70万円については、点検により自動火災報知機設備感知器に不具合が発見されたことの修繕などであります。

44ページになります。

14節工事請負費295万2,000円の減額は、展望バルコニー及びらせん階段手すり改修工事が完成したことによるものであります。

45ページを御覧ください。

８目震災復興基金事業費18節842万6,000円の減額は、花渕浜、代ヶ崎浜の商業産業用地に係る事業所建築費用借入金に係る補助金の実績が確定したことによるものであります。

46ページになります。

３款１項１目社会福祉総務費27節繰出金4,419万4,000円は国民健康保険事業特別会計への繰

り出しで、保険基盤安定分などへの追加であります。

47ページになります。

５目障害者福祉費19節扶助費3,765万6,000円は、障害者介護給付費、障害児施設通所給付費、訓練等給付費などの利用者の増により、給付費に不足が生じる見込みであることから補正するものであります。

48ページになります。

10目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費（低所得世帯支援枠等）1,244万4,000円の減額については、事業が完了したことによるものであります。

49ページを御覧ください。

２項２目児童措置費4,359万5,000円の減額は、歳入でも説明しましたとおり、令和６年10月から制度が拡充され、所得制限の撤廃や第３子以降の手当増額などを踏まえて、当初予算を積算しておりましたが、対象児童数がほぼ確定したことにより整理するものであります。

３目子ども医療費対策費19節扶助費340万円は、インフルエンザの流行などにより、子ども医療費助成金に不足が見込まれることから補正するものであります。

52ページを御覧ください。

11目教育・保育施設推進事業費5,604万8,000円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費への追加で、国から示された公定価格の引上げに伴うものであります。

12目子ども・子育て支援等給付事業費708万9,000円の減額は、給付事業費がほぼ確定することにより、扶助費を整理するものであります。

53ページになります。

４款１項２目予防費11節役務費32万円のうち、胃内視鏡検査通知郵便料42万1,000円については、令和８年度から胃がん検査に胃内視鏡検査を導入することに伴う対象者への案内に係る郵送代であります。

54ページになります。

12節委託料1,456万9,000円の減額は、各種予防接種委託料の実績見込みや住民健診等が完了したことなどにより整理するものであります。

３目母子衛生費12節委託料514万円の減額は、妊産婦や乳幼児の健診委託料の実績見込みにより整理するものであります。

56ページをお開きください。

２項１目塵芥処理費150万7,000円は、粗大ごみの委託料に不足が生じる見込みであることか

ら補正するものであります。

６款１項３目農業振興費10節需用費、クマ対策用消耗品27万6,000円及び17節備品購入費15万6,000円については、当町にはまだ熊の出没はありませんが、近隣においては相次いでいることから、事前に安全対策として、熊スプレーや防護盾などを準備するものであります。

57ページになります。

２項２目森林環境整備基金費233万7000円は、今年度の森林環境譲与税分等を積み立てるものであります。

59ページを御覧ください。

７款１項１目商工振興費18節負担金、補助及び交付金150万円は、申請件数の伸びにより、中小企業振興資金保証料補給金に不足が出ないよう補正するものであります。

63ページを御覧ください。

９款１項４目防災費17節備品購入費41万5,000円は、災害時の優先携帯電話について、３月末までに機種の変更を行わないと電話番号などの運用方法に変更が生じてしまうことが判明したため、電話機５台を購入するものであります。

18節負担金、補助及び交付金523万9,000円の減額は、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金、危険ブロック塀除去等費用補助金について、今年度分の事業がほぼ確定したことから整理するものであります。

64ページになります。

10款１項５目学校教育支援事業費363万8,000円の減額については、スクールソーシャルワーカーの契約内容を見直して募集し、人材を確保したことによる整理であります。

65ページになります。

10款２項小学校費１目学校管理費10節需用費115万4,000円については、松ヶ浜小学校の消火配管漏水の修繕、汐見小学校体育館、エントランスのガラス及び照明器具不具合による修繕等であります。

66ページになります。

２目教育振興費17節備品購入費828万6,000円の減額については、学習用及び指導者用タブレット端末購入の事業完了等によるものであります。

67ページを御覧ください。

10款３項中学校費２目教育振興費17節備品購入費473万2,000円の減額についても、小学校費同様、学習用及び指導者用タブレット端末購入の事業完了等によるものであります。

68ページになります。

４項２目公民館費14節工事請負費660万円は、指定管理制度の導入に伴い、現在、周辺施設を含めて集約されている電気料を分割管理するため、中央公民館の分電盤に、施設ごとの電力量計器を取り付けるものであります。

17節備品購入費50万円については、中央公民館の研修室の暖房機１台と音響設備に不具合が生じたことにより、それぞれ購入するものでございます。

69ページになります。

５目歴史資料館運営費10節需用費26万5,000円については、玄関扉の金具等に不具合が生じたことから、修繕をするものでございます。

70ページを御覧ください。

５項３目健康スポーツセンター費3,000万円は、現在、七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事を行う中、新たに発生した設備機器等の不具合に対応するための関連工事を追加するものであります。主な内容は、機械室床スラブの補修、補強や給湯用膨張タンク、ファンコイルユニット等の設備機器の改修であります。

４目学校給食費10節需用費修繕料163万円については、不具合が生じた電気釜の修繕のほか、点検で指摘された加圧給湯ポンプの修繕、調理室、自動ドアの修繕等であります。

71ページになります。

12節委託料のうち学校給食センター空調室内機清掃委託については、安定した給食提供のため、春休み期間に清掃委託を実施するよう補正するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川　渡君）　１点ほど。

○議長（安倍敏彦君）　１点、はい。

○12番（歌川　渡君）　21ページ、13款使用料及び手数料の２目民生使用料、節区分が放課後児童クラブ使用料についてであります。

当初見込みから現状が確定したということであります。それぞれの利用者、児童数について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　それでは、御質問のそれぞれの児童クラブの利用者数につい

てお答えいたします。

はまぎく放課後児童クラブ、こちら月平均でお答えさせていただきます。月平均、通年が91人、平均が91人。長期が平均16人、夏休み等の長期休みになります。

さくら放課後児童クラブ、こちら通年の月平均利用人数が66人。長期休みの平均が８人。

まつかぜ放課後児童クラブ、こちらの通年が月平均46人、長期休みの平均が７人。

まつかぜ放課後児童クラブ分館については、通年の月平均10人、長期休みが平均月３人となっております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　申し訳ありません。私の言い方が悪かったのか、この減額が当初見込みから現状になったことによっての、その減額をせざるを得ない人数。予定から現在になったその数。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　では、減額の人数を回答させていただきます。

減額、人数が減になった理由といたしまして、習い事などが始まったことによって途中退館が増えたということになります。

はまぎく放課後児童クラブについては、マイナス346人。さくら放課後児童クラブについてはマイナス48人、当初から比べて減っているということです。

まつかぜ放課後児童クラブについてはマイナス100人。まつかぜ放課後児童クラブ分館については、こちらについては増えておりまして見込みよりも12人増となっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　次に移ります。32ページ。２款１項１目一般管理費の中の18節部分、負担金、補助金及び交付金の中の市町村自治振興センター寄宿舎利用負担金。（「35ページ」の声あり）35ページね。寄宿舎利用負担金の減額と、下段の自治大学校寄宿舎経費負担金を減額、その理由について説明を求めたいと思います。

なぜかと言うと、当初予算、市町村自治振興センター寄宿舎利用負担金については47万1,000円、自治大学校寄宿舎経費負担金については全額減額ということになっているので、その理由を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　まず、市町村自治振興センター寄宿舎利用負担

金の減額につきましてですが、こちらは当初見込んでいた金額よりも、実際に参加した人数が減じたことによる減額になります。もう一つの自治大学校寄宿舎経費負担金につきましては、自治大学への参加者がいなかったということでの減額ということになります。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　次に移ります。同ページの６目交通安全対策費の中の報償費節区分44万8,000円についての謝金の減額について、理由を。事業等について、活動についての内容等々についての説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　減額の要因ですけれども、交通安全指導隊、定員が18名でございます。その分で当初予算を見込んでおりましたが、実際は10名ということで８名分の減額でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　そうすると、年間の出動、事業日数とかそういうものについては変わりがないと。参加人数の減ということでの理解でいいのかどうか、改めて。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まだ３月でございますので、実績が出ておりませんので回答は差し控えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　差し控えるものじゃないでしょう。まだ、あと１か月もたたないので。私が言いたいのは、先ほどの18名から10名の指導隊員への謝金だということで回答がありました。その中で、４月からの出動の日程とか事業とかそういうものに関わるものではないんですねということで伺ったもので、差し控える範囲のものじゃないんじゃないですかね。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　議員さんお見込みのとおりでございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君）　はい、次……。

○12番（歌川　渡君）　見込みじゃなくて、今までどおりの活動をしていますということでしょう。俺の答えを言うこと自体が、まずおかしいよ。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　予算についての回答でしたので、そういう回答になりました。事業につきましては、まだ本当に実績が出ておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、前年どおりの活動日数ということではお伺いしております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。何問でしょう。

○８番（熊谷明美君）　５問ございます。

○議長（安倍敏彦君）　３問お願いします。

○８番（熊谷明美君）　最初の３問です。ページ数が43ページ。２款総務費６項企画費４目の国際村のほうの10節の火災報知器の修繕費でございます。これ70万となっておりますけれども、火災報知器の台数をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　火災報知器の台数でございますが、２台でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　あのくらいの大きさなので、ほかにも火災報知器設置されているのではないかなというふうに思いますけども、それ以外のものは、不具合は心配されないというところで認識してよろしいのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　今回、不具合が出たのが２か所でございまして、予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

○８番（熊谷明美君）　ほかには、じゃあ報知器はないということですね。分かりました。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　では、２問目に移ります。２問目は48ページです。３款民生費１項社会福祉費の10目物価高騰対策重点支援給付金支援事業についての18節の定額減税のところでございますけれども、これ、多分調整の定額減税の部分で、減税し切れなかった分を万円単位で支給するというふうなものと認識したんですけれども、それで間違いないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　議員さんおっしゃるとおり、昨年行わせていただきました定額

減税の補足給付金のものになります。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　そうしますと、943万円ということですけれども、金額的に、感覚的にはちょっと多いなというふうに思うのですが、対象者には全員きちんと支給されているというふうに認識されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　こちらのほう、対象の方が2,560件でした。それに対しまして、支給させていただいたのが2,469件でした。未支給の方は82件ございました。未支給の方に関しましても、郵送で複数回に分けて周知のほうは行わせていただいたんですけれども、申請のほうがなかったということになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　３問目に移りたいと思います。３問目は、54ページです。４款衛生費１項保健衛生費、節区分が18の脳検診助成金を減額ということで、140万ということです。これ、１年間で対象者に御案内をして受診していただくということになっていての、この減額だというふうに思いますけれども、大体対象者は何％ぐらい受診されたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　対象者につきましては、実際申込みされた方が348名でございまして、そこを分母としまして、そのうち実際済んだ方が92名なので……、ちょっとお待ちください、すみません。（「348人で92人だから、しは32。40％。随分少ない」の声あり）当初、こちらの受診者数、申し訳ございません、15％でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　予想よりも大分少ないなと感じているところなんですけれども、私も受けたんですが、メニューとして一番お手頃な値段、実費の部分と、それから全部やると万単位になるというところなんですけれども、その辺で格差があるなというところもあるんですけれども、この15％の皆さんはどういうふうなメニューを選ばれたのかというのは、統計的に、今、１年間たつところでありますけれども、統計的に取っていたのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　事業が、まだ全員分やっていませんので、議員さんおっしゃっていた統計についてはこれから内容を確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　まだ終わっていないということですけれども、例えば、再案内と言いますか、そういうものは考えられなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　私ちょっと先ほど、今、御回答の中で、申込みの期間はもう終わりまして、実際、受診された方が医療機関で受診されて、あとそれの請求を今、かかりましたということでの支給額についてうちのほうに申込みと言うか申請しているという状況ですので、確定次第、今後ちょっと内容については精査していきたいなとは思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。洋市議員。何問でしょう。

○１番（鈴木洋市君）　１問です。

61ページ。８款２項14節の工事請負費です。町道整備工事の減額とありますけれども、こちらの詳細をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　狭隘道路事業なんですけれども、こちらの執行がなかったということです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　聞き取れましたか。

○１番（鈴木洋市君）　狭隘道路分ということで。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　そうです。狭隘道路事業の執行がなかったということです。

○議長（安倍敏彦君）　それでは、ここで暫時休憩いたします。

11時10分より再開します。

午後１０時５９分　休憩

午後１１時１０分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

先ほど、健康福祉課長より、熊谷議員の質疑に関しての訂正があるということですので、答弁を願います。健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　先ほど、脳ドッグの受診率、こちらにつきまして、受診の対象者が1,729名の方に対して、この補正時点での、現時点での見込み数、済んでいる方が92名。なので、受診率については5.3％でございます。以上、その訂正をさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員よろしいでしょうか。

○８番（熊谷明美君）　はい。

○議長（安倍敏彦君）　それでは、ほかに質疑ございませんか。鈴木惠子議員。何問でしょう。

○６番（鈴木惠子君）　４問です。

○議長（安倍敏彦君）　はい、３問お願いします。

○６番（鈴木惠子君）　22ページの13款１項５目の２節住宅使用料についてです。減額326万6,000円、町営住宅使用料の減額ということなんですが、見積りは当初予算からして、どういう形で、要するに何件と言うのか、何人と言うのかな。減った形での326万6,000円の減額になったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　これはですね、１月調定ベースの世帯数、ちょっと減額……、はい。それではですね、１月調定ベースの世帯数で減になった分だけですけれども、お答えさせていただきます。

被災世帯が９戸減。一般分が、こちらは９戸増です。

全体ではプラスマイナスゼロなのですが、マイナスになった要因といたしましては、所得が多い方が抜けて所得が少ない方が増えたためだと思われます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　それでは、23ページ、14款２項２目２節ですね。妊婦のための支援給付金の減額ということで188万となっておりますが、当初の見込みがどのくらいで、実際はどういう実績でこういう減額になったのかというところをお聞きします。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　当初80名を見込んでおりました。それが、見込みを62名としております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　それでは、38ページ、２款３項１目の12節委託料のところで、その他のところで窓口業務人材派遣を減額801万8,000円となりますが、これは何人分の、要するにどこの部署の何人分の減額になるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

こちら部署は、私ども町民生活課のほうになります。人数なんですが、ちょっとお待ちください。こちら当初の積算におきましては、人材派遣４名ということで積算をして予算を組ませていただきました。結果的に、４名の派遣をいただかなかったことから、ざっくり２名分ぐらい減額ということで今回整理させていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　そうしますと、書かない窓口との関連の中で、人材が不要になったというわけではなくて派遣がされなかったということなんですか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　減額に至った派遣人数が当初の予算と異なる理由について御説明いたします。

当初の状況では、年度前半に戸籍のふりがな記載の事業がございまして、こちらで窓口が混乱したり問合せが殺到したりということを懸念してございました。

そうしたことから、職員の手がそちらで取られてしまって窓口に十分対応できない危険性が考えられましたので、人材派遣のほうで支援をいただいて窓口の対応がスムーズにいくようにということを想定して、予算取りをさせていただきました。

実際そこまでの混乱に至らなかったので、派遣人数については増やさないで対応できたというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。信輝議員。何問でしょう。

○３番（佐藤信輝君）　１問お伺いします。

56ページ、６款１項３目10節と17節クマ対策用消耗品、クマ対策用備品購入費についてお伺いします。

熊スプレーと盾という説明がありましたが、詳しくどういうものなのか説明をお願いします。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　御質問頂きました内容でございますが、まず、熊スプレーを10本、内訳といたしましてはスプレーを10本。そのほかヘルメット３個、プロテクター３個。このプロテクターは２種類ございまして、胴体につけるものと肘につけるエルボー型というものがそれぞれ３個でございます。

そのほか備品といたしましては、クリア式の防護盾、これを３組というふうな予定でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　信輝議員。

○３番（佐藤信輝君）　そのスプレーと盾の使用の想定はどのように考えているのか、職員が使用するのか、貸し出すのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　まず、使用につきましては、職員が使用するものとして準備をさせていただきたいと思っております。使い方につきましては、まず通報を受けます。個体の確認をするために職員が現地に赴きます。個体が確認された場合に、猟友会さんのほうに連絡をさせていただくという流れでございます。

その後は猟友会さんの指示の下、例えば緊急銃猟措置ができるという判断があれば、周辺の避難を呼びかけまして、町長さんの指示の下、猟友で対応するという流れを想定してございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。博議員。何問でしょう。

○５番（鈴木　博君）　１問になります。

同じく６款１項３目12節の委託料、案内板作成委託料になります。どこの場所の看板制作になるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　こちら、ただいまの農園の区画が69区画、あとは車椅子対応ということで、これも６か所ございます。その表記を公園内にあります管理棟の壁面に掲示をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君）　４点について伺います。

○議長（安倍敏彦君）　３点お願いします。

○13番（仁田秀和君）　14ページの繰越明許について。８款２項の道路橋りょう費町道整備工事について伺います。

　こちら、縦断線の６年度当初予定工事の組替え分になると思うんですけれども、そこのインターロッキング工事等々に関しての進捗状況と完成見込み時期について伺います。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　縦断線舗装工事のインターロッキングなんですけれども、ほぼ終わっているようには見えるんですけれども、３月２日現在で85％になっております。まだ、完了検査が終わっておりませんし、書類、あと清掃等も残っておりますので、そういうような状況になっております。

　完成の時期なんですけれども、今現在では、まだ３月31日となっております。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　この工事に関しての住民と議会への周知の在り方、周知説明の在り方について伺いたいと思います。

　当初、この組替えに関しては全協で議会のほうには説明がありました。

　しかし、その後、７年度工事に関しての工事着工時期であったりとか、工事区間であったりとか、そういった詳細についての説明がないまま着工されたというふうに自分の中では認識しております。

　そこで、やはり、住民のほうにも十分に説明が行き渡っていないというふうに感じたのが、やはり渋滞が発生していたりとかいうことがありましたので、そこの周知、説明の在り方についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　確かに渋滞が発生したことについては、申し訳ないなという気持ちはあるんですが、一応広報のほうには分かりやすく載せてはあったのかなというふうに思っております。

　以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　議会への説明の在り方についても伺ったんですけれども。それと、広報

に載せたから全ての住民が理解するとかではなくて、やはり、前もって看板を設けるなど、何月何日に工事が始まります、迂回路の案内だったりとか、そういったところの丁寧な説明、周知が必要だったのかなというふうに感じますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　その点については、議員さんおっしゃるとおりだと思います。

あと議会への説明ですが、ちょっと自分勘違いしていまして、この前の全員協議会のほうでインターロッキングの話が出たときに、もうそれでちょっと決まっていたのかなというふうに勘違いしていまして、インターロッキングの説明がちょっと遅れてしまったというのは申し訳ないと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　２点目。

○13番（仁田秀和君）　では、２点目に移ります。44ページの２款６項４目14節の国際村の当該工事、改修工事については、当該工事が完成したことにより減額補正ということでございました。こちらの減額290万円ということで、感覚的には結構な金額だなというところなんですけれども、この減額要因について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　それでは、こちらの減額要因でございますが、当初予算810万円でございました。工事の請負額が514万8,000円。よって、こちらの295万2,000円が減額となりました。入札差金でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　入札差金ということですけれども、金額が300万円ということなので、約300万円の減額ということだったんですけれども、工事への影響についてはなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　こちら入札差金が出ましたけども、工事への影響はございませんでした。予定どおり、設計額どおりの施工でございました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　では、３点目に移ります。56ページの４款２項１目12節の粗大ごみ収集委託料220万円の追加で、不足が見込まれるためということでございましたが、ここについては、粗大ごみが増えるということの要因の分析についてはどのようにされているのか、整理されているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　お答えいたします。

粗大ごみにつきまして、量の把握なんですが、重量で把握しておりまして、重量で見たときに、過去の同一時期の重量で比べたときに、どちらかというと減っております。総量として減少傾向にはあるんですが、委託につきましては台数で単価契約をしておりますので、利用総量は減っているものの台数としては伸びているという状況がございます。

状況としては、やはりその大きさですね。現場で破砕できるものかどうかとか、そのまま積み込まないといけないものについては、かさばってしまうので台数が伸びてしまうというところがございまして、当初予算で積算したよりも、どうもその予算の減り具合が早かったと。

今後、年度末に向けて粗大ごみが増えていくことが例年の傾向でありますので、不足が生じないように補正をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　では、今後の当初予算への反映についての考え方というものはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　今後の積算につきまして、当初予算の積算につきましては、難しいところがあるというのが本音でございます。

量について、特にコロナ禍の影響なのか、令和２年度あたりに極端に増えたというような現象がございまして、それが落ちつきつつあるというのが私どもの分析ではあったんですが、ただ先ほど御説明したように、結果として、量は減っているけれども台数が増えているというようなところで見込みができなかったというところがございます。こうした反省も踏まえながら、今後どのように積算していくかというのは、検討、研究させていただきたい。今のところどうするのが正しいというのは見えておりませんが、今後の数字の推移なんかも見ながら、研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。篤議員。何問でしょう。

○２番（鈴木　篤君）　８問質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　３問お願いします。

○２番（鈴木　篤君）　まず１問目が、23ページ。14款１項２目４節の児童手当負担金のところについて御質問いたします。

減額補正で4,000万円近く減額になっているんですが、これ中身の詳細はなぜ減額になっているのか御説明願います。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　こちら、令和６年10月、12月支給分から児童手当のほうが拡大されまして、内容といたしましては所得制限の撤廃、あとは第３子以降が１万5,000円から３万円の拡大、あと高校生年代までの引上げというのがありました。

当初予算の時点では、まだこちらの第３子以降の人数が確定してなかったと。その理由といたしましては、第３子のカウントが、大学生年代の扶養の子から第１子、第２子のカウントのほうに入りますので、その辺のカウントが難しいということで、第３子分を最大限の金額で見ていたというところが要因でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　そうしますと、第３子の部分多めに見積もっていたものの、実際はそれほど多くなかったため、大きな額だとは思うんですが減額になったというふうなことで間違いないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　承知しました。では、２問目に移らせていただきます。28ページになります。17款１項１目１節一般寄附金、ここの中のふるさと納税を減額ということで、456万1,000円減額となっていますが、こちらすいません、私の勘違いかもしれないんですが、当初見積もっていたよりもふるさと納税が少なくなったということなのかなというふうに思いまして、その辺の要因をどう考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　今の鈴木議員さんおっしゃるとおり、当初2,000万ということでふるさと納税を見込んでおりました。現時点で1,600万ぐらいで、見込みより若干こ

のぐらいが寄附が見込めないということでこのように減額をさせていただいております。

当初見込んだときに、昨年度新たな返礼品ということで、漁協さんの生鮮のワタリガニであるとか、アワビで結構伸び率がよかったものですから、それを見込んだ当初予算とさせていただいたんですが、実際今年そのワタリガニが取れなかったり、アワビも不漁だったということで、件数がどうしても伸びなかったというのが主な要因となります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　そうすると、何か、ものが人気がなくなったということではなく、自然相手の商売の方もいらっしゃると思うので、販売数みたいなのが、ちょっと返礼品自体が減ったということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　そのとおりでございます。御希望はあるんですが、どうしてもちょっと待っていただくとか、そういった状況がございまして件数が伸びなかったということでございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　それでは３点目に移らせていただきます。

次が30ページになります。20款４項、節区分が２デジタル基盤改革支援補助金を減額というところなんですが、こちらもちょっと減額補正となっているんですが、額がかなり大きいように感じました。これはなぜこのような大幅な減額になったのか、要因の詳細を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　ただいまの御質問について回答いたします。

おっしゃるとおり、非常に大きな金額の減額となっております。

この主な要因といたしましては、これ補正予算で大きな額積ませていただいた、デジタルの基幹業務システムの標準化と、あとガバメントクラウドに移行するための支援費として、国費が全部見るという前提で積み上げたものです。

当時のデジ庁の仕様でベンダーのほうが参考見積りとして出した金額で、当時のデジ庁ではまだ実は仕様が固まっておりませんで、最終的な仕様が固まったのが年を明けてからということになり、その時点で大幅な、これほとんどＳＥの人件費になる支援費ですので、そこが固まり工数が固まったために、実際にはこれだけの費用が要らない、不用になったというところが判明したために、当初予算での金額は最大値で見ていたと。ただし、実際の設計額については、

これにほぼ近い額で事業が実施だったために、結果的に大きな大幅な減額になってしまったということになります。

支出の詳細につきましては、電算管理費のほうで出ているものとリンクしているものとなります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。直美議員。何問でしょう。

○７番（佐藤直美君）　10問です。

○議長（安倍敏彦君）　３問お願いします。

○７番（佐藤直美君）　１問目は、25ページになります。25ページの15の２の３の１保健衛生費補助金になります。これ、自殺対策強化事業補助金を減額７万8,000円なんですけれども、この減額した要因をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらは補助金の基準額が県で示されまして、そのため当初立てていた予定の歳入が入ってこない、いわゆる割り落としされたということで減ったということで、今回減額をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　すみません、最後のほうちょっと、はっきり聞こえなかったので、もう一回お願いします。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらは当初、見込みで歳入予算を上げたんですけれども、県の基準額によって金額が当初見込みより下がったということで、今回歳入に係るこの金額を減額させていただいたということでございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　同じページでその下のところ、市町村海岸漂着物等のところで18万9,000円追加ということなんですが、こちらの追加の理由をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　こちら補助額が決定しましたので、決定額との差額分の追加でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それでは、補助はどちらの団体と言えばいいのか、どちらに補助をして

いるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　こちら県から町への補助でございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　県から町ですけれども、その先に、恐らく補助している団体だったり、いるのかなっていうのをちょっと考えていたので、そこのところお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　こちら、団体への補助ということではございませんで、回収したごみの処理料のほうに充てさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。いやいや、ちょっと待ってください。（「なし」の声あり）まだいっぱいいる。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）では、なければ歌川議員。残り７問のうち３問お願いします。

○12番（歌川　渡君）　49ページ、歳出のほうで質問させていただきます。

３款２項２目児童措置費の中の、質問は、一般財源の162万9,000円についてであります。

想定するのは実務費かと思うんですけども、具体的にどのような事業の減額なのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　こちらにつきましては、児童手当の市町村負担分の減額となります。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　どういう形での負担金なのか。手当て分なのか、その他なのか。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　手当て分でございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　54ページ、４款２項予防費の節区分18負担金補助及び交付金、前者の方の質問に基づいて引き続き質問させていただきます。

この減額になったことによって、当局の事業として今後どのように考えているかについて伺いたいというふうに思います。そして、まず、この140万円の減額というのは、当初予算が400万円でした。これが今回の１回目の精査しての140万円の減額ということで理解していいのかどうか、まずその点。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　議員さんおっしゃるとおりでございます。

当初としては、400人ほど申込みがあるだろうという考えで上げさせていただいたんですが、先ほど実際の申込み人数は348人ということで、今回この分が不用になったということで減額させていただきました。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　そこで伺います。先ほどの前者の説明では、現時点で４月から現在まで92名が利用したということなので、残りが302人分の事業費ということになります。ところが、この11か月で92人が受診したんですよ。受診というか、受給したんですね。そうすると、302名が残りとして金額がいまだ計上されているんですね。ところが、今、11か月で92名なのに、それにさらに、140万円を減額したということは、140人分が予算から削除されたんですね。そうすると残りが162名になるんです。

162名の方が、今、申請されている方、当然、92名は支給した方なので、これから受けようとして領収書を持って行く、役場に。そういう方もいるかと思うんですけども、この１か月弱であとは162名も計上する必要があるのか。要するに、これまでの推移を見れば、せめて50人とか30人ぐらいで計上が済むのではないかなというのが２回目の質問です。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　確かに、議員さんおっしゃるとおりの考えでございます。

まず、こちらの補正予算を上げる時点で、我々としては、昨年が約12％、13％ぐらいだったので、そこまでできればお願いしたいなと思いまして、見込みも込めまして、一応我々は15％来られるだろうと、対象人数の。260名として積算しておりまして、そのため、このような差額分92万と実際はなりましたけれども、残額についてはそのようになったということで御理解頂ければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　３回目の質問であります。要するに、令和６年度では570人、そして今年度では400人を想定しているんです。ところが、蓋を開けてみれば、そういう20％、15％を目標としているけれども、実質的には10％を割っているような状況です。

そこで伺います。対象者は40歳から70歳まで、５歳刻みですよね。そこで、町として、やはり住民の健康、長寿を目標として立てたものです。これは、熊谷議員とか私も一般質問でこの制度を取り上げました。そこでですね、この結果的に、せっかくつくった制度なのに、こうい

う低くなっている要因を高くするためにはということで、当局はどのように考えているのかどうかということを伺います。

そこで、一つは、医療機関ですと大体２万前後かかるんですね、脳検診だけで。脳ドックじゃなくて脳検診だけですと。脳ドックになれば３万とかかかるんですけれども。そこで、この２万近くの費用に対して１万円の助成が、補助が促進になっているのかどうか。それを１万5,000円とか、そういう形にすれば、もっともっと検診者が増えるんじゃないか。

もう一つは、70歳以上も対象にするとかですね。そういう考えを令和６年度、７年度を経験した中で、そういうものを次年度へ持ち越す上での当局の現在の考え方について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　次年度はなしで。なしで答えてください。ああ、次年度に対してか。それは次年度ですので、なしでよろしいですか。

○12番（歌川　渡君）　議長。減額補正したんでしょう。何で受けないのかなって思うんでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　では、なぜ受けなかったのかについて。

○12番（歌川　渡君）　なかったら新年度で。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　もともと、脳疾患につきましては、我々としてはまず今までやっていなかった事業を６年度から実施させていただきまして、他の自治体とか、そういった事例を反映しながらやりました。

当町においては、まず受診される方の、要は分母数、ほかの自治体は国保加入者のみとかとやっていますけれども、当町では社会保険の方も含めてこのようにしています。また、医療機関につきましては、指定された医療機関ではなくて、実施するような対象医療機関を増やした状況で、我々としては６年度から事業をしています。それらを踏まえまして、他の自治体とか受診率どうかというと、大体、当町もほかの自治体もそんなに差はないという状況でございます。

今後、我々としてはやはり対象者につきましては、周知をもう少し徹底できればいいなと思って考えておりまして、そのように、今後、事業については調査、研究しながら対応を考えていきたいなと思っておりますので御理解頂ければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　では、３点目。

○12番（歌川　渡君）　次に移ります。55ページの４款１項５目保健衛生普及費の節区分11、12、

17についてです。歳入については29ページの雑入にあります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業等々について伺いたいと思います。この減額部分、約112万1,000円等々についての減額された事業内容について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　８目。

○12番（歌川　渡君）　８目の節区分11、12、17。

○議長（安倍敏彦君）　11、12、17。（「高齢者の保険」の声あり）高齢者のやつ。（「55ページだよね」「12万3,000円ぐらい」の声あり）

○12番（歌川　渡君）　まあ、いいや。とにかく、その減額の理由。ページ数が29ページに減額されているんですね、112万9,000円。

○議長（安倍敏彦君）　歳入のほう。どちらで聞けば……。（「歳出のほうでの事業が減っている、全ての」の声あり）収入と支出、どちらで聞けばいいですか。（「両方」の声あり）収入の支出も含めて。（「減額になった理由だね」の声あり）減額の、支出のほうでよろしいですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　では、まず役務費の7,000円につきましては、こちらにつきましては郵送対象者を50名と考えていたんですけれども、実際26名になったと。そのための差額分、不用になった分の減額でございます。

次が備品購入費、我々、私のほうの健康福祉課としての備品購入費の４万4,000円につきましては、こちらは我々として見積りした価格より実際入ってきた金額が差金ということでの減額でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　こちらの12節委託料の高齢者の介護保健事業と介護予防の一体的事業の委託料の減額７万2,000円なんですけれども、こちらにつきましては、地区で、今回、高齢者の運動に関しての教室のほうを開催しまして、そちらでの契約上の差金というようなことになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　それでは次に、残り２問の熊谷明美議員お願いします。

○８番（熊谷明美君）　ページ数が59ページでございます。７款１項商工費の２観光費、節区分が12の委託料の最後のところの観光案内看板撤去委託料15万というふうになっております。まず、ここの撤去される場所をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　お答えします。現在、歴史資料館の事務所脇に立っております老朽化した看板となります。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　そうしますと、撤去というふうになっておりますけれども、やはりこの案内板というのは必要だというふうに思いますが、新しく同じところに立てる予定はされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　現時点では、新たなものという計画はございません。資料館担当のほうも、様々な団体あるいは小学生と訪れていただく際には、紙ベースの案内板、あとはガイドマップで御案内をしているということですので、一応全体的に更新の時期が来たときに、設置場所も含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　そうしますと、今の御回答だと設置場所も含めて、今後回答するということですが、やはり、ほかから来た方は、やはり案内板を見て探し当てるという可能性もあると思うんですけれども、それは将来的には設置する可能性もあるというふうに捉えてよろしいのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　現時点で、かなり古い時期の案内板ですので、ちょっとほかの観光名所とかそういったところも含めて、将来的に設置に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　最後、２問目です。ページ数が63ページ。９款消防費１項消防費、節区分が18の負担金補助金及び交付金の中の木造住宅と、それから危険ブロックでございます。合わせて補助金が523万9,000円になっておりますけれども、それぞれ予定、予算を立てて、このくらいの差金が出たという要因をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　要因と言いますか、申込みが少なかったというのが現実でございます。耐震改修工事のほうが５件予定していたのが３件の減額。ブロック塀のほうが10件を予定していたのが、６件分の減額ということになってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　特に、木造住宅耐震のほうは、一戸当たりの改修金額が高くなってちゅうちょするというふうなところの状況というのはあるのかないのか、お伺いしたいというふうに思いますが。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　改修する箇所によって変わってまいりますけれども、大きくやられる方はやはり1,000万単位の改修費用となりますので、そちらの方はなかなか進まない状況でございます。ただ、部分的にやる方で、200万、300万の方がいらっしゃると、そちらの方は結構改修をされているなという感触は受けております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　ブロック塀も含めてですけれども、やはり経済的な部分の理由でなかなか踏み込めないというところが、今後も、やはりどうしても、今、物価高騰だったり、なかなか年収等々が増えないというところがありまして、改修になかなか踏み込めないという方が、ずっと同じ方がなってくる可能性があるというふうに思いますけれども、その辺、担当課として捉えられて、どういうふうな支援があるかっていうところまで考えられていたのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　まだはっきりとはお答えできませんけれども、国のほうでも物価高騰対策としていろいろと策を講じているようでございますので、そちらのほうの情報を入れながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　それでは、鈴木惠子議員。残り１問お願いします。

○６番（鈴木惠子君）　66ページ。10款２項中……、進行あれなんですけれども、備品購入費17節理科教材備品購入代減額の下に、タブレット学習用指導者用タブレット端末代を減額822万3,000円の減額となった主な内容は、どういう理由でこのくらいの減額になったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

こちら、県で一括で共同調達をしておるものでございまして、こちら入札の差金の減額とい

うふうになっております。小学校も中学校も合わせてそのとおりになってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　確認ですけれども、要するに金額が下がったことによって、台数は変わらないということで理解していいんですね。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　おっしゃるとおりでございます。台数は変わりございません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　それでは、残り仁田議員。１問お願いします。

○13番（仁田秀和君）　70ページになります。70ページの10款５項３目14節七ヶ浜健康スポーツセンターの設備機器更新工事3,000万追加についてでございます。

全協でるる説明頂きましたが、改めて伺います。

今回、経年劣化による不具合箇所として８か所の更新が示されました。改めて、そこの当初、改修工事時点での発見できなかった理由について説明を求めます。それと併せて施設営業への影響についても伺います。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　御説明させていただきます。

８か所、全協のほうで説明させていただいたんですが、当初、工事が始まる前の調査の段階では、やはり見つけられなかった、分からなかったというところもございますし、やはり機械ですので、急に不具合が生じるというところもございます。

特に、今回全協のほうで説明させていただいた機械室の床スラブ、やはりそちらについては開いてみないと分からなかったというのが現状ですので、そういった部分で、今回、金額的には高額な部分なんですけども、８か所改修して進めていきたいと。利用者につきましては、通常の休館、月曜日の休館にできるものはそこで進めてまいりますし、ただ、どうしてもそういった部分で休まなければいけないという部分がありますけれども、そこは部分休館という形で進めていって、極力利用者の方には御迷惑をおかけしないような工事の進め方をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　特に、機械室床スラブ補強については、海水の漏れによりコンクリート

劣化が発生したということでございました。さらに、漏電箇所もあったということで、安全性にも、かなり危惧されるものではあったのかなというふうに思います。

そこで、適切な維持管理の在り方についての考え方、それと今後の再発防止策について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　はい、全協のほうでも御指摘頂きまして、こちらのほうでも、今現在、こちら、お認めいただいた後に、すぐ発注等々にいきたいと思っているんですけれども、完成……、こちらのほうは施設の管理のほうは、グラン・スポールさんのほうに委託している部分もございますが、そちらの部分、引継ぎ等につきましては、今までなかなかこちらのほうに情報が来なかった部分、うまく情報が共有できなかった部分がございまして、今現在はこういった部分に工事の箇所が出てくるんですけども、情報は共有できているかなと思っております。

機器の部分については、毎年の調査等は確実にしていきまして、その内容についても、担当課である生涯学習課、こちらのほうには情報はいただくと、情報を共有するという形で、今後、機器の、何て言うんですか、すいません、ちょっと言葉が出ないんですけれども、機器の管理につきましては、そういった部分でリスト化しまして、重々、今後については、何て言うんですかね、管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　当該施設に関しては海水の取扱いもありますし、大規模修繕が続く可能性があるというふうに思います。そこで、長寿命化に向けた計画の策定であったり、リスト化という話もありましたが、そういったところは計画的に取り組んでいかないといけないのかなという部分もあると思います。

そこで、計画、策定であったり、そういった取組についてと、今後、10年を見据えた更新の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　今回、11月末までの改修の部分がございます。そちらが完成するまでの間に、担当課としてはそういったリスト化しまして、長寿命化に向けて事務的な部分ですけれども進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　更新ですか。（「今後の更新、見通しは」の声あり）生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　当然、機器の寿命もございますし、修繕の結果もございますので、そういった部分をちゃんとリスト化しまして、更新の時期等々を、我々も含めて、使う側、アクアリーナ、グラン・スポール側も情報を共有しまして進めていきたいと考えております。（「計画を策定して進めるということですか」の声あり）計画というか、そういった部分の長寿命化の修繕計画、そういった部分は策定していかなくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩します。残りの歌川議員４問、篤議員５問、直美議員７問の質疑を午後１時15分から再開したいと思います。

午後０時５分　休憩

午後１時１５分

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。最初に、鈴木　篤議員。残り５問中３問お願いします。

○２番（鈴木　篤君）　では、質疑させていただきます。45ページになります。45ページの一番上の部分になります。

２款６項８目18節負担金、補助及び交付金、補助金のほうが減額で842万6,000円となっていますが、この補助金が思ったほど使われなかったということなのかなというところを懸念していまして、担当課さんとして、その要因をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　こちらの借入金利子補給補助金につきましては、上限額を300万円で３件分を当初予算で900万ほど計上しております。実際、７年度でお申込み頂いて利用された方が１件でして、借り入れたものに対する利子補給分が、57万4,000円ほどの利用でございました。したがいまして、借入れ、利子補給分は１件ということで不用額のほうを減額というふうな形としております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　そうしますと、利用に関して特に少なかったというような見解ではないということなのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　申込み頂きました事業者の借入れ額に対して、上限300としているものですので、借入れ金額によって金額が異なってくるというふうな理解でお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　では、次の質問に移らせていただきます。54ページ、こちらも一番上になります。４款１項２目12節委託料1,456万9,000円の減額補正ということなんですが、説明のところを見ると、各種健診や予防接種に対するものだと思います。そうすると、このぐらいの大きな額が減額補正ということは、なかなか受けていただけなかったということなのかなというふうに捉えました。担当課として、その要因など、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　では、お答えいたします。こちらの各種健診各種予防接種委託料については、当初、妊婦80名、子供80名というふうに、それぞれの健診、それぞれの予防接種ごとに予算を計上しております。それが、全体的に出生数とかが下がれば、全体的にその分が金額が下がりますので、このように大きな金額の減となったということでございます。

○議長（安倍敏彦君）　その金額は幾ら。全体のことを言っているわけじゃないですよ。598万5,000円。全体。

○子ども未来課長（菅井明子君）　これは、合わせてですね。

○議長（安倍敏彦君）　合わせてね。はい。すみません。篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　そうすると、そもそものパイと言いますか、予定していた人数が少なかったためというふうに受け取りました。そうすると、予防接種とか健診とかを受けてもらえなかったということではないという認識でよろしいかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　そのとおりでございます。受けてもらえなかったということではないということです。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　では、次の質問に移らせていただきます。62ページになります。９款１項３目14節工事請負費の中の消防車両置場エアコン設置工事を減額ということなんですが、55万円の減額補正ということなんですが、これは設置台数が少なくなったということなのか、それとも１台当たりの設置額が予定より少なかったのか。質問の意図としては、必要な部分のエ

アコンはきっちり設置されたのかというところを確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　減額の原因は、入札の差額でございます。設置個所は３か所を予定しておりまして、全て設置しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　次に、直美議員。３問お願いします。

○７番（佐藤直美君）　まず、35ページの２の１の７の12の委託料。こちら、先ほどと言うか、ほかの方が質問したときに、30ページで説明したデジタル基盤改革支援補助金を減額との何か関係性があって、こちらも減額になったのかなというのは大体想像できたんですけれども、もう一度詳しく、こちらの歳出のほうでもどのような理由で減額になったのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　それではお答えいたします。これ、歳出のほう今御指摘あった委託料の部分、歳入のほうで5,700万ほど減額していますが、大きなところは補正予算書の36ページの上段にある標準準拠システムへの移行支援業務委託料の減額、これは5,200万、これが当初予算でデジ庁から、まだ積算内容が不明瞭だったために、こちらとしては最大限積んでいたものが、仕様が確定した時点で人件費等が確定して、入札時点では大幅に圧縮ができたので大きな減になったというところになります。

あとはこの中にありますものですと、標準化、ガバメントクラウドに伴うもの、あとほかには、ほかのところに散っていた介護保険であったり、後期高齢者のシステムであったり、総額合わせて国から対象となっている補助金のうちの5,700万が減額になっているということで、結果的に支出と歳入のほうどちらもイコールで歳入歳出併せて減させていただいているということになります。

理由としては国からの補助が10分の10のものでありますので、イコールになっているということになります。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　２問目行きます。次が44ページ、２の６の５の１、男女共同参画推進委員報酬を減額６万3,000円とありますが、こちらは委員がいなくて減額なのか、それとも会議があってそちらに参加をできなかった委員がいたから減額なのか、どちらが理由なのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　現在の委員さんは、県の職員も含めて７名でございます。うち、県の職員の分は報酬はなしという形になっていますので、実質６名の対象の報酬として計算されております。今年度、２回目が今月、来週、再来週あるので、まだはっきり人数は確定していないんですけども、１回目の参加者の人数が３名だったんですよ。なので、支出が２万1,000円だったと。今回２回目の会議を開くんですけれども、その分を換算しましても予算が余るということで、今回減額させていただいたという形になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、今年度、委員の数は町が希望する、ちょっと定数、私も調べれば出てくるとは思うんですけれども、募集した数にきちっと人数がいるのかいないのか、そちらはいかがなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　10名以内ということで設定はしているんですけども、今年度、昨年度末から募集をかけまして、７年度からの委員さんは７名ということで、ちょっと足りないという状況でございます。

以上です。

○７番（佐藤直美君）　はい。じゃあ３問目。

○議長（安倍敏彦君）　３問目。直美議員。

○７番（佐藤直美君）　次は、50ページの下のほうですね。３の２の６の12委託料、こども計画策定に係るアンケート調査等委託料を減額185万5,000円なんですけれども、こちらは、ただの差金なのか、それともアンケートを答えた人数が少ないから減額になっているのか、その理由ですね。内訳というか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　こちらは契約差金になります。アンケートに答えたか、答えていないかということで金額が下がったわけではございません。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、こちらは当初見込んでいたより結構な差額はあるんですけれども、ここまで入札差金があるというのは、こういった業種は普通なのかどうなのか。いろいろ違うとは思うんですけれども、そこのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　こちらは、業者につきましては、アンケートを専門としている業者でございますので、制度的にもきちんとした成果物が上がってきているというところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　３問終わった。直美議員。

○７番（佐藤直美君）　今、まだ２回ですよ。

○議長（安倍敏彦君）　すみません。直美議員。

○７番（佐藤直美君）　今質問したのは、こういった業種で、こういうふうに契約差金があるのは普通なのかなというところで、ちょっとお聞きしたことだったんですけれども、しっかりとやっているということはそうなんだろうなとは思うんですけれども、工事業者とかだったらあり得るのかなとは思ったのですが、そこのところどうなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　こちらは、当初400万円の予算額を計上いたしましたけれども、一応近隣の市町村、自治体とかを参考にして、予算額を400万というふうに設定させていただきましたが、結果的に下がったというところは、通常普通と言うか、何ですかね、きちんとした入札をしてこの金額になったというところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　それでは歌川議員。３問。３問でよろしいですか。

○12番（歌川　渡君）　２問にします。

○議長（安倍敏彦君）　２問。ありがとうございます。

○12番（歌川　渡君）　支出のほうで質問させていただきます。57ページ、６款２項２目森林環境整備基金費であります。233万7,000円について伺います。基金の目的に照らして質問させていただきます。この森林の整備ということなので、どの地域を整備して、そしてこれは、その地域への追加なのか、それとも新たな森林の地域の整備に充当していくのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　新たな森林の整備をするためのものではございませんで、森林の整備及び促進に関する施策に要する費用のために積み立てるものでございます。例えば、宮城県の木材を使うものとか、あとは公共施設への木材を使った何か、テーブルとかそういうものに使うものでございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　ということで、目的に合った金額の積立てとかというのがあるかと思う

んですけども、現在この233万7,000円を積み立てするに当たって想定される具体的な事業というのは持っているのかどうか。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　今現在は、事業のところは明確なものはございませんが、今後、例えば、公共施設において何か木材を使うものが出てきましたら、そちらに充当していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　要するに、その目的額というのは、当面どのぐらい後を想定しているのか。そして、何年度あたりを目標に。

○議長（安倍敏彦君）　何年度、はい。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　こちらについては森林環境譲与税と、それに伴う基金の利息の分を積み立てているものでございます。一般財源は入っておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　２問目。

○12番（歌川　渡君）　60ページです。単純に、８款１項１目総務費の中の17備品購入費ということで、デジタルカメラを購入しております。この購入しなければいけない理由と、このカメラの性能的なものを伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　こちらは、現場で使うための現場用のデジカメでして、こちらが１台壊れてしまったために購入するということです。性能といたしましては、防水とか耐衝撃性がありまして、頑丈なものということで、現場で使えるような形ということにしております。

○議長（安倍敏彦君）　次に、篤議員。残り２問。

○２番（鈴木　篤君）　残り１問になりました。最後は、66ページ。10款２項３目17節備品購入費の中の、学習用及び指導者用タブレット端末購入代を減額というところになります。先ほど、惠子議員の質問に対する御答弁ですと台数は変わりないということは分かりましたが、台数が変わっていないにもかかわらずこれだけの減額幅があるということは、一般的に考えるとスペックを落として安いタブレットを購入されたのではないのかなと邪推してしまうんですが、そのあたり確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。スペック等は当初の予定のとおりで、下ろしているというようなことではございません。しっかり当初の予定どおりのスペックで購入しております。入札差金ということでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　ちなみに、何台分購入されたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　お答えいたします。全部で1,256台になります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　篤議員。

○２番（鈴木　篤君）　そうすると、台数はかなり多かったということですね。そうすると、１台当たりの下がり幅はさほどでもないということですね。承知しました。そうであれば、バージョンに関してはスペックも落ちてないのかなというふうに判断しました。

最後、３つ目でお聞きしたいのが、これは現場の先生方の意見が一番大事。使われる、指導で使われたり子供たちに使わせたり。現場の先生方の御要望に対応したスペックと台数をしっかり準備できたのか、最後に確認させてください。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　こちらは、現場の先生方にということではございますが、もちろんその辺は対応しているとこちらでは思っております。具体的には、あとは補助の関係で、タブレット、あとフィルタリングソフト等ありますので、今回は減額のところには入っていませんが、そういったところも含めて、スペックも容量も前回のものよりは多くなっておりますので、その辺も先生方はよかったというような声も聞いておりますので、その辺は十分かなというふうにこちらでは認識しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　それでは、残り、直美議員。３問お願いします。

○７番（佐藤直美君）　残り２問になりました。55ページになります。４の１の８の７報償費と、12の委託料の中のこころの相談事業委託料減額と。ここ、２つ併せてちょっとお聞きしたいんですけれども、こちらの報償費の講師謝金の減額が３万3,000円となっています。こちらはどのような理由で３万3,000円なのか。来ていただく数が少なくなって３万3,000円なのか、どうなのか。そして、その委託料のこの２万円は、それと関係しているのかどうなのか。そこのと

ころを合わせて、どんな事業でこういうふうになったのかというのもお聞きできればと思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　まず、報償費の減額につきましては、欠席された方とか、そういった形で、要は、予定より少なくなったために減額したということになります。会議を開きまして、当初として11名にしていたんですけれども、欠席された方とか、あと、公職についている方で受け取れませんということで拒否という名目にしますが、そういった方で減額したという状況でございます。

あと、次の12の委託料です……、よろしいでしょうか。

○７番（佐藤直美君）　そうです。こころの相談のところ。

○健康福祉課長（関本英児君）　８目のほう。こころの相談。

○７番（佐藤直美君）　12委託料こころの相談。健康福祉課。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらは、食育とまたちょっと違う事業でございまして……。

○７番（佐藤直美君）　食育。ちょっと待ってくださいね。もう一回、じゃあすみません。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　一緒にした私が申し訳ございませんでした。ばらばらに聞きます。もう一回。すみません、一緒にしたからややこしいですよね。

まず、４の１の８の７の自殺予防講師謝金を減額３万3,000円。こちらは、もともとこの講師の方がいて、それを減らしたのは何なのかというのが一つだったので、まずそこからお聞きします。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらの減額につきましては、当初予定しておりました医師なんですけれども、体調不良で出席できなかった。その代わり、精神保健センターの所長さんが出席されて講師をしていただいた。その方は報酬なしということになっていましたので、そのためここにあった予算を減らしたということでございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、こちらは医師の先生ですね、この講師となる予定だった先生が欠席して、精神保健センターの所長が代わりに講師としていらっしゃったということだったんですけれども、それの内容、代理で来られたということは、もう本来やっていただきたかったことができなかったんじゃないのか。それともしっかりとできていたのか、それは誰に

対しての講師として代理で来ていただいたのか、そういう詳細をちょっとお聞きできればと思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらにつきましては、ゲートキーパーでございまして、今回は、たしか、ゲートキーパーとして講師を派遣する形を取っていたんですけども、今回、急遽、本当にもう１週間もない中、突然ちょっと体調不良となったということで、急遽そこで実際いろいろ保健所、宮城県の塩竈保健所の方とちょっと相談しながら、ゲートキーパーに対する講師でとてもすばらしい方がいらっしゃるということがありまして、直接その方に掛け合ってお話しして、そうしたら結構いろいろな箇所でやっていらっしゃったということがありましたので、それを基に我々としてはその方を講師に招いてやったという状況でございます。なので、内容につきましては、予定していた方とそんなに遜色ないかと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それを聞いて安心はしているんですけれども、やはり、大人だけではなくて、全国的にこの自殺者というのは、大人は減ってきてはいるんですけれども、若者がなかなか本当に心を痛めることがたくさんありますので、そういったところで講話と言うか、このゲートキーパーの講習会では、しっかりとそういった若者に向けてのことも、この代理で来てくださった方はしっかりといろいろとお話してくださったのかどうかお聞きできればと思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　議員さんおっしゃるとおり、まさにそのとおりで、世代関係なく子供から大人までというのを対象にしたゲートキーパー講師になっております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、一緒にしてしまったんですが次の質問に。私もう３問やりましたか。やっていないですよね。さっきと一緒。

　次はこころの相談事業委託料を減額というところで、これはただの差金だとは思うんですが、どのような事業をやって、そして減額につながっていたのかというのを簡単に御説明頂ければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらは、我々保健師とかで相談事業として対応していたんですけれども、やはりもう少し専門的な心理士さん、その方を交えて相談者に対して接して、そ

の方の今後の相談事業を充実させようという趣旨でやっております。その中で今回減額したものは、もともと我々、今回これ新規事業でございまして、我々が最初考えたやり方をやったんですが、やはり、いざその年度始まっていろんなその対応、例えば委託内容をもっと整理して、運用方針をもっとますますやることによって、よりよい相談体制がつくれるだろうということで、予定より金額が簡単に言えば減ったという形になります。要は、もともと４回、事業回数しようと思ったんですけれども、先ほど言ったとおり新規事業だったもので、内容とか、そのやり方とか再度考えて結局３回、そのための１回分を減らしたため、今回減額させていただいたという考えでございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　それでは、次の質問にいきます。今、分けてしまったので、最後の質問です。69ページの10の４の１の１報酬のところで、委員等報酬スポーツ推進委員報酬を減額。こちら30万8,000円となっていますので、こちらは何名、各地区から出て来ていただいているとは思うんですが、これぐらい結構な金額ですので、詳細を説明頂ければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　スポーツ推進員さんなんですけれども、各地区から１名ずつ出ていらっしゃいまして、あと、学校、教育委員会のほうから１名、先生に協力していただいている状況です。当初の予定では、当初予算は100万、105万でございました。一応１回7,000円ということで計算させていただいております。それで、まず、これも今年度まだ終わってはいないんですけれども、前期分、各種大会、野球大会だったり、後期になりますとトライアスロンの協力を、準備のほうですね。等々、あとは、綱引き大会とか、そういった部分の協力。あとは各種研修、県のスポーツ推進の研修とかもありますので、そちらのほうに出ていただくという部分で報酬を計算させていただいております。前期分で42回出席。延べ人数なんですが42人と。後期として、延べとして一応64人で計算させていただいておりまして、今現在。合計で44万8,000円という金額が出まして、その残りの分を今回差し引いて減額補正をしたという形になります。どうしても働いている方も多いものですから、研修とか協力ができないという方も中にはいらっしゃるんですけれども、それを見てお願いしているというところなのでこちらも強制ができないところはあるんですが、今後はもっと協力していただくように進めていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　そうしますと、これ結果、結構多分欠席というか参加できなかった委員

の方々が多いなというので、あえてちょっと質問させていただいたんですけれども。そうしますと、今年度１年間やってみて、ちょっと無理があるんじゃないかしらとか、このシステムのままではというふうな、何かお気づきの点はありましたでしょうか。やはり、これの回数を減らすとか、例えば綱引き大会があっても、全地区からの１名ずつなのを半分にして、トライアスロンの協力を半分にしてとか、何かこう工夫をしようとした点はあったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　トライアスロンについては、地区は関係ないんですけれども、やはり、綱引き大会とか野球大会は地区対抗というところがありますので、どうしてもそこの部分で協力はいただきたいということがお願いをしておるところでございます。どうしても、働いている方が多いので、ただそちらのスポーツ推進も地区からの推薦ということになっていますので、区長さんのほうには出ていただける方ということでお願いするようにはなるんですが、取りあえず任期のほうがまだ続いていますので、来年度もっと協力いただけるような体制は考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○７番（佐藤直美君）　地区からの推薦というか義務になっているので、これもほかの委員と同じように健康推進員だったり、なかなかやはり地区でも決めるのが大変だとかいう声は、今年度しっかりと課のほうには届いていたのか。それとも地区は、特にそういった声はなくて運用されていたのか、そこのところをお聞かせ願います。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　スポーツ推進委員さんに限って言いますと、地区のほうで継続の方も当然いらっしゃるんですけれども、新規の方、区長さんから提出なんですが、あまりそういった話は聞かずに、スムーズに提出されたような感じが受け取っております。

○議長（安倍敏彦君）　これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第１５号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第７、議案第15号令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　それでは、議案第15号令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

議案書は73ページをお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,488万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,700万9,000円に定めようとするものであります。

では、初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書の78ページをお開き願います。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税450万円の追加は、決算見込みによる補正であります。

３款１項１目保険給付費等交付金4,827万9,000円の追加は、後ほど歳出で御説明いたします療養給付費と高額療養費の財源となるものです。

次のページを御覧ください。79ページです。

５款１項１目一般会計繰入金4,419万4,000円は、国・県の基盤安定負担金の額が確定したことにより整理するものであります。

５款２項１目財政調整基金繰入金1,425万2,000円の減額は、このたびの補正予算の財源調整によるものです。

７款１項１目一般被保険者延滞金150万円は、決算見込みにより追加するものであります。

次のページ、80ページをお開きください。

７款３項２目一般被保険者返納金53万9,000円の追加は、保険資格変更後の受診に伴う返納金の見込額がほぼ固まったことによる補正であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

議案書は次の81ページになります。

２款１項１目一般被保険者療養給付費3,992万5,000円の追加及び２項１目一般被保険者高額

療養費835万4,000円の追加は、直近の数字で医療費に急激な伸びが見られたことから、今後の支払いに不足が生じることのないよう補正するものであります。

３款２項１目一般被保険者後期高齢者支援金分及び３項１目介護納付金分は、歳入において国保税を補正することに伴い、充当財源を組み替えるものであります。

なお、２項１目の後期高齢者支援金分について、財源内訳の欄が空欄となっておりますが、こちらは歳入において、財源となる後期高齢者支援金分、現年課税分が50万円の増額、滞納繰越し分が50万円の減額となっていることから、充当財源の増減が相殺され空欄となっているものであります。

次の82ページをお開きください。

４款１項１目特定健康診査費265万1,000円の減額は、特定健診委託料等の事業費がほぼ確定したことによる補正であります。

４款２項１目保健衛生普及費87万7,000円の減額は、各種事業費の額がほぼ確定したことによる補正であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君）　１点伺います。81ページの歳出のところなんですけれども、２款１項１目及び２款２項１目のところで、医療費に急激な伸びが見られたという御説明がありました。そこの要因についての分析と、あと国保財政全体における影響についてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　こちらなんですが、12月の診療分、受診分の療養給付費と高額療養費において、レセプト上情報がまいりまして、内容を確認すると急激に伸びていたというところでございます。内容を分析しますと、心臓の疾患、脳の疾患、それから、がんの治療ですね、こちらのほうが通常に比べて金額が伸びていた、件数が多かった、入院されている方等が多かったという状況でございます。寒くなってきているということもありまして、そういった疾患が増えてきたのかなというのは一般的なところで見られるところかとは思うんですが、この状況が、たまたまこの月がこうだったのか、今後どういうふうに推移していくのかというところは留意しながら見ていく必要があると考えてございます。予算、今回の補正につきましては、金額に不足することがあってはならないということから、積算をかなりシビアに考えまして、若干多いかなと思うぐらいのところで補正をさせていただきたいというところの金額で

ございます。最終的に決算のほうで余るといいなというところの希望を、期待を込めながら、不足がないような補正をさせていただいているところでございます。こちら単年度で見た場合の影響額なんですが、10分の10でお金が入ってきます。県のほうから入ってまいりますので、直接的な影響は今回ないということで考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。惠子議員。何問でしょう。

○６番（鈴木惠子君）　１問です。82ページ保健事業。４款２項１目12委託料です。その他のところで50万の委託料の減なんですが、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料を減額とありますけれども、一応、どこにどう委託して具体的にどういう内容のところまで事業を展開しているのでしょうか。またその効果はどうですか。（「減額の効果」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。申し訳ございません。手持ちの資料に委託先等々のがございませんでしたので、後ほど回答させていただきたいと思うんですが、12節委託料につきましては、契約差金でございまして、糖尿病性腎症の予防事業について30万円、医療費通知作成事業におきまして20万円の差金が生じて50万円の減額ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　効果はというところについてお答えしておりませんでしたので、改めてお答えさせていただきます。こちら、重症化の予防につなげるための事業でございまして、具体にこちらの事業をやったことで幾ら医療費が減額できましたというところの数字をはじけるわけではもちろんないんですが、やはり、重症化されますと、どうしても治療が大変なことになってしまうというところで、手前のところでいかに食い止めて健康を維持していただくかというところで行っておる事業でございますので、一人当たりかなりの金額が影響してくるということで毎年度実施しております。そういった意味での効果はあるものと信じて実施していくことが大事だと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　関連でいいですか。

○議長（安倍敏彦君）　はい、どうぞ。

○６番（鈴木惠子君）　多分、効果は、糖尿病性腎症で透析患者が増えないことが一番だと思うんですよ。そこをどうやって増やさないかというところで、だから、予測される人を何人抑えて、それがどんなふうに指導が展開されて抑えられたか。または、そこに至るまでの期間を短くできたかというふうな見方で効果判定すると思うので、そこら辺、しっかりと見ていてもらいたいなと。ただお金をかけるだけじゃなくて、結果は医療費の削減になると言うか、医療費がかからないというところに結びつくと思うので、そういう流れの捉え方をしてほしいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第１６号　令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第８、議案第16号令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　それでは、議案第16号令和７年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

議案書の84ページをお開き願います。

今回の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,378万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書89ページをお開きください。

１款１項１目公園墓地使用料478万円の減額は、決算見込みによる補正であります。

２款１項１目利子及び配当金５万7,000円は、基金の利息の見込額を踏まえ、補正するものであります。

３款２項１目公園墓地管理基金繰入金45万9,000円の減額は、歳出総額の減額に伴い、基金からの繰入金を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次のページになります。

１款１項１目一般管理費40万2,000円の減額は、事業費が確定したことによるものであります。

２目公園墓地管理基金費80万円の減額は、歳入で公園墓地使用料を減額することに伴い、基金への積立金を減額するものであります。

２款１項１目一般会計繰出金398万円の減額は、同様に歳入の公園墓地使用料を減額することに伴い、一般会計への繰出額を減額するものであります。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第17号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第９、議案第17号令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　議案第17号令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

それでは、議案書の91ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,453万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,475万8,000円に定めようとするものです。

主な補正理由としましては、施設介護サービス給付費並びに特定入所者介護サービス等費は利用減、居宅介護サービス等給付費並びに地域密着型介護サービス給付費については利用増が見込まれることから、それらに関連する歳出予算の調整などになります。

議案書の96ページをお開きください。

主な歳入予算の補正内容について御説明いたします。

３款１項１目介護給付費負担金1,089万8,000円は、国庫負担金の追加になります。

３款２項１目調整交付金1,568万5,000円は、普通調整交付金が1,564万1,000円、特別調整交付金は４万4,000円の追加になります。

３目地域支援事業交付金421万5,000円の減額は、包括的支援事業任意事業の減額になります。

７目災害臨時特例補助金１万円は、東日本大震災原発避難者減免分への追加になります。

４款１項１目介護給付費交付金1,400万円は、介護給付費交付金の現年度分の追加になります。

議案書の97ページを御覧ください。

５款１項１目介護給付費負担金595万6,000円は、介護給付費負担金の現年度分の追加になります。

７款１項１目介護給付費繰入金648万2,000円は、一般会計からの繰入金の追加になります。

議案書の98ページをお開きください。

７款１項５目その他一般会計繰入金86万円のうち、宮城県後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金26万7,000円については、フレイル予防教室委託料への宮城県後期高齢者医療広域連合からの補助金になります。

また、デジタル基盤改革支援補助金114万円は、介護認定システム更新に伴う補助金の追加になります。

７款２項１目財政調整繰入金967万9,000円の追加は、一般会計繰入金の予算の調整になります。

９款３項３目雑入186万6,000円は、令和６年度介護認定審査会負担金還付金などによるものになります。

議案書の100ページをお開きください。

主な歳出予算の補正内容について御説明いたします。

１款１項１目一般管理費54万7,000円の減額は、職員人件費等の整理になります。

２款１項１目居宅介護サービス等給付費5,100万円は、訪問介護等件数の増加に伴う給付費負担金の追加になります。

２目地域密着型介護サービス給付費1,100万円の追加は、地域密着型通所介護などの給付費負担金の追加になります。

３目施設介護サービス給付費1,200万円の減額は、介護老人福祉施設などの給付費負担金の減額になります。

２款２項１目介護予防サービス等給付費は、給付件数の減により100万円の減額になります。

議案書の102ページをお開きください。

２款６項１目特定入所者介護サービス等費350万円は、給付費負担金の減額になります。

103ページを御覧ください。

４款２項１目一般介護予防事業費12節委託料33万9,000円の減額のうち、フレイル予防普及啓発事業委託料２万7,000円の減、地域リハビリテーション活動支援事業委託料31万2,000円の減については、事業費確定により減額するものです。18節補助金地区介護予防教室補助金44万円の減は、補助額が確定により減額するものです。

５款２項１目一般会計繰出金150万9,000円は、一般会計繰出金への追加になります。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第１８号　令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第２号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第10、議案第18号令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　議案第18号令和７年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

議案書105ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億9,111万9,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書110ページをお開きください。

１款１項２目普通徴収保険料992万9,000円の追加は、決算見込みによる補正であります。

３款１項１目事務費繰入金39万円の減額は、後ほど歳出で御説明いたします一般管理費の減額に伴うものであります。

２目保険基盤安定繰入金131万9,000円の減額は、国・県の基盤安定負担金の額が確定したことによるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次の111ページになります。

１款１項１目一般管理費39万円の減額は、後期高齢者医療広域連合との連携用ファイアウオールの機器更新に伴い、事業費が確定したことによるものであります。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金861万円の追加は、歳入において保険料及び基盤安定繰入金を整理することに伴い、広域連合への負担金を補正するものであります。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第19号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第11、議案第19号令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　議案第19号令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第３号）について説明いたします。

議案書112ページを御覧ください。

第２条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が、１億5,610万円から１億3,220万円に減額することから、減額に伴う文言の整理、資本的収入については、既決予定額に2,390万円を追加し３億7,035万6,000円に定めるものでございます。

113ページを御覧ください。

第３条は、地方債を補正するものであります。公共下水道事業債の限度額7,310万円を9,640万円に、資本費平準化債の限度額6,790万円を6,850万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

115ページを御覧ください。

資本的収入の１款１項１目企業債2,390万円を追加するものでございます。

説明欄１行目、公共下水道事業債2,330万円の追加は、事業費に対する国庫補助金である社会資本整備総合交付金が確定していないため、充当する財源の不足を賄えるよう追加するものでございます。

２行目、資本費平準化債60万円の追加は、再算定の結果、発行額が確定したことにより、不足額を追加するものでございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後２時30分より再開いたします。

午後２時１９分　休憩

午後２時３０分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

日程第１２　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第１３　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第１４　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第１５　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第１６　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第１７　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第１８　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

○議長（安倍敏彦君）　この際、日程第12、議案第20号から日程第18、議案26号までは、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、議案第20号令和８年度七ヶ浜町一般会計予算について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　議案第20号令和８年度七ヶ浜町一般会計予算について説明いたします。

令和８年度各種会計予算書の１ページをお開き願います。

令和８年度の七ヶ浜町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億1,500万円と定めようとするものであります。

第２条は債務負担行為、第３条は地方債であります。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において担当課長等より説明がありますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　次に、議案第21号令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　議案第21号令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の173ページをお開き願います。

第１条のとおり、歳入歳出予算の総額は19億5,100万円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております予算審査特別委員会にて御説明申し上げます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　次に、議案第22号令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　議案第22号令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は201ページになります。

第１条のとおり、歳入歳出予算の総額は1,736万6,000円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　次に、議案第23号令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　議案第23号令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の213ページを御覧ください。

令和８年度の七ヶ浜町介護保険特別会計予算については、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ21億800万円、サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ704万7,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明いたします。

○議長（安倍敏彦君）　次に、議案第24号令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　議案第24号令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて御説明いたします。

予算書の253ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は３億1,654万2,000円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（安倍敏彦君）　次に、議案第25号令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　議案第25号令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書263ページを御覧ください。

第３条は、収益的収入及び支出について事業収益予定額を４億8,436万3,000円に、次のページをおめくりください。事業費用予定額を４億6,670万8,000円に定めるものでございます。

第４条は、資本的収入及び支出について資本的収入予定額を33万円に、資本的支出予定額を１億1,288万6,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（安倍敏彦君）　次に、議案第26号令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　議案第26号令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書297ページを御覧ください。

第３条は、収益的収入及び支出について事業収益予定額を５億6,149万5,000円に、次ページをお開きください。事業費用予定額を５億5,806万円に定めるものでございます。

第４条は、資本的収入及び支出について資本的収入予定額を２億2,258万4,000円に、資本的支出予定額を３億8,792万8,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（安倍敏彦君）　お諮りいたします。議案第20号から議案第26号までは、町長より提案理由の説明と担当課長より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期すため、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

日程第１９　報告第１号　専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和７年度七ヶ浜武道館耐震化工事及び大規模改修工事）」

○議長（安倍敏彦君）　日程第19、報告第１号専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和７年度七ヶ浜武道館耐震化工事及び大規模改修工事）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　それでは、報告第１号専決処分の報告について、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

議案書117ページをお開きください。

本契約は令和７年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事で、令和７年６月定例会の議案第44号をもって、工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。今回の変更契約については、地方自治法第180条第１項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての第６号に該当する案件であることから専決処分としたものであります。

当初契約金額１億8,216万円に131万3,400円を増額し、１億8,347万3,400円に変更するものであります。

変更の事由につきましては、施工の中で確認された屋根材腐食による鉄骨下地など部分的な腐食箇所の追加改修工事や、交通誘導員や発生材処分費の整理等によるものであります。

契約の相手方は株式会社鈴木工務店であります。なお、工期に変更はなく、令和８年２月27日までとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第２０　報告第２号　専決処分の報告について「令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）」

○議長（安倍敏彦君）　日程第20、報告第２号専決処分の報告について「令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　報告第２号専決処分の報告について、令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第７号）について説明いたします。

議案書119ページをお開きください。

今回の補正は、地方自治法第180条第１項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項として指定され、専決処分することができるとされている事項に基づき、１月27日公示、２月８日投開票の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に係る補正予算について、専決処分とさせていただいたため報告するものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

議案書120ページをお開きください。

第１条は、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,152万6,000円を追加し、予算の総額を86億7,413万7,000円とするものです。

歳入から説明いたします。

125ページをお開きください。

15款県支出金３項１目４節選挙費委託金1,150万円は、衆議院議員総選挙の執行経費に充てるものであります。

18款繰入金２項１目１節財政調整基金繰入金については、財源調整であります。

次に歳出について説明いたします。

126ページを御覧ください。

２款総務費４項５目衆議院議員選挙費は1,152万6,000円を補正するものであります。主に人件費等でありますが、入場券作成委託選挙関係郵送料、ポスター掲示場設置撤去管理委託等、選挙の執行経費の補正であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川　渡君）　１点のみ。歳入の125ページ。18款１項の基金の繰入れです。説明で財源調整ということで説明がありました。どういう理由での財源調整なのか、説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　交付金のほうにつきましては、10分の10で歳入がありますが、端数の関係で一般財源が出る場合がありますので、その部分での財源調整ということでござい

ます。

○議長（安倍敏彦君）　以上ですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

お諮りいたします。３月５日から３月15日までは予算審査等のため休会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、３月５日から３月15日までを休会とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

３月16日、予算審査特別委員会全体会終了後に再開をいたします。

本日は御苦労さまでございました。

午後２時４６分　延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和８年３月４日

七ヶ浜町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員

令和８年３月16日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録

（第４日目）

令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議会議録第４号

令和８年３月１６日（月曜日）

出席議員（１３名）

１番	鈴木洋市君	２番	鈴木篤君
３番	佐藤信輝君	５番	鈴木博君
６番	鈴木惠子君	７番	佐藤直美君
８番	熊谷明美君	９番	佐藤壮一君
１０番	遠藤喜二君	１１番	岡﨑正憲君
１２番	歌川渡君	１３番	仁田秀和君
１４番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長		寺澤薫	君
副町長		平山良一	君
総務課長兼デジタル推進室長		藤井孝典	君
防災対策室長		石井直紀	君
企画財政課長		青木ゆかり	君
税務課長		遠藤衛	君
町民生活課長		宮下尚久	君
まちづくり振興課長		鈴木昭史	君
建設課長兼復興推進室長		阿部豊則	君
国際村事務局長		我妻幸弘	君
子ども未来課長		菅井明子	君
健康福祉課長		関本英児	君
長寿社会課長		沼倉隆弘	君

会計管理者	鈴木　正実　君
上下水道事業所長	後藤　謙一　君
教育長	大槻　泰弘　君
教育総務課長	稲妻　和久　君
生涯学習課長	遠藤　弘次　君
監査委員事務局長	佐々木　祐一　君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木　祐一　君
同書記	鈴木　一叶　君

議事日程　第４号

令和８年３月１６日（月曜日）　　午後１時１５分　　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第　３　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第　４　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第　５　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第　６　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第　７　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第　８　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

日程第　９　総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第　３　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第　４　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第　５　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第　６　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第　７　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第　８　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

日程第　９　総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

午後１時１５分　開会

○議長（安倍敏彦君）　これより令和８年七ヶ浜町議会定例会３月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、７番佐藤直美議員、８番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第２　議案第２０号　令和８年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第３　議案第２１号　令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第４　議案第２２号　令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第５　議案第２３号　令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第６　議案第２４号　令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第７　議案第２５号　令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第８　議案第２６号　令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

○議長（安倍敏彦君）　この際、日程第２、議案第20号令和８年度七ヶ浜町一般会計予算から日程第８、議案第26号令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

ここで、予算審査の結果を予算審査特別委員会委員長鈴木洋市議員へ一括して報告されるよう求めます。鈴木洋市議員、御登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長　鈴木洋市君　登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（鈴木洋市君）　それでは、私から予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は、令和８年３月４日の七ヶ浜町議会定例会３月会議において、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会として設置され、令和８年度各種会計予算審査につきまして付託されたものです。３月４日、５日、６日、９日、10日、12日、13日、本日の８日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木洋市議員、降壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長　鈴木洋市君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　ただいま予算審査特別委員会の委員長より各種会計予算審査の結果報告がありましたが、質疑を省略し、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第20号令和８年度七ヶ浜町一般会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　12番、日本共産党の歌川です。

議案第20号令和８年度七ヶ浜町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

令和８年度においても、６つの施策軸の下、「心かよう健幸のまちづくり」を継続推進していくとしています。町民の思いがかなうまちづくりを求めるものであります。今年度事業においても一部改善、評価できるものがあるものの、いまだ法律、町条例等に準拠した施策が講じられていないこと。また、町が負担すべき事業費を、利用者にその負担を強いていることであります。

これらのことから、以下の事業の一部を取り上げ、改善、実施を求めるものであります。

初めに、総務課、防災対策室に関連する事業であります。

１つに、会計年度任用職員の給与の引上げを求めるものです。

会計年度任用職員があっての行政運営が行われていると言っても過言ではない状況にあります。ところが、正規職員と会計年度任用職員の給与の差が大きくなっている問題です。令和７年度で、棒給月額が1.73％引き上げられましたが、いまだ正職員の平均月額給料と比較すると、僅か４割から５割の月額給料しか支給されていない状況であります。改めて引上げを求めるものであります。

２つに、区長制度についてであります。

町が定めた区長は、自治法第138条４項３によって設置されたものでありますが、その法では、「執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関」と定めております。町が定めた区長は、この自治法第138条４項３から逸脱したものであり、是正すべきであります。

また、区長に支給している報酬の一部を県からの委託費としての広報紙配布事務費を含め実質配布している地区の区長、組長、班長に支給するよう指導すべきではありませんか。

３つに、地震に対応すべき減災対策であります。

木造住宅耐震診断及び改修工事助成事業についてであります。町独自の上乗せ助成を求める

とともに、平成12年度に改正された耐震基準に合わせた木造住宅耐震診断及び改修工事助成事業を求めるものであります。

４つに、県道塩釜多賀城七ヶ浜線で薬王堂やセブンイレブン七ケ浜店などを利用する近隣の方々の横断に当たっての安全のために、汐見台４丁目歩道から通じる県道に横断歩道設置を県公安委員会に要望することを求めるものであります。

５つに、危険ブロック塀除去等補助金事業であります。

児童・生徒の通学路の安全確保のため、特に改修の必要度の高い危険ブロックの早期改修を図ることが必要であります。危険ブロックと指定された箇所の所有者の大半が高齢者であります。年金暮らしでは、改修または撤去したくても費用の工面ができないというのが現実ではないでしょうか。災害時に所有者を加害者にさせないためにも補助金の増額を行い、早期の改修をすることを求めるものであります。

６つに、ながすか多目的公園への来場者やイベントの開催も行われており、広場から災害時の避難誘導路として、毎年要求しております韮ヶ森側駐車場に通じる２本の橋の改修を行うべきであります。

７つに、自転車用ヘルメット着用の推進のために、助成金の上限を上げるべきではないでしょうか。

次に、企画財政課についてであります。

１つに、汐見台南１丁目54地内を汐見台地区駐車場管理組合との土地賃貸借契約についてであります。

昨年度契約から財産貸付収入として１台月額1,000円とし、55台の12か月で66万の賃貸契約をしていますが、これは町の財産交換、譲与等に関する条例に準じた賃貸契約に対し、逸脱したものになっていることから、同条例に明記されている財産の種類、目的、単位、使用料に基づいた賃貸借契約に改めることを求めるものであります。

また、隣接する町有地に設置されている同組合が管理している防犯カメラ設置鉄柱の過年度分の使用料はどのような処理をされたのか。適正な処理を求めるものであります。

次に、まちづくり振興課についてであります。

逍遥のまちづくり官民連携事業であります。これまでの議会の全員協議会で、調査地域に取り上げた菖蒲田浜招又地域が、町が進めるまちの魅力を生かした関係人口の増加やにぎわい創出事業を通じた地域活性化につなげるには、現時点においては、そしてさきの総括質疑で、町長の発言で、採算が合わない事業でもあることが認識されていることからも成功するとは考え

にくい状況と思われることから、改めて、中止も含めた事業の見直しを求めるものであります。

また、ほのぼの農園の管理についてであります。区画間の除草のきめ細かな対応、利用者の同区画のさらなる使用延長ができるよう条例の見直しを検討することを求めるものであります。

次に、建設課についてであります。

１つに、ながすか多目的公園のベンチに対応して設置されている日よけとなっている施設に、夏場の強い日差しよけとなるよしずの設置を求めるものであります。

２つに、新年度においても約20億円もの積立てされている災害公営住宅維持管理基金の取崩しで、後年の被災者入居者の家賃軽減の継続の施策を講ずることを求めるものであります。

次に、健康福祉課についてであります。

１つは敬老会事業でありますが、新年度においても敬老者の名簿冊子の発行はされない。記念品は参加者のみとなっている状況から、参加されない地区の高齢者への名簿、記念品の配付の負担が大きくなっているのであれば、参加確認通知を行う際、名簿、記念品を事前に宅配するなどの対応で解決できるのではないでしょうか。

２つに、町が行っている老人施設、障害福祉事業で支給要綱に準じた受給すべき対象者に十分周知、支給できるよう求めるものであります。

３つは、心身障害者医療費助成についてでありますが、子供医療費同様、償還払いではなく現物給付にできるよう努力、実施することを求めるものであります。

４つは、高血圧ゼロのまちづくり。事業を否定するものではありませんが、高血圧症が重症化することによって発症する心疾患、脳血管疾患が全国及び宮城県平均より高いことを踏まえ、地域の健康診査の受診率の向上に向けた施策を重視することが、町民の命、健康を保つことと医療費の削減につながるものではないでしょうか。実施を求めるものであります。

次に、町民福祉課についてであります。

東宮浜地区住民の騒音対策として港湾内で操業している、積載、石の運搬ですね、運ぶときの防音対策を宮城県及び事業者に求めるべきであります。

また、公営施設のＬＥＤ化の促進で、温暖化効果ガス排出削減の町の計画的設置を改めて求めるものであります。

次に、長寿化社会についてであります。

独り暮らし高齢者への緊急通報システムの促進であります。町の統計で見ても、被災者の独り暮らしの方が120人。新事業の地域高齢者等見守り支援事業の対象者人口の報告では141人。独り暮らし高齢者ではありませんが、要介護１、２を合わせて約500人。これらの人数から照

らして、緊急通報システム設置が19人はあまりにも少ない設置数ではないでしょうか。独り暮らし高齢者の生活状況を把握し、促進を求めるものであります。

また、老人福祉センターの運営についてでありますが、先ほど町長は、入浴人数が減少していることを述べておりますが、これは、これまで２つの入浴男女施設があったのが、１か所となり、さらに入浴時間も制限されていることからではないでしょうか。入浴施設の改修を行えば、センター利用者も回復してくるのではないでしょうか。改修を求めるものであります。

次に、子ども未来課についてであります。

教育総務課にも関連するものですが、昨年の予算審査において、就学前５歳児健診に発達障害に関わる事業を、項目を設けることを求めておりましたが、令和９年度実施に向けて準備を進めていることは評価するものであります。実施されることで、発達障害者支援法に伴う早期発見や療養を行うことができ、家庭や学校での適切な対応にもつながると考えることから評価するものであります。

また、指摘、改善を求めるものでは、１つは、児童遊園管理費についてであります。

町内11か所に設置されている厚生児童施設としての児童遊園の遊具等が、設置要綱に準拠した設置状況になっていないことであります。設置すべき施設、遊具は、児童福祉法で義務づけられているもので、地区の意見で左右されるものではありません。町は地区に対して、法令等を説明し理解を求める努力をすべきではないでしょうか。改めて設置要綱に準拠した施設整備を求めるものであります。

２つに、小学校入学金支給事業でありますが、同対象者等に対して、町独自事業として中学入学祝い金の創設を求めるとともに、第一子からの支給事業を行うことをさらに求めるものであります。

次に、保育所についてであります。

１つは、３歳児から５歳児の給食への助成事業の実施を求めるものであります。

新年度受入れ当初で36名の方に対し、給食費として194万4,000円を徴収しようとしております。食育、子育て支援事業として、費用の軽減または無償化にすべきではないでしょうか。

２つに、会計年度任用職員の給料の引上げを求めるものであります。

保育士において、正規職員と会計年度任用職員の格差が生じており、報酬の６割程度になっていることから引上げを求めるものであります。

次に、生涯学習センターに関わる事業であります。

１つに、パターゴルフなどで野外活動センターを利用されている方々のために、不便を生じ

ないように定期的な除草を行うことを求めるものであります。

２つに、令和６年度で第２スケートボード場整備工事計画委託料を計上しておりませんが、令和７年度に、過去にしておりますが、令和７年度化した事業が計上されていない。今年度においても計上されていない状況であることから、今後の同事業の施設計画に当たって議会の報告を求めるものであります。

教育総務課についてであります。

１つは、就学援助費についてであります。

新年度では、国による援助単価の引上げで、卒業アルバム等についての増額がされているところであります。本町においても増額給付することとともに、近年の物価高騰に対応した就学援助基準単価を上回る、他の市町村と同様に支給額を設けることを求めるものであります。

２つは、各小中学校に学校司書の配置を求めるものであります。

学校図書館法に基づいて学校教諭が配置されていると思いますが、児童・生徒及び教師による学校図書館利用の一層の促進のためにも、各学校に図書の配置を求めるものであります。

３つは、学校体育館のエアコン設置についてであります。

気象変動、温暖化、さらに災害時の避難者の収容施設としての環境整備交付金が設けられていることから、早急な対応を求めるものであります。

最後になります。

学校給食センター事業についてであります。新年度から小学校の児童の給食費が補助されることに伴い、中学生生徒の食費についても、食の教育及び教育は無償の立場から町独自の助成を求めるものであります。

以上の施策を新年度以降に実施することを求め、反対といたします。

○議長（安倍敏彦君）　次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　13番、七志会の仁田でございます。

私は、議案第20号令和８年度七ヶ浜町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

現在の社会情勢は、物価高騰への対応、少子高齢化の進行、社会保障費の増大、さらには激甚化する自然災害への備えなど地方自治体が直面する課題は年々複雑化しております。このような状況の中で、自治体には、住民生活の安全と安心を守りながら、持続可能な地域社会を構築していくための責任ある財政運営が求められております。

本予算案に対しては、財政状況や将来負担などの観点から様々な意見があることも理解しておりますが、しかしながら、地方自治体の予算は、単なる数字の積み上げではなく、住民生活

を守るための政策の具体化であり、その効果と必要性を総合的に判断することが重要であると考えます。

令和８年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ79億1,500万円で編成され、前年度と比較して8,400万円の減、率にして1.1％の減となっております。歳入面では、主要な自主財源である町税が約20億7,800万円と前年度比約4,500万円の増であり、個人町民税の所得割の増額が見込まれております。また、地方交付税については、普通交付税21億3,000万円、特別交付税１億円が計上されており、決算見込みや国の地方財政対策を踏まえた堅実な予算編成となっております。

次に、本町の財政構造について触れたいと思います。

令和８年度の一般会計における義務的経費は約34億3,100万円であり、歳出総額の43.3％を占めております。義務的経費は一度増加すると弾力的な削減が難しく、政策的経費や将来投資に影響を及ぼす重要な財政指標であります。

今後、高齢化の進展などにより社会保障関係経費の増加が見込まれる中、財政運営においては、この構造を的確に把握しながら将来世代への過度な負担の先送りを避けつつ、必要な投資を確保していく視点が不可欠であります。

本予算は、そのような財政構造を踏まえた中で編成されている点において評価できるものであります。

歳出面においては、防災、福祉、教育、地域交通、地場産業など町民生活に直結する施策が着実に盛り込まれております。

防災分野では、近年頻発する自然災害を踏まえ、地域防災体制の維持、強化に向けた取組が継続して進められております。自治体の最も基本的な責務は、住民の生命と財産を守ることであり、防災対策の充実は、地域社会の安心を支える重要な施策であります。

教育分野では、学校施策の設備更新や教育環境の整備が進められております。公共施設の設備更新や省エネルギー化は、施設の安全性や快適性の向上だけでなく、長期的には維持管理費の抑制にもつながるものであり、持続可能な公共施設管理という観点からも意義ある取組であります。

福祉分野においては、高齢化の進展に対応した健康づくりや地域福祉の推進、子育て支援など、乳幼児から高齢者まで安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた施策が計上されております。少子高齢化が進む中で、こうした施策を着実に進めていくことは、町民生活の基盤を支える上で極めて重要であります。

また、地域交通対策では、バス路線の維持を最優先とし、利用状況の分析やアンケート調査を通じて、町民の移動手段の確保に取り組む方針が示されております。

さらに、地場産業の振興では、フィッシャーマンズ・チャレンジ事業によるトリガイの研究が進められており、七ヶ浜ブランドとしての確立に向けた取組が継続されております。

さらに、本町の新たなまちづくりとして進められている逍遥のまちづくりについても、民間事業者へのサウンディング調査の結果を踏まえ、今後の可能性の具現化に向けた取組が進められようとしております。

本町の自然環境や景観を生かしたまちづくりは、将来の地域活性化の柱となるものであり、その検討を着実に進めていくことが期待されるところであります。

また、予算審査特別委員会においては、各課の主要事業について詳細な質疑を行い、事業の目的や効果、今後の展開について確認してまいりました。その結果、本予算は、防災対策、教育環境の整備、福祉施策の推進、地域交通の維持、地域産業の振興など、本町が直面する課題に対して必要な施策を着実に進める内容として編成されているものと判断いたしました。

本町の将来を見据え、財政構造を的確に把握しながら必要な政策投資を着実に進めていくことこそが、将来世代に対する責任ある財政運営であると申し添え、令和８年度七ヶ浜町一般会計予算に賛成するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　12番、日本共産党の歌川です。

議案第21号令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

反対の一つに、令和６年度に国保税が世帯平均で１万7,134円、12.8％が引き上げられました。今回の令和８年度からは、さらに２万7,718円、18.8％も引き上げられ、国保税収額が4,188万円もの増収になっております。町広報紙11月号での国保税改正のお知らせでは、国保財政調整基金残額が7,298万円と、国保加入者に不安を与える内容になっておりますが、令和７年

度末では約１億2,662万円と4,964万円も増加しているものであります。保険税を引上げしなくても、今回の引上げ額分が年度末増収額で充当できるのではないでしょうか。

２つ目であります。

国保税が高い原因のもう一つは、国保の県単位化によって国保加入者負担が多くなっていることであります。令和元年度から国保の県単位化に伴い、国及び県の法的負担が定められておりますが、守られていないことであります。さきの１月17日に開催された議会での国保税の一部改正で指摘し、意見を述べておりますが、改めて国及び県に対し、国民健康保険法第５章、費用の負担で示されている国及び県が行うべき負担率が守られていないことから、国及び県に対し法の遵守を求めるべきではないでしょうか。同法第70条には国の負担を規定し、国は都道府県等が行う国民健康保険の財源の安定化を図るために、負担金率を32％とし、第72条第２項では、財政調整基金率９％を加え、41％を最高額として出すと定められているものであります。同法第72条２項の１では、都道府県の特別会計への繰入れとして、都道府県は、県内の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行う算定対象額９％を繰入れなければならないと明記もされているところであります。国民健康保険の財政の安定化を図るために、国及び県に50％の負担をするために、国、県は50％の負担をすることになっています。

ところが、令和７年度の宮城県国民健康保険事業の決算見込みでも、国からの負担率が、財政調整基金を合わせても24.87％で、県負担についても5.69％となっており、合わせて30.56％しかありません。令和４年度の公費負担率は36.8％から見ても、３年間で6.24％も公費負担が減らされている状況であります。町長及び担当課は、この仕打ちをどう思っているのでしょうか。国及び県の国保に定められている負担率を厳守していないのは、法律違反ではないでしょうか。国及び県に対し、異議を唱えるべきであります。町民に税率引上げ改定をする前に、取りあえず県に対し、政令に準じた負担を求めれば、町の納付金も軽減されるのではないでしょうか。県負担率９％を求めれば、町内市町村の負担が約65億の削減になるものであります。県にこのことを求めるべきであります。

県にその財源は十分あります。令和６年度末で財政安定化基金額は約95億7,000万円もあり、令和７年度の歳入歳出差引き見込額で約44億円の黒字になっております。県には財源の余力がある状況であります。国及び県は法に定められた負担率、費用額を支出すれば、国保加入者に国保税の引上げを求めなくても運営できるものであります。

新年度予算に、このような施策が講じられていないことから反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　次に、賛成討論ありませんか。鈴木　博議員。

○５番（鈴木　博君）　５番、七志会、鈴木　博です。

私は、議案第21号令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、自営業者や年金生活者などを中心とした地域住民の医療を支える公的医療保険制度であり、地域社会における医療保障の重要な役割を担っております。とりわけ高齢化の進行や医療の高度化が進む中においては、安定した制度運営を維持していくことが自治体に求められているところであります。

令和８年度の七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ19億5,100万円で編成され、前年度と比較して１億1,400万円、率にして5.5％の減となっております。歳入面では、国民健康保険税が３億9,057万3,000円と計上されており、税率改定に伴い、前年度より4,188万円の増となっております。また、保険給付費の財源となる県支出金である保険給付費等交付金については、保険給付費の見込みに基づき、13億6,367万8,000円が計上されております。歳出では、被保険者が必要な医療を受けるための保険給付費が、13億4,933万6,000円と計上されており、医療給付費を確実に行うための予算措置が講じられております。また、県単位化された国民健康保険制度の下で県に納付する国民健康保険事業費納付金については５億831万6,000円が計上されており、制度に基づいた適切な財政運営が図られているものと考えます。

国民健康保険制度は、構造的課題を抱えている制度でもありますが、地域住民の医療を支える基盤として継続的な制度運営が求められております。本町においても、その責務の下で安定した事業運営に努めているものと評価するものであります。

また、保健事業の面では、国民健康保険事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき、特定健康診査や保健指導などが実施されております。これらの取組は、生活習慣病の予防や重症化の防止を図るものであり、被保険者の健康の保持増進だけでなく、将来的な医療費の適正化にもつながる重要な施策であります。

国民健康保険制度は、地域における医療保障の基盤であり、その安定した運営は、町民の安心した生活を支える重要な行政課題であります。今後も制度の持続性を確保しながら、被保険者が安心して医療を受けることができる環境を維持していくことが求められております。

以上のことから、令和８年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算は、制度の安定的な運営と被保険者の医療確保の観点から必要な内容として編成されているものと判断し、本議案に賛成するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決する

ことに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和８年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　12番、日本共産党の歌川です。

議案第23号令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で、高齢者などの介護を家族だけでなく社会全体で支え合うという制度として、平成12年度に発足いたしました。ところが、現在は社会全体で支えるという趣旨からかけ離れた負担割合に変わってきている状況であります。

１つは、保険事業に係る負担割合であります。

発足当時の第１号被保険者の医療費給付に占める割合は17％で、国の負担割合は25％でありました。令和８年度予算状況を見ると、第１号被保険者の割合が23.5％と6.5％も負担が増えております。施設給付については、国の負担が25％から20％と減少した負担割合になっている状況であります。

町の負担割合はどうでしょうか。制度での負担割合は12.5％であるはずなのに、国や県の負担減により、保険事業に関わる約30％の負担になっていることであります。これは医療給付費から見るのではなく、介護保険事業全体を見た数字であります。

２つは、第１号被保険者である高齢者等の保険が３年ごとの改定のたびに引上げされていることであります。

発足当時の基準月額は2,740円でしたが、現在の第９期の基準月額は6,600円となり、2.4倍

の負担になっているものであります。

３つは、第１号被保険者の保険料に、年度内の滞納や未納分を上乗せした保険料を課していることであります。

未納、未収分は、第１号被保険者に上乗せするのではなく、事業運営者である町が一般会計からの補塡で補うべきではないでしょうか。

また、一般質問で取り上げた紙おむつ支給事業において、支給実施要綱に照らして、対象者となる要介護者に支給が行き届いていないことであります。

対象となり得る要介護４、５の認定者が令和８年度１月時点で248人、重度認知症は137人もいるにもかかわらず、おむつ支給を受けている方は、要介護者で15人、認知症で12人と合わせて27人でしかない状況であります。受給が少ない理由は、町が関わっている職員が実施要綱にある文言の解釈を正しく正確に認識していないことではないでしょうか。実施要綱を実態に即した文言に改め、対象となるよう要介護者、認知症者に支給するよう改めることを求めるものであります。

これらの施策が、新年度事業で実施されていないことから反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○８番（熊谷明美君）　８番熊谷明美でございます。

議案第23号令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険制度は、高齢化社会の進展の中において高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、社会全体で支え合う仕組みとして創設された重要な社会保障制度であります。

本町においても、高齢化の進行とともに介護サービスの需要は年々高まっており、制度の安定的な運営がますます重要となっております。

令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計のうち保険事業勘定の歳入歳出予算額は、歳入歳出それぞれ21億800万円で編成されております。また、サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ704万7,000円となっており、令和７年度当初予算と比較すると、いずれも増額となっております。歳出面では、介護サービスの利用増加に伴い、居宅サービスなどの給付費を中心とした保険給付費が計上されております。

高齢者が必要な介護サービスを適切に利用できる体制を確保することは、地域における生活の安心を支える上で、極めて重要なものであります。

また、地域支援事業においては、地域包括支援センターを中心として、介護予防や生活支援体制の充実、地域との連携強化などが進められております。令和８年度の事業内容を見ますと、成年後見制度利用支援事業やフレイル予防の普及啓発、認知症対策など、継続しながらサービス向上と充実に取り組んでいる内容となっております。これらの取組は、介護が必要となる状態をできるだけ予防するとともに、地域で支え合う仕組みづくりを進めるものであります。今後の高齢社会において欠かすことのできない施策であります。

さらに、令和８年度は、第９期介護保険事業計画の最終年度に当たるとともに次期となる第10期介護保険事業計画の策定に向けた準備の年度でもございます。地域の実情や将来の介護需要を的確に把握しながら、持続可能な制度運営を見据えた計画づくりを進めることが重要であります。

介護保険制度は、介護する側、介護受ける側の双方を支える社会基盤であり、その安定した運営は、地域社会の安心につながるものであります。本町においても関係機関の連携を図りながら、適切な介護サービスの提供と制度の健全な運営に努めるものと評価するものであります。

以上のことから、令和８年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算は、高齢者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた必要な予算として編成されているものと判断し、本議案に賛成するものでございます。

以上です。

議長（安倍敏彦君）　ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　12番、日本共産党の歌川です。

議案第24号令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は平成20年度から始まり、制度の目的は、高齢者の医療費を抑制するとともに、一般診療報酬から切り離し、終末期医療として診療報酬体系をつくり上げた制度であ

りました。このことは、この制度が発足する前の平成19年１月からの週刊社会保障という雑誌で、当時、厚生労働省で高齢者医療制度施行準備室長補佐の土佐和男氏の後期高齢者医療制度の基礎知識の連載でも明らかでありました。しかし、この制度は、高齢者をはじめ多くの国民の批判を受け、１年もたたずに終末期医療診療報酬体系は廃止されました。現在は、家族保険から切り離された高齢者から独自に保険料を徴収するだけの制度になっているものであります。

この制度の問題の一つは、制度が発足して17年経過しておりますが、改正のたびに高齢者の経済的負担が増えていくことであります。

発足時は、窓口負担は１割でしたが、令和４年10月から一定の所得を超えた方が２割に引上げされ、２割負担の方への配慮も終了いたしました。そして現在は、３割の負担の導入、所得制限も設けられようとしていることが国会の中で取り上げられております。

２つは、高齢者医療に関わりのない出産育児一時金に係る費用の一部を負担する仕組みが導入されたことであります。

なぜ高齢者のための医療費財源から支出しなければならないのでしょうか。国が責任を持って財源確保をするべきであります。高齢者の医療の確保に関する法律の目的、基本理念、国の責任に照らしても、この出産育児一時金に係る費用の一部を負担することは一文も明記されていないものであります。法の制度に反するものではないでしょうか。

３つに、高齢者の保健事業であります。

令和６年度から始まった高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業でありますが、結局実施するのは市町村であり、丸投げ状態であります。

４つは、高齢者の保険料も改正のたび増えていく仕組みがつくられていることであります。

同法律の第100条には、平成20年度の若人と高齢者人口を基準として、２年ごとに高齢者の保険料の負担割合を若人の人口減少率の２分の１の割合で引上げ、その分を若人からの支援金の負担率を下げるという条文がつくられたことであります。平成20年度の保険料負担割合が１割の10％でありましたが、令和８年度からは、当局の説明でも13.27％になっていることが明らかになりました。

これらを述べただけでも、高齢者の負担が増えていく仕組みのこの後期高齢者医療制度は廃止すべきであります。長年社会に貢献された高齢者が、経済的負担が生じることがないよう、住み慣れた七ヶ浜で安心して医療と介護、福祉が受けられる制度に見直すことを国に求めるとともに、高齢者に寄り添った町独自の支援事業を講ずるべきではないでしょうか。

新年度予算に、このような施策が講じられていないことから反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○７番（佐藤直美君）　７番佐藤直美です。

議案第24号令和８年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

75歳以上もしくは65歳以上で障害を持つ高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けております。現役世代と高齢者の分担ルールが明確化されており、保険料を納めるところとそれを使うところを、都道府県ごとの広域連合の一元化により財政運営責任においても明確化されています。加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであります。

計上されました令和８年度の歳入歳出予算は、前年度比15.7％増の３億1,654万円となっておりますが、歳入に関しては、２年に１度の保険料改定と令和８年度から新たに加わる子ども・子育て支援金保険料分の増によるものです。そして、歳出に関しては、後期高齢者医療広域連合納付金となっており、適正に予算措置が取られているものと評価いたします。それから、低所得者等に対する保険料の軽減措置のために、公費負担分として保険基盤安定繰入金においても、合わせてですね、対前年度比16.3％増で計上されており、低所得者等にも配慮されております。納付先の宮城県後期高齢者医療広域連合から委託されている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、関係各課と連携し、健康診査が未受診の方に対して勧奨の通知や訪問を実施していく点とフレイル予防事業を実施することを評価いたします。

今後も健康診査や、それから歯科検診の受診率を向上させるため、健康に対する意識の向上を図る周知啓発を行うこと。また、市町村助成事業、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金の申請も他市町村を参考にしながら、今年度も宮城県後期高齢者医療広域連合、そして本町の関係各課とさらに協力し、補助の活用を探っていくことを期待しております。

最後に、物価の高騰をはじめとする後期高齢者の生活を取り巻く状況を十分に理解はしていると思いますけれども、さらに理解するように努めていただき、被保険者の保険料負担や市区町村の公費負担が過度のものとならないよう、国による新たな仕組みや財政措置を行うことを本町としても引き続き要望していくべきものと考えますので、県とこれまで以上に連携し、国への要望や意見を伝えることを期待し、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　12番、日本共産党の歌川でございます。

議案第25号令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算について反対いたします。

同事業では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道事業においても、この間、期間限定ではありますが、上水道基本料金免除を実施したことは評価するものであります。

水道法の第１条の目的。この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

このことに照らせば、仙南・仙塩広域水道事業との平成22年度から令和６年度にわたって４回に及ぶ受水契約金額が減額された約４億6,300万円を、町民への水道料金引下げに充当することを改めて求めるものであります。

さきの予算審査で指摘したこと、事業の改善を求めるものであります。

１つは、１日平均の配水量見込みを4,109立方メートルと定めているのに対し、広域水道からの受水日量が4,400立方メートルに定められております。配水量に見合った受水日量に改めることを求めるものであります。

２つは、広域水道との受水日量5,300立方メートルの契約であります。

さきに述べた配水量見込みを4,109立方メートルに見合った契約水量に改めるべきです。必要のない水量に見合った負担額の計上は、諸利用者である町民に押しつけるのではなく、一般会計からの繰入れを行い、町が責任を負うべきではないでしょうか。

３つは、同じく広域水道との七ヶ浜町の最終受水日量１万900立方メートルの契約であります。

町が述べている人口減少、機器の節水化で受水日量も減少傾向にもあるにもかかわらず、日量１万900立方メートルを使用するのはいつになるのでしょうか。せめて最終受水日量6,000立方メートルに改めれば、年間約4,700万円の町民の水道料金の引下げに充当できるものであり

ます。

４つは、仙台市との契約であります。

実態に沿った受水契約に改めるべきではないでしょうか。改めれば、最低でも2,000万以上3,000万円とも軽減できるのではないでしょうか。

以上のことを新年度の予算に計上することを求め、新年度予算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　次に、賛成討論ありませんか。佐藤信輝議員。

○３番（佐藤信輝君）　３番、七志会、佐藤信輝です。

私は、議案第25号令和８年度七ヶ浜町水道事業会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

水道事業は、町民の日常生活を支える最も重要な社会基盤の一つであり、安全で安心な水を安定して供給していくことは、自治体に課せられた重要な責務であります。とりわけ災害時や緊急時においても給水体制を維持していくことは、町民の生命と健康を守る上で欠かすことのできない行政の役割であると考えます。七ヶ浜町は、地理的条件から大規模な自己水源を確保することが難しく、広域水道による安定した水源の確保は、町民生活を守る上で欠かすことのできない重要な基盤となっています。広域水道は、ダムなどの大規模水源施設を広域的に整備、維持管理することにより、各受水団体から必要な水の供給を受けることができる仕組みであり、こうした広域的な連携によって本町の水道事業が支えられているものと認識しております。

また、本予算における受水量の設定についても、これまでの実績や契約水量などを踏まえ、事業運営に支障が生じないよう見込んで計上されているものであり、適切な措置であると考えます。

さらに、本予算では、主要管路の更新や管網解析の実施など、将来を見据えた水道施設の維持管理と更新に向けた取組が計上されています。水道施設の老朽化は全国的な課題となっておりますが、こうした取組を通じて施設の状況を的確に把握し、計画的に更新を進めていくことは、将来にわたって安定した給水体制を維持していく上で重要な取組であると考えます。

水道は、町民の命と暮らしを支える最も基本的なライフラインであります。将来にわたり安全で安心な水を安定して供給していくためには、持続可能な水道経営と計画的な施設更新を着実に進めていくことが必要であります。

本予算は、そのために必要な内容が計上されたものであり、七ヶ浜町の水道事業を将来にわたり安定的に運営していくための妥当な予算であると受け止め、本議案に賛成します。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和８年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

○議長（安倍敏彦君）　日程第９、総務産業常任委員会の所管事務の調査報告についてを議題といたします。

所管事務の調査報告を総務産業常任委員会鈴木　博委員長へ求めます。御登壇願います。博議員。

〔総務産業常任委員会委員長　鈴木　博君　登壇〕

○総務産業常任委員会委員長（鈴木　博君）　それでは、総務産業常任委員会の所管事務調査の結果を御報告いたします。

詳細は、御手元に配付の報告書のとおりでありますので、要点のみの報告といたします。

調査事件は、住民ニーズに合ったぐるりんこの運用であります。

令和７年９月22日から令和８年２月13日まで、担当課との質疑応答や先進地視察研修などの調査を行いました。

調査の結果としまして、現在、人口減少に伴う利用者数の低迷や人件費高騰による維持管理費の増大など、公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。今後は、既存路線の定期的な検証とともに、費用対効果を精査した上での増便検討が、これまで以上に重要になると解されます。

本町において拠点型直行便を導入する場合、拠点の適切な設定や既存のぐるりんことの機能分担・共存を図ることが喫緊の課題ではありますが、住民の利便性向上に資する有効な施策の一つであると判断しました。

町当局においては、現在、拠点型直行便の検討や増便に向けた協議が進められており、委員会では、住民ニーズに合致した町民ぐるりんこが、より効果的かつ持続可能な形で運行されることを期待するものであります。今後も、当局の取組や進捗状況を継続して注視していくこととし、本件に関する所管事務調査を終結することと決しました。

以上、総務産業常任委員会より御報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君）　以上で、総務産業常任委員会の所管事務の調査報告を終了いたします。

以上をもって、本定例会３月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日３月17日から12月28日までの287日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日３月17日から12月28日までの287日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時２３分　散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和８年３月１６日

七ヶ浜町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員